

平成24年第1回(3月)川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月2日)

○開 会	6
○開 議	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○行政報告	7
○会議録署名議員の指名	1 2
○会期の決定	1 2
○議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 3
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8
○議案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託	2 9
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6
○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 8
○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 9
○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 0
○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 1
○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 3
○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6
○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 7
○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5

○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
○議案第25～議案第31号の上程、説明、質疑、委員会付託	67
○散 会	78

第 2 号 (3月15日)

○開 議	81
○諸般の報告	81
○一般質問	81
中 野 暉 君	81
鈴 木 多津枝 君	93
中 田 隆 幸 君	108
高 畑 雅 一 君	114
森 照 信 君	119
○議案第2号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	127
○議案第9号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	128
○議案第25号～議案第31号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	132
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	146
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	149
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	150
○議会運営委員会委員の選任	151
○駿遠学園管理組合議会議員の選挙	152
○川根地区広域施設組合議会議員の選挙	152
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	153
○常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	154
○閉 会	154

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番	中	野		暉	君
3番	山	本	信	之	君
6番	高	畑	雅	一	君
7番	森		照	信	君
8番	中	澤	智	義	君
10番	鈴	木	多	津枝	君
11番	中	田	隆	幸	君
12番	板	谷		信	君

不応招議員（なし）

平成24年第1回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成24年3月2日(金)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 2号 第1次川根本町総合計画基本構想見直し及び後期基本計画の策定について
- 日程第 4 議案第 3号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 4号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 5号 川根本町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 6号 川根本町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 7号 川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 8号 川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 9号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第10号 川根本町居宅介護支援事業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第11号 川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 駿遠学園管理組合規約の変更について
- 日程第14 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について(くのわき親水公園キャンプ場)
- 日程第15 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について(三ツ星オートキャンプ場)
- 日程第16 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について(池ノ谷キャンプ場)
- 日程第17 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について(八木キャンプ場)
- 日程第18 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について(不動の滝自然広場オートキャンプ場)
- 日程第19 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について(アプトいちしろキャンプ場)
- 日程第20 議案第19号 平成23年度川根本町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第21 議案第20号 平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

- 日程第 2 2 議案第 2 1 号 平成 2 3 年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号 平成 2 3 年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号 平成 2 3 年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号 平成 2 3 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算
（第 4 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号 平成 2 4 年度川根本町一般会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 6 号 平成 2 4 年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 7 号 平成 2 4 年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号 平成 2 4 年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号 平成 2 4 年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号 平成 2 4 年度川根本町温泉事業特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 3 1 号 平成 2 4 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

出席議員（7名）

1番	中野暉君	3番	山本信之君
6番	高畑雅一君	7番	森照信君
10番	鈴木多津枝君	11番	中田隆幸君
12番	板谷信君		

欠席議員（1名）

8番 中澤智義君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤公敏君	副町長	小坂泰夫君
総務課長	柴田光章君	企画課長	羽倉範行君
税務課長	渡邊清君	福祉課長	西村一君
生活健康課長	栗原卓君	産業課長	澤本勝美君
建設課長	大石守廣君	商工観光課長	筒井佳仙君
教育総務課長	中澤莊也君	生涯学習課長	藤森敦君
会計管理者兼 出納室長	鈴木一男君	代表監査委員	柳原義六君

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏正

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（板谷 信君） ただいまから平成24年第1回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として、町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください。
なお、8番、中澤議員より議長あてに欠席届が出ております。御承知ください。



◎諸般の報告

○議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

2月23日、町長から第1回定例会の招集告示をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案30件が町長から提出されております。

次に、議員の辞職について報告します。

去る2月21日、市川昌美君、原田全修君、小藪侃一郎君、太田侑孝君から、1月27日の臨時議会において、発議第1号、川根本町議会解散請求に伴う弁明書について反対したことの理由により、議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、2月27日、議員辞職願を許可いたしました。報告いたします。

次に、監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

また、市川昌美君から、平成23年12月21日の同君の発言について、字句を訂正したい旨の申し出がありました。内容は、「ホットスポット」を「300前後」に訂正するものです。

以上で諸般の報告を終わります。

◇

◎行政報告

○議長（板谷 信君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねましてごあいさつがあります。町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成24年第1回定例会の開催をお願いいたしましたところ、御多用にもかかわらず御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

1月18日に、町長解職及び町議会の解散を求める本請求がなされたことにより、本町選挙管理委員会は、2月27日を告示日とし、3月18日を投票日とすることに決定しました。この投票結果いかんによっては、4月にも選挙が行われるという状況の中で、4名の議員が辞職するという事態となりました。このような異例の事態が続く中で、本定例会を迎えることになりましたが、3月定例会は総合計画、平成24年度予算と、それにかかわる重要事件の審議がございますので、熱心かつ慎重な御審議をお願いするものであります。

我が国経済の状況は、昨年3月の東日本大震災の影響を受けて、依然として厳しい状況が続く中で、各種の政策効果などを背景に、景気の緩やかな持ち直し傾向が続くことが期待されているものの、欧州の政府債務危機が金融システムに対する懸念につながっていることや、金融資本市場に影響を及ぼしていることなどにより、海外景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクが存在しております。また、電力供給の制約や原子力災害の影響、さらにはデフレの影響、雇用調整の悪化懸念が依然として残っていることにも注意が必要であります。

政府は、大震災からの復興に全力を尽くすとともに、欧州政府債務危機などによる先行きリスクを踏まえ、景気の下振れ回避に万全を期するとした上で、デフレ脱却に断固として取り組み、全力を挙げて円高とデフレの悪循環を防ぐとしております。

このため円高への総合的対策及び平成23年度第3次、第4次補正予算を迅速に実行するとともに、平成24年度予算及び関連法案の早期成立に努めるとし、1月24日には、平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度を閣議決定しました。また、政府は日本銀行と一体となって、速やかに安定的な物価上昇を目指すとし、デフレ脱却に向け、日本銀行に対して政府との緊密な情報交換・連携のもと、適切かつ果敢な金融政策運営を期待するとしておりましたが、これと呼応するかのように、日本銀行は2月14日、中長期的な物価安定のめどを示し、当面、消費者物価の前年比上昇率1%を目指して、それが見通せるようになるまで実質的なゼロ金利政策と金融資産買い入れ等の措置により、強力な金融緩和を推進していくことを決定し、資産買い入れ等の資金を55兆円程度から65兆円程度と10兆円程度増額することとしました。

予期せぬタイミングでの政策発動であったため、いろいろ憶測する向きもありましたが、

日銀がさらなる緩和政策に積極的な姿勢を示したことを評価する声が多かったようです。

1月24日には、第180回通常国会が開幕しております。平成23年度第4次補正予算については、2月8日に可決成立しましたが、平成24年度予算に続き、野田政権が最大の課題とする消費税増税と社会保障の一体改革などの審議を控え、野党は衆議院解散に追い込もうと対決姿勢を強め、与党内にも消費税増税に慎重なグループがあるなど波乱含みの展開が予想される中、橋下大阪市長や石原東京都知事を中心とした新党構想が浮上するなど、大きな政界再編の流れにつながっていく可能性も出てきております。

国外においても、本年は世界の主要国のリーダーが交代か改選の時期を迎えております。アメリカ、ロシア、フランス、韓国で大統領選挙が行われ、中国では新しい総書記が選ばれます。このような中で、この5年間で6人の首相が代わった我が国はどうなるのか、これからの動きが注目されるところであります。

国立社会保障人口問題研究所は、1月30日、日本の将来推計人口を公表しました。将来推計人口は、おおむね5年ごとに国勢調査や人口動態統計のデータをもとに、将来の出生や死亡を仮定して推計するもので、将来の人口構成がどう推移するのかの見通しを立て、年金や介護、医療など、社会保障政策の基礎資料とするものですが、これによると2060年の人口が8,674万人となり、2010年、平成22年の1億2,806万人に比べ、50年間で4,132万人、32.3%減少することになります。50年後には総人口が現在の約3分の2にまで落ち込み、65歳以上の高齢者が3,464万人で全体の39.9%、現役世代は4,418万人で50.9%、子供世代は791万人で9.1%という超少子・高齢社会の到来を予測しております。

2005年、平成17年には、女性1人が生涯に産む子供の推定人数を示す合計特殊出生率が過去最低の1.26を記録しましたが、その後、晩婚化が進む中で30代後半の団塊ジュニアを中心とした出生数の増加や、第2子以上の増加などにより、2010年には1.39にまで上昇を示したことなど、ここ数年間、増加傾向にはありますが、既に高齢化率が40%を超え、出生率も非常に低い川根本町の現状を考えると、子供を産み育てやすい社会づくりに関する施策を、他の施策に優先して実施していく必要を強く感じるものであります。

我が国に限らず、世界各国が政治・経済ともに未知の領域に入り、方向性を見出せない状況にあります。我が国は、昨年の3.11・東日本大震災からの復興の見通しすら立っていない状況の中で、首都直下型地震、東海地震、3連動地震の発生確率が何%だとか、富士山噴火の可能性が高まっているなど、新たな自然災害の危機が報道されたり、人口減少、少子・高齢化の深刻化、年金財政の破綻など、先行きの暗い話題ばかりが取りざたされ、国民の不安をあおっております。

このような状況の中で、川根本町では、第1次総合計画がスタートして5年が経過し、前期基本計画期間が終了することから、基本構想の見直しと基本計画の策定を進めてきました。このほど計画案がまとまり、川根本町総合計画審議会、澤口会長から答申をいただきました。澤口会長からは、「計画の趣旨内容を広く町民に周知するとともに、十分な理解と協力を得

られるように努めること。総合計画の進捗状況を常に把握し、定期的に公表するとともに、多くの町民の声が反映できる体制づくりに努めること。国の動向、社会情勢、地域事情等を十分見きわめた上で効果的かつ着実な事業実施に努めること。地域全体が停滞する中、行政を見る町民の目が厳しさを増しているので、町民の期待にこたえられるよう真剣に取り組んでいただきたい。また、職員が意欲を持って前向きに業務に取り組める体制づくりに努めてほしい」とのお言葉をいただきました。総合計画審議会員の皆様をはじめ、ワークショップ、子ども会議、パブリックコメントなど、御意見や御提言をお寄せいただいた皆様に、心からお礼を申し上げるものであります。この第1次総合計画基本構想の変更及び基本計画の策定については、本議会で御審議をいただくこととなります。

中長期的展望に立った総合計画の実現に向けて、これから後半の5年に入って行くわけですが、平成24年度一般会計予算は55億1,300万円、前年度と比べ1億3,200万円、率にして2.3%の減額となる予算を編成させていただきました。

平成20年度からの国の経済対策に係る地域活性化関連の補正予算による、道路など生活環境整備や学校など教育環境整備に始まって、23年度には分権時代を迎え、ますます重要視される地域コミュニティの強化を図るため、住民による地域づくりへの支援や、地域の要望にこたえるような住民生活に直結した身近な事業に重点を置いた事業展開を行ってきました。また、保健、医療、福祉など住民生活の安全・安心に直接結びつくような施策の充実にも力を入れてきました。

平成24年度は、東日本大震災や河川災害等を教訓に、従来の住民の生活環境の向上に加え、災害対策に重点を置いた予算を編成しました。主には、東海地震や集中豪雨等の自然災害への防災対策、健康で明るく過ごすための保健、医療、福祉政策の充実による安全・安心のまちづくり、農林業と商工観光業の連携による地域活性化、恵まれた自然や人的資源を生かした施策の展開による元気で活力に向けたまちづくり、地域間交流の促進や地域づくり活動への支援による住民が夢を持って明るく前向きに取り組めるまちづくりの3つを柱としました。

まず、1つ目の柱としては、昨年の3.11・東日本大震災、台風12号、15号などから得られた教訓をもとに、東海地震や豪雨など自然災害への防災対策や健康で明るく暮らすための保健・医療・福祉施策のさらなる充実を図り、より安全で安心のまちづくりを目指します。災害に強いまちづくりでは、予想される東海地震や豪雨災害など大規模災害に備えて施設整備や予防対策を進め、災害時の被災リスクを少しでも軽減できるように努めます。主な事業としては、古い基準で建てられた町内12の集会所の耐震補強工事、戸別受信機未設置の1,400世帯に防災ラジオの配備、備蓄用倉庫未設置地区への倉庫15棟の設置や防災資機材整備の補助、災害時に避難所となる町内小・中学校体育館への非常用照明、発電機設置等でございますが、照明の整備、大井川の浸水や土砂災害警戒区域などを示すハザードマップの作成などを進めます。

災害時には、孤立が懸念されるところから、急傾斜地等の防護対策を図るとともに、町道

地や林道など、道路の整備改修を進めます。また、青部バイパスや富士城バイパス、上長尾バイパス、川根寸又峡線など国・県道整備など、命の道としての道路の早期開通、改良などの要望に努めていかなければなりません。

さらに、住民の安心とともに、生活の諸便宜の向上を図るため、町営バスやスクールバスの運行、外出支援サービス事業など、足の確保を図ってまいります。また、地域の公共交通機関としての大井川鉄道との連携もさらに強めていく必要があると考えます。

だれもが安心して暮らせるふるさとづくりを目指すには、乳児から高齢者まで健やかに暮らせる環境の整備を図ることが必要となります。川根本町の子供たちが、将来に大きな夢を持って、生き生きと輝きながら育てていただくため、子育て支援センターや放課後子ども教室などの運営、私立保育園運営支援、私立幼稚園運営支援、結婚祝い金・出産祝い金支援事業などのほか、各種保健事業や医療費助成など子育て環境の充実を図り、子育てを支援するまちづくりに努めます。

また、高齢化が進む中で、健康的な生活を送ることは安全・安心のまちづくりにとって極めて重要でありますので、各種疾病に対する予防接種費用の助成や、各種健康診断事業の充実を努めたいと考えます。今後とも医師の確保に努めるとともに、長期的な視点に立っての医療体制の整備・構築を考える時期に来ていると思われまますので、ふじのくにネットワークなどにより総合病院等と町内診療所が相互に連携を図りながら、住民も安心、医師も安心して取り組める川根本町の医療体制を検討していく必要があると考えます。

2つ目の柱は、農林業と商工観光業の連携による地域経済の活性化、恵まれた自然環境や人的資源を生かした施策の展開による元気で活力に満ちたまちづくりであります。林業や茶業の低迷が続き、担い手の高齢化も顕著になる中で、農林業の振興は、町の活性化という面からはもちろん、農林業の持つ多面的な機能の発揮・維持のためにも極めて重要であります。

茶業振興対策としては、川根茶のブランド力の維持・強化、安全・安心のお茶づくり、地域の情報発信と販路拡大のための支援などを行います。具体的には、茶の改植、省力化のための機械導入、緑茶加工施設整備、作業道整備など、茶業生産基盤整備への補助と流通面からお茶の販路拡大を目指す市場開拓調査研究事業を進めます。

また近年、耕作放棄地が増加傾向にありますので、農業生産基盤としての農地の維持、ふるさと景観の維持、国土の保全などという点からも、耕作放棄地対策に取り組んでまいります。柚子の植栽など、お茶との複合作目の導入等についての支援、調査研究なども進めます。

商工業や観光業の振興も大きな課題であります。商業環境は、島田市ほか近隣都市周辺地域に大型駐車場を有する大型量販店が立地し、道路事情が改善されるに伴って購買力の流出が進み、建設業関係は公共事業費の削減や住宅着工件数が大幅に落ち込み、製造業も空洞化や円高等の影響を受け、観光関連事業も入り込み客数の回復が見られないなど、産業界はいずれも厳しい状況にあります。農・林・商・工・観が連携して、6次産業化を目指す中で活性化を図っていきたいと考えます。

町の活性化は、人口の多寡によって決まります。定住促進策は、町としてまず進めなくてはならない施策であります。今日まで亡くなる人や転出する人の数が多く、新たに転入し、定住する人の数が表面に出にくかった感もありますが、ここ10年、20年の間に、町内に移住された人の数も決して少なくありません。このように川根本町を好きになって来てくださる人も結構いらっしゃいます。ちゃつきり娘として、あるいは緑の協力隊として、川根本町での暮らしを体験する人、千年の学校や川根茶塾などで川根本町を知ろうとする人もいらっしゃいます。これらの人々の意見も伺いながら、今後、本町への定住促進を図ることは大きな意味があると思われまます。このようなことから、空き家バンクの開設や空き家改修補助制度のスタートなどにより、定住促進を図っていきたくと考えます。

また、交流人口の増加を図るには、川根本町へのアクセスを改良することが大切であり、そのためには道路整備を促進することや、大井川鉄道との連携・協力が不可欠になります。

富士山静岡空港が既に開港し、4月には新東名が供用開始となり、島田金谷バイパスの4車線化が計画され、金谷駅の改修工事もあるやに聞く中で、島田市は大井川流域における中心的な交流拠点都市を目指すとし、大井川を軸とした地域づくりを重要視し、野守の池をイルミネーションスポットとし、川根温泉宿泊施設の建設を進めようとしております。島田市への集客力が高まることが予測されることから、島田市をはじめとする流域市町との連携を深めながら、島田市から川根筋を経由して奥大井へいざなうための戦略展開が必要となります。川根筋を単なる通過点としてではなく、グルメやショッピングなど川根の魅力をまるごと満喫できるようなエリア、都市住民とふれあい、交流し、相互理解を深めるようなエリアとして、大井川筋の街道整備を進め、宿泊基地としての寸又峡温泉、千頭温泉、接岨峡温泉、もりのくになどの再整備を図っていくことが必要となります。そのために、中長期的な展望に立ちながらも、できることから取り組める行動計画を盛り込んだ観光振興計画の策定を進めます。

昨年、島田市と共催したSLフェスタについても、本年度も継続して行います。大井川流域の広域連携は、大井川沿線や周辺地域の水源地域への理解や協力を求める上でも、川根本町の元気を再生させるためにも、重要なポイントであると考えます。島田市とは、旅行代理店を招いてのファミトリップ等も行いましたが、引き続き今年度も行うとともに、大井川筋の観光振興について連携を含めていきたくと考えます。

3つ目の柱は、地域間交流の促進と、住民が取り組む地域づくり活動等への支援によって、住民が夢を持って明るく前向きに取り組めるまちづくりを目指します。

まちづくりには、何よりもそれを担う人材の育成が大切であります。学校教育から生涯学習まで、成長の過程で様々な教育や学習の機会が得られるような環境をつくる必要があります。学校教育の面では、近年、教育施設や教育資器材の整備はある程度進めてきましたが、児童・生徒数の減少により、複式教育を取り入れている小学校や中学生の部活動などに支障を来している例が見られ、現場の先生方や父兄の皆様には心配される向きもあらうと思ひ

ます。川根本町における学校教育のあり方を、父兄の皆様や地域の皆様とともに検討する必要を感じております。生涯学習の面からは、地域で取り組む生涯学習により、コミュニティー活動やまちづくりなどに成果もあらわれてきておりますので、今後とも推進していきたいと考えております。

地域間交流の面では、川勝知事からお話のあった中国竜泉市との友好都市推進事業や中学生の海外研修事業など、国際的な交流から大井川を軸とした観光振興を目指した連携、水資源や河川環境などを通じての流域連携、海の子・山の子の交流など近隣市町との連携、地域内の様々な交流・連携などを通して相互理解を深めるとともに、あらゆる場面で活躍できる人材を育て、住民が将来に夢を持てるまちづくりを進めていきたいと考えます。

また、本年8月に開催されるロンドンオリンピックには、カヌースプリント競技において、大村朱澄選手が出場することになりました。オリンピックというアスリートにとって最高の舞台への出場ということで、大村選手を称揚し、激励するとともに、世界に伍して頑張れる人材を育てるという観点からも支援事業を行います。

川根本町には、山のこと、お茶のこと、その他趣味などいろいろな分野で達人としてのわざや知恵を持った方もいらっしゃいますので、このような人たちが活躍できる場をつくるためにも、マイスター制度を機能させていきたいと考えます。

以上のように、3つを柱として予算編成を行いました。

国民健康保険事業など6つの特別会計を合わせた総額は79億7,720万円と、前年度対比2億6,070万円、3.3%の減額となりました。

今回の定例会では、総合計画1件、条例改正9件、駿遠学園管理組合規約変更1件、公の施設の指定管理6件、補正予算6件、24年度予算7件の計30件であります。御審議のほど、よろしく願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（板谷 信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番、中野暉君、3番、山本信之君を指名します。

◇

◎会期の決定

○議長（板谷 信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの14日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月15日までの14日間に決定しました。



◎日程第3 議案第2号 第1次川根本町総合計画基本構想見直し及び
後期基本計画の策定について

○議長(板谷 信君) 日程第3、議案第2号、第1次川根本町総合計画基本構想見直し及び後期基本計画の策定についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第2号、第1次川根本町総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定について、提案理由の御説明をいたします。

平成18年度に策定された第1次総合計画は、10年後の町の将来像である、水と森の番人が創る癒しの里 川根本町、豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、誰もが安心して暮らせるふるさとの実現に向けた取り組みを行ってまいりましたが、中長期を見通して施策の方向を明らかにした前期基本計画は、平成23年度をもって最終年度となります。

そのため、前期基本計画の進捗度などを検証するとともに、現在の社会情勢や実態との整合性を図るため、基本構想の変更と後期基本計画を策定するものでございます。

昨今の社会情勢を見ますと、大規模災害発生への対策強化が求められる中、国の財政状況は依然として厳しく、少子・高齢化の進行や社会保障制度に対する不安など、課題が山積している半面、富士山静岡空港の開港に加え、平成24年4月には御殿場から三ヶ日までの間、新東名高速道路が開通することとなっております。

このような社会情勢の変化を十分に踏まえ、多くの町民の皆様の御意見をお聞きし、わかりやすく夢のある計画にしたいということで取り組んでいるところでございます。そのため策定に当たりましては、町民アンケートの実施、子ども会議や町民ワークショップの開催、及びパブリックコメントの募集などにより、多くの町民の皆様の声をいただき、その意見を反映するというを最も重視いたしました。

また、役場内部の組織として、副町長を委員長として、室長・係長で構成する策定委員会を設置し、役場職員全体で検討を重ねることによって、計画内容に深くかかわってまいりました。

この基本構想の変更と後期基本計画の策定は、川根本町総合計画審議会におきまして、5

回の慎重な審議を経てまとめられ、過日2月23日に答申をいただいたところであります。

以上のとおり、第1次川根本町総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定につきまして、川根本町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会に提案するものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

なお質疑は、総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） これは第1常任委員会に付託されるという予定になっているということですが、案というんですか、配付されたものをずっと見せていただいたんですけども、実態との整合性を図るといふふうな、今、町長の言葉が、説明があったんですけども、それにしても、私も意見を出したんですけども、昨年起きた東日本大震災、本当に未曾有の大災害となって、それに伴う原発災害、それから昨年、全国各地でしばしば起きた台風災害、そういう自然災害が本当に大規模化、激烈化してきているということに対する対策というのが、そんなに厳しく見直されているというふうには思いませんでした。それは意見として出したんですけども、実施計画の方でというか、計画の方に少し出ているんですけども、そういう中で、もしこれから、もしというか、委員会審査するわけですけども、議員の皆さんからも、私たちも意見を出すと思うんですよ、そのための委員会だから。そうすると、そういう出された意見が、これからまたその計画に反映されるのかどうか、することができるのかどうか、もう決定なのか、決定したものを賛成か反対かといって出されてくるのか、それとも修正、訂正の余地が、可能性があるのかどうか、そこをお伺いします。

○議長（板谷 信君） 答弁は。企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） この総合計画の見直しということで、基本構想の方は当初つくりましたことの、社会情勢の変化等で変化をした部分につきましては見直しをさせていただきました。また、基本構想の後期基本計画ですか、こちらは23年度で終了ということで、後期の方、あと5年間の分を策定をさせていただきました。

それと、後期計画につきましては、一応これで承認を得たいと思っておりますが、実際の実施につきましては、またその都度、意見をいただきながら実施をしていきたいと思っております。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（板谷 信君） ちょっと休憩します。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時35分

○議長（板谷 信君） 会議を再開します。

企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 変更につきましては、当然、議会の承認を得まして変更の手続になると思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 議長が先ほど休憩中に言われたように、当然、修正案が出れば、それを審議して可決という見直しも可能だということですね。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） そのとおりでございます。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、第1次川根本町総合計画基本構想見直し及び後期基本計画の策定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第4 議案第3号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第4、議案第3号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第3号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案2ページから6ページをごらんください。

今回の改正議案は、町の職員としての採用を考えております、いやしの里診療所医師の給

与に関し、医療職給料表及び初任給調整手当について、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を上程するものです。

内容は、行政職給料表と同様に、人事院規則に定められている医療職給料表を適用し、さらに、同じく人事院規則に基づく初任給調整手当の支給について新たな規定を設けるという改正になります。

特に、初任給調整手当の支給につきましては、農山村や過疎地域などにおいて医師などの特殊な職種の分野での人材の確保が困難である地域に支給が認められているものでありますが、この手当は一定の経験年数により減額されていくものであり、最高41万900円から5万5,000円の範囲で支給されるものであります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 議案の3ページの第7条の3の第2項に、必要な事項は別に規則で定めるといふふうに書いてありますけれども、もう規則ができているのでしょうか。できていたら、配付をしていただけるか、お伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） 規則の関係でございまして、現在、給与に係る規則については整備中でございます。まだ固まっておられませんので、現在のところは、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） いつごろできて配付されるか。規則については、要綱などもそうですけれども、変更があっても設置しても、議会に、私たちが気がついて請求しない限り、ほとんどのものが私たちのところには届けられません。私は、それは非常に不満があります。全部に気がつくということがなかなか難しい状況ですので、ぜひ作成したら、速やかに議会の方へも届けて、1冊でもいいようなものなら1冊でいいでしょうし、個々に配付したほうが良いという判断であれば、そういうふうにしていただきたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） 4月1日からの施行というような形で、ほとんど変わりますので、全員協議会等にお示ししたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第3号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第4号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第5、議案第4号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第4号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について提案理由の御説明をいたします。

議案7ページから8ページをごらんください。

今回の改正議案は、人事院が昨年9月30日に行いました、国家公務員の月例給に關しての報告、勧告を考慮し、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案を上程するものです。

内容は、町職員のうち、平成18年4月の給与の激減緩和措置による現給保障されていたものの経過措置について、平成24年4月から支給されている経過措置額の2分の1を減額して支給することとし、さらに平成25年4からはこの措置を廃止するという改正になります。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第4号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第5号 川根本町職員の定年等に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第6、議案第5号、川根本町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第5号、川根本町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の御説明をいたします。

議案9ページから10ページをごらんください。

今回の改正議案は、町の職員としての採用を考えております、いやしの里診療所に勤務する医師の定年の特例について、川根本町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案を上程するものです。

内容は、医師という特殊な職種を勘案し、本来60歳である町職員の定年を、医療職給料表を適用する職員の場合、65歳としたいという改正になります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 医師の定年を65歳というふうに、町の職員として採用する形で定

年を設けるといふことですが、まだ、いやしの里診療所のお医者さんは、きちんとした正規の採用というんですか、確保ができていないという状況で、公募して何人か応募があったという説明もありましたけれども、お医者さんは、第一線で厳しい医療、総合病院とか大きいところで働いて、もうある程度、そういうところで経験を積むと、ちょっと田舎の方の空気のいいところへ行って、少しのんびりということではないでしょうけれども、地域医療に今度は貢献したいと意欲を持たれるお医者さんも結構いらっしゃるわけですね。赤ひげとか言われるお医者さんが、あちこち全国にいらっしゃいますけれども。そういうことが期待できる中で、期待したい中で、こういう定年を設けてしまうということは、医師の確保に障害になるのではないかと。町の職員として採用しなければならないのかどうか。そういう高齢でもないけど、中高年の第一線を退かれて、こちらでやってみたいよというようなお医者さんがあらわれた場合には、どのように対応するお考えか、お聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 生活健康課長。

○生活健康課長（栗原 卓君） いやしの里診療所は、現在、医師の募集を続けておまして、今現在、県立総合病院の清水先生にお世話になって診療をしていただいております。それで、いやしの里診療所は1日8時間、週5日という診療所の体制で開設をしたいと考えております。それで、勤務時間が週40時間となりますと、一般の正規の職員の採用が必要となります。このため一般の医療職の給料表を設置するものでありますが、正規の職員とした場合、他の自治体の例に倣いまして65歳としたいものであります。これは国家公務員の定年制度ということで、医師65歳ということになっております。それで65歳以上、継続という形でする場合には、非常勤の嘱託で採用という形で考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 当町は、いやしの里を町立にするまでは、すべての診療所を公設民営、あるいは、もともと大下先生みたいに御自分でつくられて営業されている病院、診療所というふうになって、そういう方針をとってきたと思うんですね。いやしの里の大石先生がいらっしゃらなくなってから町立に変えたというのは、多分、患者数が、お医者さんが営業していくに足りるような患者数が見込めないということで、多分、診療所としては地域の住民の不安にこたえるためにも必要だという判断で、町立でお給料を保障して働いていただきたいということで、町立にして募集をしていると思うんです。

でも、町内の診療所、公設民営という形、あるいは大下医師もそうですけれども、本当に先生方自身から、自分たちももう高齢だと。この後、数年後のことを考えれば、町は本当に真剣に医者確保、医療体制の確保について考えなければいけないということ、御意見をしばしばいただいていると思うんです。そういう中で、私は、じゃ、そういうふうになっていくと、ほかの診療所も町立にしていくのか、あるいは公設民営で、ある程度の営業できるような支援策を設けていくのか、もっと本当にここで真剣に考えなければいけないことで

はないかなと思います。

今ここですぐに回答というふうにはならないと思いますけれども、やはりそういう気構えというんですか、示していただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 医師の確保でございますけれども、町民の皆様方の安心・安全、そういう意味では、一番の大事な課題だというふうに思っております。現実的にいやしの里診療所が今のような状況でございますので、何とか継続して診療ができる体制を、どう整えてくるかということで、今まで努力してきたわけでありましてけれども、できることなら、お医者さんがここに常時いてくださるような状況になって、その先生が公設民営のような形でやっていただければ一番好ましいのかなというふうに思っておりますけれども、現実になかなか応募される方はあっても、ここに入り込んできて、実際にやってくださるところまでの踏ん切りに至っていないというような状況で、今、県立総合病院をお願いしている状況であります。県立総合病院の御理解の中で、何とか継続している状況でありますけれども、このこと自体も、決して一番ベストな状態ということではございませんので、何とかベストの状態を、これから検討していかなければいけない、そういうふうに思っております。

ただ、現実の問題が、とりあえず、あそこを何とか継続するというので、今、来ているものですから、なかなか、あるべき姿を求めるところまではいっていないんですが、ほかの診療所を見ても、今後、そういう状況が考えられますので、何とか、今は県立総合病院ですけれども、島田市民病院ですとか、総合病院と連携がとり合えるような、そういう中で医師会ですとかの御協力もお願いしながら、安心して医療にかかれるような体制を、川根本町中山間地域における医療のあるべき姿を考えていかなければいけない、そういう状況に既になっていますので、皆様方の御意見も伺いながら考えていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号、川根本町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第5号、川根本町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第6号 川根本町税条例の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第7、議案第6号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第6号、川根本町税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施するための施策に必要な財源確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が、平成23年12月に公布、施行されることにより、地方税法に倣い、川根本町税条例の改正を行うものです。

議案12ページ、新旧対照表12ページからごらんください。

第95条、たばこ税の税率です。県から町への税源移譲の関係ですが、町たばこ税の税率を平成25年4月1日以後に売り渡しが行われた、旧3級品以外の製造たばこから1,000本につき4,618円を644円引き上げ5,262円とするものです。

次に、附則の関係です。

附則第9条の削除につきましては、退職手当に対する住民税課税の特例を廃止するものです。

附則第16条の2、たばこ税の税率の特例につきましては、95条の改正と同様、県からの税源移譲によるものであり、旧3級品の製造たばこに係る税率を、平成25年4月1日以後に売り渡しが行われた製造たばこから、1,000本につき2,190円を305円引き上げ2,495円とするものです。

附則第23条、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例につきましては、地方税法の改正による読みかえ及び文言の整理による改正です。

附則第25条、個人の町民税の税率の特例につきましては、東日本大震災から復興を図ることを目的として、東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき、平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち、全国的に、かつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するための臨時の措置として、個人住民税の均等割の標準税率について、地方税法の特例が定められたため、平成26年度から平成

35年度までの各年度分の個人の町民税の均等割の標準税率を現行3,000円に500円を加算した額とするものです。

以上、ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番です。95条のたばこ税の税源移譲された町税の中のたばこ税の引き上げなんですけれども、東日本大震災の復興財源にするための地方税法改正の中にあつた分で、国は値上げを見送っていますよね。そういう中で、地方税の方は上げろということで上げるのかなと思いますけれども、これは町にとっては収入が少し増えるということで、その影響額、それから喫煙者にとっては嗜好品であつて、体に悪いからやめろとか言える問題ではないと思うんですよね。やっぱりきちんと禁煙の措置をしなければ手当をしなければ、なかなかこういうものはやめられないというところで、やめられない人たちに、だから値上げをそこでやろうというのは、本当に何かかわいそうだなと、私はたばこを吸いませんし、そばで吸われると非常に迷惑だと思つても、その吸っている人にとっては、本当に非常に痛い話ではないかなと思います。そういうところで、こういう再々罰則的な値上げがされているわけなんですけれども、どういふふうな喫煙者の禁煙への支援というんですか、あるいは喫煙をしている人たちが分煙が果たせるようにきちんと、例えば、うちの庁舎内だつて、何も喫煙所なんかないんじゃないかなと思いますけれども、外へ出て敷地外で吸えというふうな感じで、非常に冷たい対応ではないかと思うんです。精神的な面もありますし、どういふふうな対応、こう値上げ値上げに対して、やはりそういう人たちの施行へ、罰則的な値上げにならないように行政は対応していく気があるかどうか、その点を伺います。

それから、附則第9条の関係ですね、退職手当に対する住民税の課税の特例を廃止するというので、幾ら、10%控除ですかね、退職金に対してされていたということなんですけれども、どのような影響があるのか。あるのかというか、これからのことだから予測しかできませんけれども、現状でどう考えられるかということをお聞きします。現状に当ててみればどうかということをお聞きします。

それから、附則第25条の関係の個人の町県民税ですか、住民税の均等割の500円ずつの1,000円引き上げということで、これについても影響額をお聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 税務課長。

○税務課長（渡邊 清君） それでは、御質問にお答えいたします。

95条の改正の影響額と値上げの関係でございますけれども、95条改正による町たばこ税の増収金額につきましては、約380万円程度の増加と考えられます。

なお、値上げについての御質問ですが、全協でも資料をお渡しいたしました。今回の改正は、県たばこ税から町たばこ税への税源移譲であります。値上げの関係ですけれども、平

成25年4月1日からのたばこ税の値上げは、現在のところありません。

次に、附則9条関係の影響はということですが、退職手当の関係ですが、退職者数については、人数、勤続年数、手当額と、不確定要素が高く見込むことができませんので、ちょっとわかりません。

附則25条関係の影響についてということですが、課税は平成26年度からの実施です。平成23年度の均等割課税対象者数で見込みますと約3,700件、町民税均等割500円で185万円程度増額になると見込まれます。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。はい。

○10番（鈴木多津枝君） 反対討論を行います。

これは本当に期間が短くて、きちんと調べられなかったんですけれども、インターネットを開いて、苦手なインターネットの中で、いろいろ情報を集めたところ、民主党政権が東日本大震災の復興財源19兆円を確保するために、今回、復興増税関連5法案というのを、昨年11月に可決をして、その中に地方税の特例法案や徴税の権限強化を盛り込んだ地方税法改定案などが、第179国会の最終版、11月30日に、共産党、社民党、みんなの党の反対で成立したというふうに書いてありました。そして共産党は、私は共産党の議員なんですけれども、復興財源を名目に、庶民の大増税を押しつけるもので、大企業、大資産家優遇の法人税減税している部分や、証券優遇税制を中止して、また米軍への思いやり予算や政党助成金などを廃止して、復興財源は確保すべきだと主張をしたというふうに書かれています。

今回、提案されている川根本町税条例の一部改正も、これに関する町民への増税の改正でありまして、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律という長い名前の法律に基づくものだと思います。復興費用19兆円のうちの全国自治体が行う緊急防災減債事業の地方負担分、年間8,000億円の費用を賄う増税案として、低所得者や被災者を含めて、個人の住民税の均等割が2014年6月から10年間引き上げられる。納税者1人につき1,000円の増額となるということで、当町でも3,700人に及ぶものです。

可処分所得が減り続けている現状で、購買力の低下が社会的にも問題になっていますし、私たちの町でも当然大きな問題になっています。そして私たちは、本当に安いものしか、なかなか買うことができない、必要最小限のものしか買えない状況がずっと続いていて、それ

がさらに不況を深刻にしているわけですけれども、そういう中で、こういう庶民への増税、広く浅くというか、私は決して浅くとは思えません。なぜなら、ブロードバンド事業を当町で昨年やろうとしたときに、一昨年ですか、その計画が全世帯へ電話つきのテレビ端末を配付します。そして1世帯から1,000円いただきますという計画を示した途端に、高齢者の方々が、高齢者だけではなくて町民の方々が、多くの方が1,000円も負担が、すべての世帯にあるということに対する私は大きな反発だったと思うんですね。その裏には、本当に所得は増えない、減る一方なのに、年金で暮らしている人たちも、決して、まだまだ高齢者という状況ではありませんよね、うちの町では、65歳から75歳なんていう人たちは、一番町を背負っている人たちだと思うんですよ。そういう方々が1,000円の負担に、本当にああいう大きな町を、本当にひっくり返すような大混乱に陥ったということの原因は、やはり暮らしが本当に大変になっている、先が見えない、いつになったらよくなるんだという、そういう状況がずっと続いていることへの反発だと思うんです。

町政よりも、私は国の政治の悪さ、それに対する反発が、町の事業に対して一番身近なわかりやすいところに出たのではないかと。それを以前、討論で言った覚えがあります。そういうときに、うちの町でこういう均等割、税金を払う能力がある人の分だよというふうに言われるかもしれませんが、決して高額所得者だけが均等割ではありませんね。かなり年収200万円以下でも町県民税の納税者になっていますので、そういう本当に若い世代から高齢者まで3,700人という大勢の人たちに増税になるということでは、私はとても今の状況で、こういうことを国がやったことだから、本当に町はそれに基づいてやるんだという賛成討論がされると思いますけれども、私は絶対に、こういうことに対して、もっと早くから私もキャッチすればよかったんですけども、何となく町内の、本当に町政の混乱の中で、ずるずると来ていたものですから、意見書を出そうとか、そういう働きかけをすることができませんでしたがけれども、今の民主党政権のもとでは、意見書を出しても聞き届けられない、むしろ消費税も上げたいんだという状況ですので、つばもかけられないというか、そういう目もくれないという状況もあるのではないかなとは思いますが、こういうことが消費税の増税の先導役割を果たしていくのではないかと。

ですから、私はここで賛成をしてしまうということが、とてもできないと思ひまして、反対討論を行うことにしました。町民の増税を求めなくても、町の財政は十分に運営が可能な状況ですし、だから、やめろと私が言ってやめられるものではないでしょうけれども、所得を増やさなければならぬ今こそ、本当に若い人たちの所得を増やして、結婚、出産、子育てという最大の課題に力を入れなければならないというときですので、逆効果としか思えないこの案には、たとえ国の地方税法改正に順ずるものであっても賛成できないということを明らかにして、反対討論とします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、高畑君。

○6番（高畑雅一君） それでは、議案第6号、税条例の改正について、賛成の立場から討論をいたします。

今回の改正については、税源移譲に係るたばこ税の改正、及び東日本大震災復興基本法に定める基本理念に基づき、震災からの復興を目的として、防災のための費用の財源確保をする臨時の措置として、個人住民税の均等割の税率改正をするものであります。税法上の地方税法の改正によるものですので、震災からの復興支援、災害対策、経済社会の変化に対応し、税制への信頼の向上、住民生活に対するサービスの向上につながるものと思われております。

上位法であるので、地方税法の改正にあわせ、町条例を変えるということですので、それを承認し賛成討論といたします。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから議案第6号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第6号、川根本町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第7号 川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第8、議案第7号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第7号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

議案13、14ページ、新旧対照表15、16ページをごらんください。

今回の改正は、国の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、公営住宅法の一部改正がなされ、公営住宅法で定められている入居者資格の同居親族要件が廃止されることになり、各市町において入居者資格の条件を定めることができるようになりました。

現在、当町での入居者資格は、国の公営住宅法の規定により、同居、同居しようとする親

族があること、また、過疎地域の指定を受けている地域の入居者特例として、単身者が条件となっております。

入居者資格の同居親族要件等を廃止してしまうと、本当に住宅を必要としている方に町営住宅を提供できなくなることや、住宅管理にも支障を来すことが危惧されることから、当町においては、現行の入居者資格を引き続き設けるよう、川根本町営住宅管理条例の一部を改正するものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 議案の第6条文中というふうに削除があるんですけども、その後、「第3号の」を「第3号及び第5号」というふうに、第5号が追加されますよね。その追加される第5号というのは、暴力団員でないことというふうなものだと思うんです。暴力団員でないということを、どのようにして判定するのか、何かそういう情報が町に寄せられるのでしょうか。そこのところが、最近よく暴力団とか、チラシの中でもマルマルマルというふうなことや、町民の人たちのうわさで、あいつは暴力団だ、元暴力団だとか何とか、そういううわさをする人たちがいて、非常に人権の面でも問題があるのではないかというふうに私は思って聞いているんですけども、ここに町の条例に暴力団を排除するというふうに、入居させないというふうに、はっきりとうたうということでは、暴力団の人たちが本当に証明できるものであればいいですけども、そうでなければ、うわさみたいなものを頼りということであれば、許されないことではないかなと思いますのでお聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 1点だけでいいですか。

○10番（鈴木多津枝君） ごめんなさい、ありがとうございます。通告しておいてよかったです。ありがとうございます。

それから、第6条の第1号に、単身というのを入れるんですけども、単身ということを入れると、単身または同居、既に同居の親族がある場合とか、もうこれですべての人が対象になってしまうのではないかなと思うんです。そうなると、じゃ、何が問題なのかなと思って、その単身であればいいということになれば、年齢の制限などがないわけですので、じゃ単身なら子供でも、親を失った子でも入れるのかなとか、何か考えたんですけども、そういう年齢の制限みたいな、単身をわざわざ入れる理由というんですか、ちょっとわかりませんので、お聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） まず最初に、暴力団員の関係になりますが、当町は狭い町ですので、全く顔を知らないという人は少ないかと思いますが、そういった方につきましては、役場でもどういう方かということが把握できます。

また、町外から来られて、町営住宅に入りたいという方もありますので、そういう方につきましては、暴力団とか、そういった該当する方につきましては、警察の方で情報を持っておりますので、そちらから情報をいただくということで、警察ともそういう提携をしております。

それから、単身者を入れるということですがけれども、現在も単身者ということで、公営住宅法の中の特例になりますけれども、過疎地域自立促進特別措置法の特例によりまして、過疎地域に指定されている地域につきましては、入居者として単身者も資格がございますということで規定をされておりました。

ということで、今後も単身者に入居資格を可能としたいということで、今回、条例に載せるわけですがけれども、今回の公営住宅法の改正によりまして、町の条例に明記をしておかないと、単身者の入居が可能とならないということになりますので、今回、新たに条文として明記をさせていただきました。

それから、単身者の年齢制限ということですがけれども、これは支払能力とも関係してまいりますので、成人の方ということになります。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 成人というと二十歳以上ということでしょうか。例えば18歳ぐらいでも、もう独立して生活していらっしゃる人たちがおられますよね。親から独立したいとか、それから、よそから入ってきて、この町で働きたいとか、そういう若い人たちはだめということなんですか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 18歳以上ということで御理解いただければと思います。

（「成人ではなく……」の声あり）

○議長（板谷 信君） 答弁を統一してください。

○建設課長（大石守廣君） 先ほど成人と申し上げましたけれども、18歳以上ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 今の答弁でも聞かれて変わったという状況もありますので、何かきちんと規則で設けるべきではないかなと思うんです。このときには二十歳以上だよ、成人だよ、このときには18歳以上だよということではなくて、例えば町長が必要と認めれば、そういう未満の子供、青年ですか、未満の人も認めるとか、何かそういうきちんとした定めが必要ではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） ただいまの御質問ですがけれども、今この場で具体的な答弁はできかねますけれども、そういった状況になった場合に、またそこで検討していきたいというこ

とで考えます。今この場で具体的なものは持ち合わせておりませんので、申し訳ありませんが控えさせていただきます。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第7号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第7号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第8号 川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正
する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第9、議案第8号、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第8号、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

議案15ページから18ページ、新旧対照表17、18ページをごらんください。

今回の改正は、道路法施行令の改正を受け、直近の地価動向等を反映させた適正な占用料に見直すものであります。

当町における道路占用料は、静岡県道路占用料等徴収条例の規定における占用料単価を準用して定めているところでありますが、静岡県においては、平成23年4月1日より道路占用料の見直しがされておりますので、本町における道路占用料についても見直しの必要があることから、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正するものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第8号、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第9号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第10、議案第9号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第9号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由を説明いたします。

議案の19、20ページをごらんください。なお、参考に新旧条文対照表19、20ページがありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

この改正は、介護保険法第117条の規定に基づき3年ごとの計画の見直しを行う中で、平成24年度から平成26年度の第5期介護保険事業計画の介護給付費等対象サービス見込み量に基づき、介護保険事業に要する費用に充てるために、平成24年度から平成26年度の第1号被

保険者の保険料を定めるものです。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担の算定等に関する政令に関する一部が改正され、第5期介護保険事業計画においては、第1号被保険者の介護保険料負担割合が20%から21%に改正されました。また、第7段階の所得段階の上限額を200万円から190万円に改正することになりました。

また、介護従事者の処遇改善を図るため、介護報酬改定につきまして、1.2%の上昇となります。

また、人件費の地域差を調整するための地域区分の上乗せは、本町においては、本年度まではありませんでしたが、来年度から人件費の3%の地域上乗せ加算となります。

これらの改正を踏まえて、第4条では、平成24年度から平成26年度までの第1号被保険者の保険料基準月額を4,360円とし、年額5万2,300円に改正するものです。

以上、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 介護保険条例改正、3年に1度ということで、結局、大きなところは介護保険料を3年間、これからどうするかということが提案されるものですが、既にもう提案されているのを見ますと、提案というか、示されている額を見ますと、基準額で年間約1万円でしたっけ、値上げになるという、1万円ぐらいが上がるという状況で、本当に大きな値上げだなと。かつてなかったような大きな値上げではないかなと思うんです。1人1万円の値上げというのは、国保税でもやったことはないのではないのでしょうか。

そういう中で、もう既に国の方の法令で、介護保険の財源が増えるということはわかっていますし、当町は高齢化も進んでいて、介護保険の給付費も増えているし、これからも増え続けるということもわかっています。でも、だからといって、際限なく、私はこういう保険料を、町民の人たちから、かかったんだから、必要なんだから保険料を値上げするよというやり方というのは、もう地方分権の時代だと言っているんだから、うちの町に合ったやり方をして、本当に県下でも所得水準が低いうちの町で、こういう値上げを避けるということを懸命に努力しなければいけないと思うんですけれども、どういう努力をされたのか、そして努力というと、結局は一般会計からの繰り入れをできる部分はないか、地域支援事業みたいなところに、私は当然、町が行うべき保健福祉事業だということで、そういうところで保健税を使わないようにということ、これまでも言ってきましたし、そういうことを考えて見直しがされているのかどうか。町民の方々への本当に耐えがたい値上げについて、町長はどのように考えておられるのか、これからの委員会審査でも重要な一番の主眼点ですので、お

聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） 町の方で、どのようにこれから介護保険料を抑えようとしているかということの御質問だと思いますので、私の方からちょっとお答えさせていただきます。

私たちは、できるだけ介護保険料を抑えるためには、介護予防という点に重点を置いてきまして、包括支援センターを中心に、そちらの方向で、できるだけ寝たきりにならない、お元気で過ごしていただけるようにということで努力しているつもりでございます。それによって、介護保険料をできるだけ抑えていきたいと思っております。

以上です。

（「町長」の声あり）

○議長（板谷 信君） 町長の答弁を求めますか。

○10番（鈴木多津枝君） はい、こういう大きな値上げについて、町民にどういう……。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 今、課長の方から答弁がありましたように、基本的には予防に努めて、できるだけ健康に過ごしていただくというのが大前提だというふうに思っております。

それから、保険料の改正でございますけれども、本来、負担ができるだけ少なくていければ、最も好ましいわけでありましてけれども、いろんな事情もございますし、そういう中で、この制度を持続可能なものとしていく上で、どうしても負担をお願いしなければならない部分というの、当然出てくるということだというふうに思っております。

そういう中で、できるだけ負担を減ずるような方向で、今後とも考えていきたいというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（鈴木多津枝君） いいですか、再質問。

○議長（板谷 信君） 一応、総括的のところから離れないように。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 町長の答弁で、負担が少なくていければ望ましいというふうに言われていますけれども、望ましいという状況ではないと思うんですよ。持続可能な制度とするには、私は住民の皆さんの負担を増やしてはいけなないと。本当に所得がたくさんある人ならいいですけども、そうでない人たちも本当に大きな負担になっていくわけですから、町を元気のあるまちにしよう、ほんとうに活力のある、安心・安全のまちにしようということであれば、こういう保険料を払っても、残っているお金がいろいろ払った残りが、少なくともわずかな年金で、使いたくてもサービスが使えなくなってしまうということさえ考えられるわけですので、私は本当に持続可能な制度とするためには、やはり国に負担率を変えるように要求、声を上げるとか、それから町がこういう制度に、どういう形で町民の負担を抑えるために、町としてどういう役割を果たすのかということで、予防で給付費が下がらないようにするというのは、それは当然やらなければいけないことですけども、現実にはこうやって

かかるから、基準額で年額1万円の値上げをお願いしますよというのは、私はちょっと行政として、もっと努力すべきことではないかな。じゃ、怖くて使えなくなっちゃうじゃないかという声だって出てくると思うんですよ。だから、もっと町の姿勢というのを、やっぱり変えていかないと、この制度を健全な制度として進めることはできないと思うんですけども、こういうどんどん増えていくのは、もう目に見えているんですよ、この今の形で負担を求めていけば。だけど、それが本当に耐えられるものなのかどうか。町長は耐えられる制度だというふうに、このままずっとこういう形で給付が増えた、だからまた保険料を上げます、3年ごとに。これをずっと繰り返すと思いますね。思われますか、町民が耐えられると。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 高齢化がさらに進んでいく状況の中で、介護保険制度を1つだけをとらえて議論するというのではなくて、やっぱり地域の中でのいろんなコミュニティの関係ですとか、人と人のおつき合いの関係ですとか、そういう総体の中で考えていく、この高齢化社会というのは考えていかなければならない問題が1つ大前提としてあるんだろうというふうに思っております。

そういう中で、元気に長生きしていただける、そういう地域社会をつくっていく、そういう中で、介護保険という制度をどう位置づけていくのかということだろうというふうに思っています。

こういう町だけで、この制度を維持できるものでもございませんし、高齢化が進んでいけば、当然、介護保険特別会計の財政にも及んでくる問題でありますし、それらをどのように担い合っていくのか、負担し合っていくのか、長期的な中で考えていかなければいけないのではないかとこのように思っています。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第9号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例については、第1常任委員会に付託することに決定しました。

————— ◆ —————

◎日程第11 議案第10号 川根本町居宅介護支援事業に関する条例

の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第11、議案第10号、川根本町居宅介護支援事業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第10号、川根本町居宅介護支援事業に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案の21、22ページをごらんください。なお、参考に新旧条文対照表21ページがありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

本議案は、介護保険法の一部が改正され、川根本町居宅介護支援事業に関する条例において引用している同法第175条の規定が削除され、居宅介護支援や介護予防支援について、同法第8条第21項及び第8条の2第18項に規定が定められたことに伴う改正です。

以上、川根本町居宅介護支援事業に関する条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 改正前の介護保険法第175条の規定により指定された指定居宅介護支援事業というふうにあって、それを第8条第21項と第8条の2の第18項に規定する指定居宅介護支援事業というふうに変える条例ですけれども、その変える前の175条と改正後の支援事業の内容に違いがあるのかどうか。ただ、数字の変更だけなのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） 175条が削除されたことによるものですが、これにつきましては、内容につきまして175条では、主に要介護被保険者を現に介護する者等の支援というのが大きかったんですけれども、今回につきましては、介護予防に重点を置くということで変わるものでございます。川根本町の中で、居宅介護事業所として町が行うものでございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ということは、これまでは、もう介護認定をされていた人たちが対象だったけれども、改正によって、介護認定をされていない人を要支援まで入れても、介護予防という事業で対象にしていくよということなんですか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） ちょっと説明が足りなくて申し訳ありません。

今までは事業所として、介護している人も支援しますというものだったんですけれども、今度は事業所としましては、予防ケアプランを重点に行いますよということです。それは、これは介護事業所としてやるべきことを個々に定めておまして、町でやる仕事であるべきだものですから、この介護事業所の1つとしてやるものは、これだけになりますけれども、町としては、介護者の支援等も、もちろんやるということになっております。ここは介護事業所としてやるべき仕事ということで位置づけられたものです。

○議長（板谷 信君） 次に行っていていいですか。

○10番（鈴木多津枝君） ちょっとわからない……。

○議長（板谷 信君） もう一回、福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） ちょっと説明が足りなくて申し訳ないんですけれども、この改正になったのは、居宅介護支援事業というところで、事業所としてやるべき仕事ということですから、介護保険事業所の1つとしてやることを規定したものだところなんですけれども、今までは全般をやるよというような事業所としてとらえているわけなんですけれども、今回は主に介護予防、具体的に言いますとケアプランを立てるということの事業所として、ここに規定しますよということです。

ですから、ほかのものにつきましては包括支援センターとか町がやるべきことだとはっきり区別したということです。よろしいでしょうか。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ということは、町が提供するサービスとして、何かがなくなったということではなくて、やるところを分けたよということなんですね。居宅介護支援事業所でやることは、介護している人の介護予防の事業で、地域包括支援センターでは、介護者も入れたケアプランを立てていくということですか。ここは今までは全部のケアプランを立てたということなんですか。介護が必要な人に対しての、すべて居宅介護が必要な人に対して、ケアプランを立てて事業を提供できたけれども、今度は別々のところで、それをやるようになったよ。予防は予防で、それから介護事業は介護事業でというふうに分けるようになりますよということなんですか。

○議長（板谷 信君） 事業所の責任の分担の部分が変わったということですので、簡単な説明で結構ですので、最後の答弁をお願いします。

福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） 自分だけわかっているようで申し訳ありません。

さっき議長が言われたように、ここは事業所がやるべき仕事に限定したということです。ほかのものについては町がやるべきことであるし、包括支援センターがやるべき仕事だということ、ここは一つの事業者として、私たちのところでもケアプランをつくれるんです。それで介護報酬をいただけるんです。それをここで規定したということです。ここだけでは、ほかのものについては町の方で行いますよということで、はっきりさせたということです。

今までは、ちょっと中が、それもやれるよということでやっていたんですけども。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号、川根本町居宅介護支援事業に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第10号、川根本町居宅介護支援事業に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第11号 川根本町いやしの里診療所条例の一部を
改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第12、議案第11号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第11号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例について提案理由を御説明申し上げます。

議案23、24ページ、新旧対照表22ページをごらんください。

厚生労働省において診療報酬が改正されるため、現行条例第6条第1項中、厚生労働省の告示番号を改正するものです。

なお、告示がまだされていないため、番号は空欄であります。

以上、条例の一部改正をお願いするものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 済みません、準備が足りなくて、通告で厚生労働省告示第69号と改正後の告示の内容と違いはどういうものかというふうに通告をしました。それからいやしの里診療所に関係することがあるのか、あるのかとは書いていないですけども、影響があるのかどうかお聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 生活健康課長。

○生活健康課長（栗原 卓君） 22年の告示の第69号では、診療報酬の改定がありまして、医科に関しましては、プラス1.74%、それから歯科に関しましてはプラス2.09%、調剤に関しましてプラス0.52%の改定を行っております。それで24年の改定ですが、まだ答申はされていませんけれども告示がされておられませんので確定はしてありませんが、概要といたしまして、医科でプラス1.55%、それから歯科がプラス1.70%、調剤に関しましてはプラス0.46%の改定がある予定です。

その次のいやしの里診療所への影響ということは、これはないものと思われま

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第11号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第12号 駿遠学園管理組合規約の変更について

○議長（板谷 信君） 日程第13、議案第12号、駿遠学園管理組合規約の変更についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第12号、駿遠学園管理組合規約の変更につきまして御説明いたします。

議案の25ページをごらんください。なお、参考に新旧対照表23ページがありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

本議案は、児童福祉法の一部が改正され、規約中、組合の共同処理する事務に関する規定において引用している同法第42条の規定が改められたことに伴う改正であり、地方自治法第286条第1項の規定による構成団体協議、知事許可申請のため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、駿遠学園管理組合規約の変更につきまして、説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号、駿遠学園管理組合規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第12号、駿遠学園管理組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時とします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続いて会議を再開します。



◎日程第14 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について
（くのわき親水公園キャンプ場）

○議長（板谷 信君） 日程第14、議案第13号、公の施設の指定管理者の指定について（くのわき親水公園キャンプ場）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第13号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案26ページをごらんください。

くのわき親水公園キャンプ場の施設につきまして、3月31日に指定の期間が満了となるに当たり、くのわき親水公園管理運営組合組合長、松下勝利氏より指定管理者指定申請書の提出があり、2月13日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行った結果、当該施設の指定管理者をくのわき親水公園管理運営組合組合長、松下勝利氏に選定しました。

つきまして、川根本町キャンプ場条例、平成17年川根本町条例第124号、第5条の規定により議案を上程いたします。

御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号、公の施設の指定管理者の指定について（くのわき親水公園キャンプ場）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第13号、公の施設の指定管理者の指定について(くのわき親水公園キャンプ場)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第15 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について
(三ツ星オートキャンプ場)

○議長(板谷 信君) 日程第15、議案第14号、公の施設の指定管理者の指定について(三ツ星オートキャンプ場)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第14号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案27ページをごらんください。

三ツ星オートキャンプ場の施設につきまして、3月31日に指定の期間が満了となるに当たり、特定非営利活動法人かわね来風代表、梶原俊介氏より指定管理者指定申請書の提出があり、2月13日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を特定非営利活動法人かわね来風代表、梶原俊介氏に選定しました。

つきましては、川根本町キャンプ場条例、平成17年川根本町条例第124号ですけれども、この第5条の規定により議案を上程いたします。

御審議くださいますようお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) この施設は収支報告書によると、平成22年度赤字になっているんですけれども、その理由と23年度の状況はやはり同じ経営の状態が芳しくないかどうか、そのことをお伺いします。

○議長(板谷 信君) 商工観光課長。

○商工観光課長(筒井佳仙君) 三ツ星オートキャンプ場につきましては、経営が黒字となっております。

○10番(鈴木多津枝君) ごめんなさい。取り下げます。間違えました。

○議長(板谷 信君) 質疑は取り下げられました。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号、公の施設の指定管理者の指定について(三ツ星オートキャンプ場)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第14号、公の施設の指定管理者の指定について(三ツ星オートキャンプ場)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第16 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について

(池ノ谷キャンプ場)

○議長(板谷 信君) 日程第16、議案第15号、公の施設の指定管理者の指定について(池ノ谷キャンプ場)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第15号、公の施設の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

議案28ページをごらんください。

池ノ谷キャンプ場の施設につきまして、3月31日に指定の期間が満了となるに当たり、池ノ谷観光農林漁業組合代表、大村雄一郎氏より指定管理者指定申請書の提出があり、2月13日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を池ノ谷観光農林漁業組合代表、大村雄一郎氏に選定しました。

つきましては、川根本町キャンプ場条例、平成17年川根本町条例第124号、第5条の規定により議案を提出いたします。

御審議くださいますようお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号、公の施設の指定管理者の指定について(池ノ谷キャンプ場)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第15号、公の施設の指定管理者の指定について(池ノ谷キャンプ場)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第17 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について
(八木キャンプ場)

○議長(板谷 信君) 日程第17、議案第16号、公の施設の指定管理者の指定について(八木キャンプ場)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第16号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案29ページをごらんください。

八木キャンプ場の施設につきまして、3月31日に指定の期間が満了となるに当たり、八木キャンプ場代表、小西学氏より指定管理者指定申請書の提出があり、2月13日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を八木キャンプ場代表、小西学氏に選定しました。

つきましては、川根本町キャンプ場条例、平成17年川根本町条例第124号、第5条の規定により議案を上程いたします。

御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 先ほど間違いました。このことを聞きたかったんですけども、収支報告書で大きく平成22年度に赤字になっているんですけども、その赤字になっている理由をどのように考えているか教えてください。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 八木キャンプ場の赤字の理由ということですけども、八木キャンプ場につきましては、平成21年度までの数年間のキャンプ場利用客は年間2,500人で推移しておりました。ところが22年度になって2,000人を割り込んでおり、キャンプ場利用客の減少が一つの要因になっております。

ただ連泊等もありますので、単純にこの数字が収入に比例しているわけではありませんので、管理費の方の労務費とかがかさんだことも一つの要因かと考えております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 確かに支出のほうで、それまで160万円、あるいはその前の年は130万円ということだったんですけども、22年度は269万9,000円と100万円近く増えていますよね、収支報告書を見ると。私はこれを見て、設備か何かを直したのかなというふうに思ったんですけども、そうではなくて労務費なんですか。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 手元に22年度の決算報告書があるんですけども、労務費と役員報酬のほかに組合員に対する分配金がありますので、分配金を払わなければ黒字になったのかなというような考えもあります。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） その分配金というのは毎年ではなくて、何年かに一回とか、経営状況を見て分配しているんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 22年度は分配をしたと考えております。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号、公の施設の指定管理者の指定について（八木キャンプ場）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第16号、公の施設の指定管理者の指定について（八木キャンプ場）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第18 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について
（不動の滝自然広場オートキャンプ場）

○議長（板谷 信君） 日程第18、議案第17号、公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第17号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案30ページをごらんください。

不動の滝自然広場オートキャンプ場の施設につきまして、3月31日に指定の期間が満了となるに当たり、中川根町商工業協同組合代表理事、上野虎徹氏より指定管理者指定申請書の提出があり、2月13日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を中川根町商工業協同組合代表理事、上野虎徹氏に選定しました。

つきましては、川根本町キャンプ場条例、平成17年川根本町条例第124号、第5条の規定により議案を上程します。

御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 不動の滝も、もともと入客数が少なく、もともとというか、ここ3年の状況推移を見ますと200人、300人台で、経営状況も赤字、先ほどの八木ほど大きな額にはなっていないけれども、やはり赤字ということで、もう運営状態が本当に経営しているという状況がなくなっているような状況、収支報告書なんですけれども、こういう運営に対して、今後どのように不動の滝を運営していこうかと考えていられるのか、行政の方に考えがあるかどうかお伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 不動の滝自然広場オートキャンプ場の運営状況についての御質問ですけれども、中川根商工業協同組合では、入り込み数が年々減少しており、キャンプ場全体の維持管理費が収入を上回る状態が続いております。組合事業全体の経営を圧迫している状態であります。また、さらに施設の老朽化に伴う少額修繕の自己負担等も今後増加が予想され、さらに収支を圧迫すると思われます。

つきましては、平成24年度1年間指定管理者として様子を見た上で今後判断したいとの申し出があり、1年間の指定管理としたものです。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） キャンプ場6施設、今回指定管理継続ということで、このあとも1カ所出るわけですけれども、経営状況がいいというのは、くのわきキャンプ場と八木が22年度赤字になっていて、23年度はわかりませんが、多分、東日本大震災でキャンプ場が全国的に人が入っていないという報道もありますので、昨年は本当に厳しかったのではないかと思いますけれども、町にとっては非常に大事な集客施設だと思うんです。その地域の人たちを元気づけてくれるし、農作物なんかを買ってくれるし、商店にも入ってくれるという非常に効果がある施設ではないかなと思うんです。

その一方でキャンプ場でないところでは、本当に自由な宿泊をして、排せつ物とかごみとかの処理に困っているということもありまして、もう少し経営がうまくいくような対策というのが、本当に必要だなというふうに思われますけれども、この不動の滝においては1年、商工会さんからもらった組合の経営状況についてということで見ますと、自然キャンプ村とあわせて不動の滝を運営していて、両方とも余りよくないんだけど、何とか運営しているという状況で、本当に努力をしてほしいということも何か申し訳ないような、行政として、もう少し考えて指定管理者も考えていかなければならないのではないかなというふうに思いますけれども、もっと広く公募をするというか、それとキャンプ場でない川原の立ち入りについての規制とか宿泊について、どのように考えているのかお聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） キャンプ場外でのキャンプは、やはり町として、もう少しキャンプ場が方々にありますよということのPRは当然必要かと考えます。

あと各キャンプ場のPRとともにキャンプ場の利用客増加、それぞれのキャンプ場の方が取り組みをされるようであれば、それは積極的に支援していきたいと考えております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） キャンプ場ではトイレもあるし、お風呂、シャワー等もついているしということで、宿泊する人には最良の環境を整えていると思うんです。だけれども、一般その他のところの河原なんかでは自由にキャンプができて、そういうものがないから本当

に看板も立っていないですね。行政がごみを持ち帰りましょうとかという看板さえ立っていない。そういう状況では、本当に自由にやらせているというふうな感じに見えるものですから、そうすると正規のキャンプ場が、顧客というんですか誘客というんですか、圧迫されかねないのではないかなと思うんです。もう少し行政として、しっかり取り締まって、そういうキャンプ場でないところを使うようなお客さんには、最低こういうことは守ってくださいよと、パトロールするとか看板を立てるとか。本当にどこでも勝手に自由にキャンプができるんだよという印象を与えないことの方が、私は必要なかなと思うんですけれども。きちんとキャンプするからには、マナーを守って、できればちゃんと整備してあるキャンプ場を使ってくださいと。課長が言われたように、うちの町にはこういうところが、こういう整備が整っていますよというようなPRをお願いというか、自由にほかのところでキャンプをなるべくされないように、河川の放水なんかもあるし、緊急のときにはそういう情報も入らなくて危険な場合もありますからというふうな、そういうのも一緒にPRというか、宣伝をするべきではないかと思うんですけれども、現在そういうことはやっていますか。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 大井川というこの流域は、各集落ごとに河川に通ずる道があり、非常に河川へのアクセスがよい特殊な地域だと考えております。やはりそういった方が来て自由にキャンプして帰るといった状況にありますので、やはりそういう方に関してキャンプのマナーとか、そういうことを訴えていくことは必要かと考えております。

今、ほとんどそういう看板が設置されていない状況にありますので、やはりキャンプ場が、こういうのがありますよという広報とともに、ここのキャンプ場はこういうことをやっているよとか、そういう情報もつけて発信していくことも今後必要ではないかと考えております。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号、公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第17号、公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）は、原案のとおり可決されました。



**◎日程第19 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について
（アプトいちしろキャンプ場）**

○議長（板谷 信君） 日程第19、議案第18号、公の施設の指定管理者の指定について（アプトいちしろキャンプ場）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第18号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案31ページをごらんください。

アプトいちしろキャンプ場の施設につきまして、3月31日に指定の期間が満了となるに当たり、アプトいちしろキャンプ場管理運営組合組合長、佐藤正美氏より指定管理者指定申請書の提出があり、2月13日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行った結果、当該施設の指定管理者をアプトいちしろキャンプ場管理運営組合組合長、佐藤正美氏に選定しました。

つきましては、川根本町キャンプ場条例、平成17年川根本町条例第124号、第5条の規定により議案を上程いたします。

御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号、公の施設の指定管理者の指定について（アプトいちしろキャンプ場）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第18号、公の施設の指定管理者の指定について(アプトいちしろキャンプ場)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第20 議案第19号 平成23年度川根本町一般会計補正予算
(第8号)

○議長(板谷 信君) 日程第20、議案第19号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第8号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第19号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第8号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,624万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億6,380万9,000円としたいというものであります。

第2表では、繰越明許費の限度額をお願いするものです。

第3表では、地方債の借入限度額について補正したいというものです。

今回の補正予算は、災害復旧事業の追加と事業の進捗状況により決算を見込んだ事業費の補正が主な内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

一般15ページをごらんください。

第1款議会費、第1項議会費は99万円の減額です。議会会議録作成業務委託及び議事録作成支援システムの入札差金を減額するものです。

第2款総務費、第2項企画費は419万4,000円の減額です。まちづくり事業費は、友好都市推進事業の未実施分の減額とまちづくり基金の充当減による財源更正、情報政策費は、情報通信基盤整備検討委員会の委員報償費、自主共聴施設整備事業費補助金を実績見込みにより減額するものです。環境企画費は、県補助金の減額による財源更正です。

第3款民生費、第1項社会福祉費は2,296万円の減額です。社会福祉総務費は、実績見込みによる委託料、扶助費の減額、心身障害者福祉費では、実績見込みによる扶助費の減額と平成22年度国県交付金実績による返還金の追加です。老人福祉費では、実績見込みによる報償費、委託料、補助金の減額と社会福祉基金の充当減による財源更正、老人保護措置費では、扶助費を実績見込みにより減額するものです。介護保険費では、介護保険低所得者利用者負

担軽減措置事業費補助金返還金の追加をお願いするものです。

第2項児童福祉費は3,354万1,000円の減額です。児童福祉施設費、子育て支援対策費については、実績見込みによる臨時職員等の賃金、需用費、工事費、扶助費の減額と平成22年度保育所運営費国県負担金の返還金の追加をお願いするものです。子ども手当費は、支給額変更等による実績見込みによる減額です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は622万6,000円の減額です。診療所管理費は、いやしの里診療所特別会計の減額補正、簡易水道施設費は、簡易水道事業特別会計での工事費の減額による繰出金の減額です。

第6款農林水産業費、第1項農業費は453万3,000円の減額です。農業振興費では臨時職員に係る人件費と補助金を、茶業推進対策費では補助金を実績見込みにより、それぞれ減額するものです。農地費は、予定していた工事が県の中山間地事業で施工したため工事費を減額するものです。

第2項林業費は2,432万7,000円の減額です。林業振興費では、制度改正や実績見込みにより補助金を減額するものです。林道費は、災害復旧事業への採択や工法変更等による工事費の減額です。

第7款商工費、第1項商工費は1,082万1,000円の減額です。観光費は、ガイドマップ作成業務委託、災害による一部工事の変更等による減額です。温泉施設費は、接岨峡温泉ポンプ改修事業費の減額に係る繰出金の補正をするものです。

第8款土木費、第2項道路橋梁費は1,940万円の減額です。道路新設改良費は、町道高郷田野口停車場線の測量設計を全線予定していましたが、県との協議により測量延長が変更となったための減額、工事費は実績見込みによる減額です。橋りょう維持費は国補助金の増額による財源更生です。

第9款第1項消防費は2,460万2,000円の減額です。常備消防費は、常備消防事務委託料の実績見込み、高規格救急車購入の入札差金により減額するものです。消防施設費は、県施工の国道362号藤川地内における工事が施工箇所変更となり、消防団詰め所の移転の時期も未定となったため、設計費及び土地購入費を減額するものです。災害対策費、静岡県総合防災訓練事業費は実績見込みによる減額です。

第10款教育費、第1項教育総務費は、まちづくり基金充当減による財源更生です。

第2項小学校費は141万5,000円の減額です。これは、臨時職員の人件費の減額です。

第4項社会教育費は150万円の減額です。社会教育総務費は文化財冊子製作委託の入札差金の減額とまちづくり基金の充当減による財源更生です。文化会館運営費もまちづくり基金の充当減による財源更生です。

第11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費は7,380万円の増額です。これは、林道寺沢線や附帯工事の追加等より増額をお願いするものです。

第12款公債費、第1項公債費は552万5,000円の減額です。平成22年度に臨時財政対策債、

合併特例債の借り入れを見送ったことによる利子の不要分を減額するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

一般9ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は2,533万2,000円の減額です。実績見込みによる障害者自立支援給付費負担金と子ども手当の補正です。

第2項国庫補助金は1,160万9,000円の減額です。総務費国庫補助金は共聴施設整備事業費補助金の増額、民生費国庫補助金では地域生活支援事業費の減額です。土木費国庫交付金は、橋りょう長寿命化修繕計画策定事業交付金の増額と町道高郷田野口停車場線測量委託の減額による交付金の減額です。

第14款県支出金、第1項県負担金は413万4,000円の減額です。実績見込みによる障害者自立支援給付費負担金の減額と子ども手当負担金の補正です。

第2項県補助金は1億843万円の増額です。総務費県補助金はエコマイハウス支援事業費補助金の減額、民生費県補助金では、実績見込みによる難病患者等居宅生活支援事業費補助金、保育対策等促進事業費補助金、重度障害者（児）医療費補助金等、地域生活支援事業費補助金の補正です。農林水産業費県補助金は実績見込みによる減額、商工費補助金は災害による一部事業変更による減額、消防費県補助金は備蓄用食料整備事業及び県防災訓練の実績見込みによる減額です。災害復旧費県補助金は査定による補助率決定による増額です。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は1億1,421万7,000円の減額です。財政調整基金、まちづくり基金、社会福祉基金は今回の補正による一般財源の調整のための充当の変更により減額させていただくものです。長島ダム水源地振興基金は、接岨峡温泉ポンプ改修工事費の減額によるものです。

第19款雑収入、第5項雑入は178万2,000円の減額です。老人保護措置費納付金、放課後児童クラブは実績により減額するものです。

第20款町債につきましては、災害復旧事業に係る国庫補助金の補助率アップに伴う増額により借入額を減額するものです。

第2表、繰越明許費につきましては、一般4ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費、コミュニティ施設整備事業は、町内集会所の耐震補強事業において補強工事の工法決定に不測の日数を要したため、年度内完成が見込めなくなったためです。地域自治会振興事業は、集会所の耐震補強工事と同時に修繕を行うためのものです。

第2項企画費、総合計画印刷製本事業は、計画の見直し案の議決が3月となったため年度内完成が見込めなくなったためです。

第6款農林水産業費、第2項林業費、林道塩野線開設事業は支障木の搬出に不測の日数を要するため、林道河内川線舗装事業は資材経路での災害発生による通行どめのため、林道平栗線改良事業は境界確定に不測の日数を要したため、それぞれ年度内完成が見込めなくなっ

たためです。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費、町道高郷田野口停車場線整備事業は、路線協議について国道に接続するため警察との協議に不測の日数を要したため、橋りょう修繕計画策定事業は河川管理者及び鉄道事業者との協議に不測の日数を要したため、集落道富沢線整備事業は予定路線の地権者との協議に不測の日数を要したため、年度内完成が見込めなくなったためです。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、林道施設災害復旧事業は千頭嶺線、河内川線、富沢線、寺沢線の4路線ですが、それぞれ境界確定、支障木の伐倒等に不測の日数を要したため、町単独林道災害復旧事業は寸又線、河内川線、寺沢線の3路線ですが、境界確定に不足の日数を要したため年度内完成が見込めなくなったため、それぞれ平成24年度に繰り越して使用できる限度額として計上させていただきたくお願いするものです。

第3表、地方債補正につきましては、6ページをごらんください。

災害復旧事業において国の事業査定により補助率が決まり、補助金が増額となったため起債限度額を3,760万円減額の870万円に補正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 質疑をさせていただきます。

ページから順番に最初からいきます。

4ページの先ほど説明があった繰越明許費の表についてですけれども、繰り越す理由というのはわかったんですけれども、各事業について最初の予算額、それから請負業者の名前、それから幾つか災害復旧費などは4路線とか、町単独林道は3路線とかありますので、各事業の名前における予算額、それから工期、請負業者、現在の進捗状況、どれくらいなのかということで、今ここで言われてもメモもできませんし、できれば一覧表で出していただきたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。課長さん答えるつもりでいたのかもしれませんが、どちらでもいいですけれども、とにかくわかるように表をいただけますか。多分今までそういうふうになっていたような気がするんです。ぜひよろしくお願いいたします。

この場で口頭で説明していただいても、もちろん構いませんけれども、その後で表をいただければ構いません。

それから、次は16ページの2款2項8目の情報通信基盤整備検討委員会委員の報酬が39万3,000円、全額減になっているんですけれども、今後、この事業についてどのようにされるお考えかお聞きいたします。

それから、次は17ページの3款1項3目在宅高齢者配食サービス委託料の39万1,000円の減について、昨年の暮れあたりから制度のやり方を変えるとかという話もあったんですけれ

ども、現在の実施状況と今後の計画について、見通しについてお聞きいたします。

それから、18ページの3款2項2目の保育所臨時雇い賃金の209万7,000円の減ですけれども、理由と、こういう場合に社会保険料の減額も計上されるのではないかなと思うんですけれども、どういうふうになっているのかお聞きいたします。

それから、19ページの子育て支援対策費の臨時雇い賃金104万9,000円の減額ですけれども、同様に理由と社会保険料についてお聞きいたします。

それから、同じページで3款2項4目の子ども手当の2,046万3,000円の減額ですけれども、9月以降の制度改正による減額というふうに考えていいのかどうか、その点をお聞きいたします。この分もらう額が減る額というふうに考えて、制度改正によって減ったというふうに考えていいのかどうかお聞きいたします。

それから、23ページの8款2項2目なんですけれども、道路新設改良費のところなんですけれども、測量設計委託料の1,740万円の減額ですけれども、説明っていうんですか、今後の見通しを、上長尾バイパスかな、今後の見通しをお聞きいたします。

それから、9款1項1目の委託料の常備消防費のところなんですけれども、699万8,000円ですけれども、調書をいただいたんですけれども、原因というのは、この調書を見る限りではなぜ減額になるのかというのが、ただ精算による減額なのか、何か差金とか高規格救急車の購入費の差金などが出たのかなというふうに、それは備品の方で出ていますよね。原因がよくわかりませんので、説明をお願いいたします。

それから、次の24ページの9款1項4目の消耗品なんです。災害対策費の消耗品の568万4,000円、全協でも理由を聞いたんですけれども、アルファ米をやめて、満たされているし場所がないからということで簡易なクラッカー、すぐ食べられるようなものに変えて減額になったという説明なんですけれども、備蓄の状況を考えて、本当に食料だけではなくて備蓄の状態でこういう減額をするのが妥当なのか、それとも食料のための予算だったから減額をするけれども、ほかの備蓄は必要なのかどうか、そういう点の状況をお聞きしたいです。

それから、同じページの19節の少量危険物貯蔵施設整備事業費補助金の280万円の減額ですけれども、こういうことをやらなければいけないところがどれくらいあって、どれくらい進捗率というんですか、整備率なのかどうか。今後、どういうふうに未整備のところを対応していくのか、考えをお聞きいたします。

それから25ページですけれども、10款4項1目、昨日説明してもらったんですけども、文化財冊子制作費委託料の150万円の減額ですけれども、予算が248万円ということですのでごい減額になっていて、一応事前に担当の職員の方から説明をいただいたんですけれども、課長も全協で退席しておられましたし、もう一度どういう状況でこういうふうになったのかというのを説明をお願いいたします。

それから26ページ、最後ですけれども、11款1項2目の災害復旧費の工事請負費7,380万円の増額について、書き取れるようにゆっくり説明をしてください。よろしくお聞きいたします。

ます。何回も聞きたくないですので、よろしくお願いします。

○議長（板谷 信君） それでは、答弁のところですが、最初のところの繰越明許事業については資料でもらえるのか、ここで説明してもらえるのか。建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 建設課関係の繰越明許の関係ですけれども、路線が全部で15から16路線になりますので、この場ではちょっとあれですので、もしよければ資料として後ほどお渡しさせていただければと思います。

○議長（板谷 信君） 鈴木議員、いいですか。

○10番（鈴木多津枝君） はい。ありがとうございます。

○議長（板谷 信君） それでは、そうしてください。

それ以外のところは順次、説明をお願いします。できれば、なるべく順番でいきたいので。今度は企画になるのかな。

（「ほかの繰越明許もある」の声あり）

○議長（板谷 信君） ほかの繰越明許のほかの部分も一覧で出してもらえればいいですか。

（「今、建設課長だけだったから」の声あり）

○議長（板谷 信君） そんなふうに対応してください。総務課長。

○総務課長（柴田光章君） 繰越明許の関係ですけれども、建設課と同様に資料で提出させていただきます。

○議長（板谷 信君） それでは、順番で企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 2款2項の総合計画の印刷製本費でございますが、これは今議会におきまして承認を得てからの製本の作業ということになりますものですから、未執行ということで、予算額136万5,000円全額を繰り越しをさせていただきます。

また、請負業者とはまだ今からということになっております。

工期につきましては、約2カ月を見込んでおります。

以上です。

○議長（板谷 信君） 繰越明許は全部まとめて文書でいいんですね。

○10番（鈴木多津枝君） あとは総務課長と建設課長だけでしょう。農林も土木も災害復旧も建設課でしょう。

○議長（板谷 信君） ここまででいいんだね。

それでは最初の部分、企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 2款2項8目の情報通信基盤整備検討委員会の委員報酬39万3,000円の皆減ということで、今後の対応ということの御質問ですが、この検討委員会は、利活用についての検討を進める目的の委員会でございます。現在、この計画が白紙という状態でありますものですから、検討委員会の開催もなく、全額を減額させていただきましたが、今後の対応につきましては、現時点では検討委員会の設置といった具体的な考えは持っておりません。もう少し時間が経過してから考えていきたいと思っております。

ただ情報通信についての情報収集や調査研究等につきましては、今後も必要と考えておられまして、その情報収集とか調査研究に必要な経費として、職員の人件費を事前の予算に要求しているところでございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 次が福祉ですか、福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） 3款1項3目の在宅の高齢者配食サービス委託料の件ですがけれども、現在の実施状況と今後の計画はということで御質問がありましたものですからお答えします。

南部地区につきましては、この高齢者配食サービスは週2回で利用者負担が100円ということ、配達につきましては配食ボランティアグループをお願いしているところと、ボランティアグループのないところにつきましては社会福祉協議会で配達をお願いしております。

北部につきましては、こちらは3回で利用者の負担は300円ということで、お弁当をつかっていただいている業者さんに配達をお願いしているところでございます。

今後につきましては、関係の皆様と相談しながら、今現在検討しているところでございます。

続いて、そのままいきます。3款2項2目の保育所臨時賃金につきましてですがけれども、これの290万7,000円の減額の理由と社会保険料はということですがけれども、これにつきましては、臨時の保育士1名分の減と臨時保育士3名と臨時の調理員2名が勤務日数と時間外分が実績に合わせて減額いたしました。

社会保険料につきましては、実績で見ますと減額の額が少額となる見込みですので、今回は補正を見合わせて行いました。

それと3款2項3目ですがけれども、子育て支援対策の方の臨時雇い賃金ですがけれども、104万9,000円の減額の理由と社会保険料はということですがけれども、これにつきましては、臨時子育て支援員が9月に御本人の都合によって退職されまして、10月から8時間が6時間の支援員の方をお願いしまして、その分の減額と臨時支援員2名の勤務時間日数の減と時間外の減を考慮して、実績に合わせて減額しております。

社会保険料につきましては、先ほどと同様、実績等を見ますと減額の分が少量ということで、今回は補正を見合わせさせていただきました。

それからもう一つ3款2項4目ですがけれども、子ども手当につきましては2,046万3,000円の減額ということで、9月以降の制度改正のみなのかという御質問ですがけれども、これにつきましては、予算作成時におきましては、国会でゼロ歳から3歳未満につきましては最初2万円という話がありまして、それで国会の方でいろいろ検討していたんですけれども、その法案が流れまして、つなぎ法案になったものですから、引き続き1人当たり1万3,000円ということになりましたものですから、そのまま継続となりまして減額の額がこのような金額となります。これにつきましては、全額この分だけ少なくなったかという理由があるのではな

いかということだったんですけれども、予備分もありますので、丸々全額これだけ住民の方にいかなかったということではありません。

以上です。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） それでは、23ページの8款2項2目の関係でございます。測量設計委託料1,740万円の減額について、それと今後の見通しをとということです。

御質問の測量設計委託料の減額につきましては、上長尾バイパスの一部といたしまして、現在、県の過疎代行事業によりまして、中津川から長尾川までの間の町道改築工事に伴います測量設計委託料でございます。今回、測量区間の減によりまして測量委託費の減額補正をさせていただきます。

それから、今後のバイパス関連の工事の見通しでございますが、平成24年度から本体の工事に着手いたします。県の予算の配分が現在のところ明確となっておりますので明確ではございませんが、中津川から長尾川までの間が完成するまでには3年から4年はかかるものと考えております。

それから、長尾川から上長尾方面に向けてのバイパスの延伸工事につきましては、これもまた、現在具体化はされておられませんけれども、現在、長尾川に将来、延伸工事が始まりますと橋をかけることとなりますけれども、その橋の予備調査といたしましてボーリング調査を現在行っておるところでございます。

建設課を続けてやっていいですか。

○議長（板谷 信君） はい。

○建設課長（大石守廣君） それでは、次に26ページになりますが、11款1項2目災害復旧費の工事請負費7,380万円の内訳でございますが、今回、増額補正をお願いいたします路線につきましては、全部で11路線が関係をしております。そのうち増額となります路線が7路線で合計で8,130万円の増額となります。それから減額となります路線でございますが、これは4路線で合計750万円の減額となりました。差し引きいたしまして、7,380万円の増額を今回お願いするものでございます。

一番大きく増額となります路線でございますが、これは林道寺沢線の災害復旧工事費ということとなりますが、7,490万円の増額です。これは国の補助金が追加で交付されるということになりましたので、今回新たに補正をお願いいたしまして、早期の復旧をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、減額となります路線の中で一番大きな減額となる箇所でございますが、これは林道藤川線で620万円の減額ということになりました。あとの路線につきましては、入札差金等によりまして減額ということになりました。

以上です。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） それでは、9款1項1目の委託料699万8,000円の減の原因でございますけれども、これは平成22年度における消防事務委託料の決算に伴う精算額でございます。その大部分は給与費でありまして、川根北分遣所の所員14名配置されておりますけれども、こういった方々の給与費が減少したことが大きな要因となっております。これは人事院勧告による人件費の減、また時間外手当の減ということでございます。

次に、9款1項4目消耗品費568万4,000円の減の理由と食料以外の備蓄状況という御質問でございますけれども、備蓄用非常食については、当初アルファ米の購入、町民1人当たり6食分を備蓄する計画で予算計上しました。町の備蓄分が1.8食分ありまして、災害発災間もない場合には停電や資材の準備が困難な状況もあります。こうしたときの対応のために配布が簡単ですぐに食べることができるものを確保して、緊急非常時対応を図ることが重要ではないかというようなことも考えまして、購入計画を一部見直したものでございます。

アルファ米は3食分確保しております。そのほかクラッカー等を購入したものでございます。現在の備蓄数としましては、町民1人当たり6.5食分を確保している状況でございます。

備蓄食料につきましては、消費期限が5年となっておりますので、毎年ある程度の量を更新して必要量を確保していく、そういう考えでございます。

食料以外の備蓄状況の質問でございますけれども、救助用の資材、それから避難生活用の資材など数多くの資材を備蓄しておりますけれども、避難生活関連として主なものを挙げますと、防災用の毛布が1,440枚、非常用のトイレが6,330袋、給水パック2,000lなどがございます。

次に、19節の関係で少量危険物貯蔵施設整備補助280万円の減の関係でございます。防油堤の補助金でございますけれども、事業費として1基30万円の3分の1補助で50基分の予算計上しております。現在のところ7基への補助予定となっております。災害時において重油等の流出防止対策として補助制度を設けて整備を推進しておるところでございますけれども、PR不足等もあって整備が余り進んでおりません。引き続き対象施設の所有者に対して事業周知を図っていきたいと考えております。

設置面積を確保する必要があるとあって、こうした点も課題になるというような御意見もいただいておりますので、消防署とも協議を進めてまいりたいと考えております。

この対象となる設置箇所でございますけれども、町内150カ所ほどあるのではないかと見込んでおります。そういったことから、3年計画で50カ所程度整備していきたいということで予算計上したものでございますけれども、ちょっと普及が進んでいないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤森 敦君） 25ページ、社会教育総務費の文化財冊子制作費委託料の減額の関係です。

150万円の減額は入札差金によるものですけれども、その内訳としましては、文化財冊子制作経費としての取材撮影費、これが積算で27万円だったものが契約で5万円、デザイン、レイアウト費40万円が7万円、それから印刷の製本費としての経費、これが5,000部で169万円が72万5,000円に、計150万円余の入札差金が発生したものです。

なお、冊子制作にかかり当初計画のものを変更したということではございませんので、申し添えます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 記憶に新しい一番最後の文化財冊子制作費委託料の入札差金ですけれども、当然余りにも安い入札ということで、低入札に引かかると思うんですね。その審査をされたというふうに伺ったんですけれども、審査をされて妥当だというふうに判断したのは、ほかの入札業者との差額などから見て、妥当というふうに判断されたというところはどこかというところなんでしょうか。

一部、予算では500円近いものが、これで170円くらいになったわけですけれども、本来だったら予算が多過ぎたのではないかと言われるか、見積もりが甘いというふうなことがあるかもしれないというふうに感じるんですけれども、いろいろ昨日お聞きしましたら、本当に業者の努力によってというふうなことなんですけれども、業者というのは利益がなければやらないものだと思うんです。これでこういう半分以下の金額で、以下になりますよね、本当に3分の1くらいの金額でもやれるということであると、どこかに何か問題があったのではないかな、予算が多かったのではないかなというふうに思うんですけれども、その低入札の審査の状況を少しお聞きしたいんですけれども。

○議長（板谷 信君） ほかの部分の再質問はなしでいいですか。

○10番（鈴木多津枝君） いいです。

○議長（板谷 信君） それでは、その1点、副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 低入札につきましては指名委員会にて低入札審査委員会ということで審査をするわけでありまして、その中で今御指摘のようなことを審査したわけでありまして、業者からの理由書の中に社内のシステム、そういうものを効率的に運用することの中において、十分社内の経費効率が図れるということを経由して挙げられました。

それから、その業者について実績等の中、また今までの実績等の中においても十分それに耐え得る業績であるということ把握いたしましたものですから、適当であるというふうに判断をさせていただいたところであります。

なお、その審査において、それでは設計が適当であるのかどうかということ審査したわけでありまして、その内容についても、入札の状況、また見積もりをとった段階で十分それぞれの経験等のある、別の入札に参加していない業者をとってあるということと、そ

の担当の方も精査しているということの中、それから入札状況においても248万円の設計に対して249万円の相当の企業がそういう入札状況もしているところの中において、ばらつきはありますけれども、当然そういう入札を経過したというふうに理解しまして、審査合格ということにしております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） この業者、名前はわかりませんが、町では初めていろいろなことで指名に入れた業者ですか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 最初の段階で指名委員会へ付して指名業者を決めるわけでありませんが、ちょっと手元に資料がありませんけれども、たしか5社で県外の実績のある業者、それから指名に当たっては、なるべく多くの業者を参加させたいというふうにしておりますけれども、そういう中で県内に事業所等を有する業者ということで5社を選定したというふうに記憶しております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 補足はいいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第19号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第8号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時からとします。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 1時00分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。



◎日程第21 議案第20号 平成23年度川根本町国民健康保険事業
特別会計補正予算（第3号）

○議長（板谷 信君） 日程第21、議案第20号、平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第20号、平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ446万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,636万1,000円としたいというものであります。

これは、国保総合システム稼働延期に伴うシステム改修経費、前期高齢者の負担割合凍結措置延長に伴う経費及び退職被保険者等の療養給付費の実績見込みによる追加費用をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

国保5ページをごらんください。

第1款総務費第1項総務管理費は、52万3,000円の追加です。これは、前期高齢者の負担割合凍結措置延長に係る事務経費と国保総合システム改修に係る負担金の追加です。いずれも国からの交付金があります。

第4項趣旨普及費は2万2,000円の増額です。これも、前期高齢者の負担割合凍結措置延長に係る事務経費です。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は、391万8,000円の増額です。これは、退職被保険者分の療養給付費の実績見込みによる追加をお願いするものです。第4目退職被保険者等療養及び第2款保険給付費、第2項高額療養費は、療養給付費交付金補正による財源更生です。

続きまして、歳入について説明いたします。

国保4ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第2項国庫補助金は、54万5,000円の追加です。これは、国保総合システム改修負担分に係る特別調整交付金と、前期高齢者の負担割合凍結措置延長に係る事務経費への補助金です。

第4款療養給付費交付金、第1項療養給付費交付金は、391万8,000円の追加です。これは、退職被保険者等療養給付費の実績見込みによる交付金の追加です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号、平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第20号、平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号は原案のとおり可決されました。



◎日程第22 議案第21号 平成23年度川根本町介護保険事業特別
会計補正予算（第2号）

○議長（板谷 信君） 日程第22、議案第21号、平成23年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算、第2号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第21号、平成23年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算、第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,665万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億45万5,000円としたいというものであります。

今回の補正は、県の指導監査による川根本町社会福祉協議会からの返還金等の補正を行うものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

介護5ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費と第7款諸支出金は、返納金に伴う財源更正です。

第4款基金積立金、第1項基金積立金は、2,665万2,000円の増額です。これは、返納金を来年度、国・県等への返還金に充当するため基金に積み立てるものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

介護4ページをごらんください。

第7款繰入金、第2項積立基金繰入金は、1,308万1,000円の減額です。これは、返納金により基金からの繰り入れを減額するものです。

第9款諸収入、第3項雑入は、3,973万3,000円の追加です。これは、不正請求に係る介護給付費返納金で、川根本町社会福祉協議会ほか2団体からのものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

返納金のことですが、4ページですね、9-3-2、3,973万3,000円の積算根拠というんですか、どういうふうな数字に対してこういう返納金になったのか、その説明をお聞きいたします。

それで、そのうちの2,665万2,000円を支払準備基金に、一時的に国や県や町へ返さなければいけないので積み立てるという説明だったんですけれども、このうちの12.5%が町へ入るようになるのでしょうか。

それで、5ページの2-1-1と7-2-2の財源更生で一般財源がそれぞれ増額になっていますよね。596万6,000円、国庫支出金返還金では711万5,000円、一般財源の方で増額になっているんですけれども、この増額になった原資というのは、結局この返納金を充てているように見えるんですけれども、そうなのかどうかお聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） 最初に、それぞれの返納金の算出根拠はということですが、これにつきましては、先ほど町長の方からも説明がありましたとおり、3事業所からあります。3事業所ありまして、1つのところがきらら藤枝というところで、還付すべき介護給付費ですが、7,488円分いただくことになりまして、その加算金が2,995円で、高額介護サービス分として832円、それから自主返還という形がありますので、388円、その合計

額が1万1,703円になります。それが1つです。1事業所。

それから浜名湖病院というのがありますので、そこですけれども、同じように還付される介護給付費ですけれども、1万6,429円で、加算金につきまして6,571円、高額介護サービス費としての分が5万6,814円で、合計で7万9,814円になります。

それから、もう一つの事業所ですけれども、川根本町の社会福祉協議会ですけれども、還付されるのは介護給付費が2,831万6,241円、加算金としまして1,132万6,496円、合計で3,964万2,737円となります。

それと、一般財源の原資ということなんですけれども、やはり議員が言われたとおり、返納金で充てております。

それから、12.5%一般会計への戻し入れというの也被言われましたけれども、これにつきましては、来年度、精算して一般会計に戻すということになります。

以上です。

○議長（板谷 信君） 鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） この歳出の方の財源更生のところの一般財源を返納金を充てているということなんですけれども、返納金は国・県・町へ、国へ2分の1、県と町が4分の1ずつということを出し合っていたわけですから、その割合で今度は返さなければいけないものですよね。だけれども、その一部をここの、例えば7-2-2の国県支出金返還金というのは、これは返納金を返還するものですか。それとも前年度の事業で返還金が生じたから精算の返還金ではないんですか。返納金を充てていいものかどうか、国・県2分の1、4分の1の分を711万5,000円、全額ではないと思うんですよ。一部を先に使って返還するんですよということなのか、ちょっと先ほどの説明ではあいまいだから、一般財源の原資についてももう少しわかるように説明してください。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） 返納金というのは別にこれがそのままそのお金を国・県に返すお金ではなくて、一般財源として扱うということだものですから、このような形になります。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ということは、全協で説明した12.5%が一般財源として町に入る、町の一般財源へ返さなければならない分、あとの残り、ここで国・県へ返す711万5,000円、これは返す分ではないね、財源更生だものね。財源更生に一般財源を使う……あ、ということは、3,973万3,000円から国や県へ返す分は入っていないということですか。町へ返す分が12.5%ありますよということで、あとの残りは介護保険会計で一般財源として使っていいですよということなんですか。

（「質問がわかりにくいけれども」の声あり）

○議長（板谷 信君） もう一回質問してください。

○10番（鈴木多津枝君） し直すのですか。

○議長（板谷 信君） はい。

○10番（鈴木多津枝君） 全協では、介護保険事業の一般財源には使えませんよという説明だったと思うんですよ。だから、基金に2,665万2,000円一時的に積み立てるんだよという説明だったですよ。この2,665万2,000円というのは、基金に積み立てる分は一般会計に返して、国と県にも返す、それは国2分の1、県4分の1、町4分の1という割合で返すものを一時的に積み立てるんだということだったですよ。それで、3,973万3,000円が返納金として来て、その残りの1,380万1,000円を一般財源で使っていいということなんですか。介護保険会計で。要するに、一般財源で使っていいということになれば、返ってきた部分の1,381万円は介護保険会計としてはその分助かるわけでしょう。基金取り崩しをやめた、減らしたわけだから。全然使えませんよという話だったと思ったから聞いているんですけども。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） 返納金自体は、もう一般財源ですので、これをそのまま、このお金をそのまま国や県に返すお金にするという意味ではないです。ですから、返納金というものは一般財源で来ていますので、使えるんですけども、これ、丸々使ってしまうと返すお金がないので、一部は基金として置いておきますよということです。

○議長（板谷 信君） ほかに。3回を超えていますけれども、どうしますか。

それでは、最後にもう1回、10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） では、基金積立金の2,665万2,000円という一時積みますよといったところは、町が見込んである返さなければならなくなるだろうという金額ということですか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） これだけでは足りないです。もっと返さなくてははいけません。

○10番（鈴木多津枝君） 幾ら返さなくてははいけなしかはっきり言って。

○福祉課長（西村 一君） ざっとですけども、これのうちの8割を返さなくてははいけない金額です。

○10番（鈴木多津枝君） もっとって言ったじゃない。

○福祉課長（西村 一君） 3,973万3,000円のうちの8割です。

○10番（鈴木多津枝君） だから、この基金に積み立てる分では足りないよということですか。

○福祉課長（西村 一君） そういうことです。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号、平成23年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算、第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第21号、平成23年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算、第2号は原案のとおり可決されました。



◎日程第23 議案第22号 平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

○議長(板谷 信君) 日程第23、議案第22号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第4号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第22号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第4号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ789万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,478万3,000円としたいというものであります。

第2表では、繰越明許費の限度額をお願いするものです。

今回は、地名簡易水道施設整備事業等の実績見込みによる減額と工事の変更、追加及び消費税補正が主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

簡水7ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は、190万7,000円の増額です。これは、納付見込みによる消費税の追加です。

第2款水道事業費、第1項水道管理費は、395万2,000円の減額です。これは、水道施設維持管理業務、水質検査委託の実績による減額です。

第2項水道建設費は、585万3,000円の減額です。これは、地名簡易水道整備事業、本川根北部簡易水道大沢中継槽設置工事等の減額と、本川根南部簡易水道田代配水池工事の増額及

び塩郷地区水道管布設替工事の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

簡水5ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金は、200万円の減額、第4款県支出金、第1項県補助金は、18万円の減額です。これは、地名簡易水道施設整備事業に係る国県補助金の変更によるものです。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金は、65万3,000円の減額、第2項基金繰入金は、506万5,000円の減額です。これは、水道建設事業費の変更による一般会計繰入金及び基金分の減額です。

第2表繰越明許費につきましては、簡水2ページをごらんください。

今回の繰越明許は、県道川根寸又峽線塩郷地区の道路改良工事に係る水道管布設替工事です。県で施工している道路工事と同時施工のため、年度内の完成が見込めないため繰越明許をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第22号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第4号は原案のとおり可決されました。



◎日程第24 議案第23号 平成23年度川根本町温泉事業特別会計
補正予算（第1号）

○議長（板谷 信君） 日程第24、議案第23号、平成23年度川根本町温泉事業特別会計補正予算、第1号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第23号、平成23年度川根本町温泉事業特別会計補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ377万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,893万円としたいというものです。

今回の補正予算は、接岨峡温泉ポンプ改修工事の減額です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

温泉4ページをごらんください。

第2款温泉事業費、第1項温泉事業費は、377万円の減額です。接岨峡温泉ポンプ改修工事の減額を計上するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

温泉3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、377万円の減額です。今回の補正事業に係る一般会計繰入金を計上しました。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号、平成23年度川根本町温泉事業特別会計補正予算、第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第23号、平成23年度川根本町温泉事業特別会計補正予算、第1号は原案のとおり可決されました。



◎日程第25 議案第24号 平成23年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算(第4号)

○議長(板谷 信君) 日程第25、議案第24号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第4号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第24号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第4号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ787万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,942万4,000円としたいというものであります。

今回の補正予算は、本年度のいやしの里診療所の運営経費の実績見込みによる補正です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の診療所4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項施設管理費は、720万円の減額です。これは、診療所管理者等の賃金、島田市民病院からの医師派遣業務、タクシー使用料等の減額です。

第2款医業費、第1項医業費は、67万3,000円の減額です。これは、実績見込みによる医療用機器借上料の減額です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の診療所3ページをごらんください。

第1款診療収入、第1項外来収入は、230万円の減額です。これは、本年度の見込みにより減額するものです。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、557万3,000円の減額です。これは、実績見込みにより一般会計からの繰入金を減額するものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第24号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第4号は原案のとおり可決されました。



◎日程第26 議案第25号 平成24年度川根本町一般会計予算

◎日程第27 議案第26号 平成24年度川根本町国民健康保険事業
特別会計予算

◎日程第28 議案第27号 平成24年度川根本町後期高齢者医療事
業特別会計予算

◎日程第29 議案第28号 平成24年度川根本町介護保険事業特別
会計予算

◎日程第30 議案第29号 平成24年度川根本町簡易水道事業特別
会計予算

◎日程第31 議案第30号 平成24年度川根本町温泉事業特別会計
予算

◎日程第32 議案第31号 平成24年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計予算

○議長（板谷 信君） 日程第26、議案第25号、平成24年度川根本町一般会計予算から日程第32、議案第31号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号から議案第31号まで一括議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) それでは、議案第25号から31号まで一括説明させていただきます。

議案第25号、平成24年度川根本町一般会計予算の概要について説明いたします。

平成24年度当初予算は、55億1,300万円です。前年度と比べ1億3,200万円、率にして2.3%の減額となる予算を編成させていただきました。

平成20年度からの国の経済対策等に係る地域活性化関連補正による生活環境整備に始まり、平成23年度は、住民による地域づくりへの支援や地域の要望にこたえるよう身近な事業に重点を置き、事業展開をしてまいりました。

平成24年度予算については、特に、東日本大震災や河川災害等を教訓に、災害対策や住民生活に密着した施策に心がけた予算編成に努めました。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表のとおりであります。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表のとおりであります。

それでは、具体的な項目に入る前に、一般会計について大まかな説明をさせていただきます。

平成24年度予算編成に当たっては、東海地震や豪雨などの自然災害への防災対策、健康で明るく過ごすための医療・福祉施策の充実による安心安全のまちづくり、農林業と商工観光業の連携による地域経済の活性化、恵まれた自然環境や人的資源を生かした施策の展開による交流人口の増大による元気で活力に満ちたまちづくり、地域間の交流の促進、地域づくり活動への支援による住民が夢を持って明るく前向きに取り組めるまちづくりを目指した予算編成に取り組みました。

まず、歳入予算から見ていきますと、財源の構成では、自主財源が36.9%、依存財源が63.1%となっています。

地方交付税が40.8%、町税が22.1%、国・県支出金が10.2%となり、財政調整基金などの繰入金9.6%、町債が8.4%を占める割合となっています。地方交付税では、国勢調査における人口減少による減額の影響はありましたが、平成23年度の実績や国の交付税予算措置額の伸び等を勘案し、普通交付税を増額計上しました。町税につきましては、景気低迷により法人の法人割が大幅な減額となっています。

国庫支出金の減額は、子どものための手当の制度改正による減額が主なものです。県支出金は、林道開設・改良事業の補助金は伸びていますが、農林水産業費の林業費補助金や商工

費の緊急雇用対策補助金が大きく減額となり、12.5%の減となっています。

自主財源では、地域自治会振興事業交付金終了に伴い、集会所等修繕の減少により分担金及び負担金が32.6%の減、財政調整基金を含む繰入金は、財政調整基金の減額により、7,747万1,000円、率にして12.8%の減となりました。

歳出予算の目的別の構成比では、子育て等の支援、各種福祉サービスの実施などに係る民生費は21.2%、集会所耐震補強事業などの自治振興事業、まちづくり事業、町営バスの運行、環境対策の推進に関する総務費が16.3%、住民の健康づくり、環境衛生の向上や、飲料水供給施設・水道施設整備などの生活環境基盤整備を図る衛生費は11.1%、小中学校の管理運営、町民の社会教育やスポーツ振興を図る教育費は10.4%、災害対策事業や消防救急施設整備などの消防費は8.0%、農林業の振興、農産物・林産物の搬出に寄与する農林道の整備に係る農林水産業費が8.0%を占めています。

また、起債の元利償還金である公債費は14.1%と依然、大きな割合を占めています。

性質別では、地域要望に沿った町道・林道の改良や生活環境整備と災害対策事業の増額により、投資的経費が14.6%で、前年度より2.7%の増となっております。

義務的経費は、退職者補充の抑制に伴う人件費や、借り入れの減少により公債費が、子どものための手当の制度改正により扶助費が減額となり、構成比は42.4%を占めていますが、前年度より4.7%の減となっています。

物件費では、総合計画後期計画策定費等の各種計画の策定が減額となっています。補助費は、平成22年度、23年度の地域自治会振興事業交付金の終了に伴い、減額となっています。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款議会費は、7,466万5,000円です。前年度と比べ1,422万1,000円の減額です。議員年金制度の廃止による負担金、備品購入費の減が主なものです。

第2款総務費は、8億9,576万1,000円です。前年度と比べ1億5,365万8,000円の減額です。住民主体の地域づくりへの取り組みを支援する地域自治会振興事業交付金は終了しましたが、癒しの里づくり事業費交付金の活用等により、特色ある地域づくりを目指します。また、23年度からの継続として、集会所の耐震補強工事が計上されています。

まちづくり事業費では、継続事業として、川根茶等の市場開発調査、推進事業費、中国竜泉市との友好都市推進事業費、島田市と共同開催のSLフェスタ事業や、新たに空き家対策事業として、定住促進事業費補助金やホームページでの空き家バンク事業を計上し、元気で活力に満ちたまちづくりを目指します。

第3款民生費は、11億6,672万3,000円です。前年度と比べ787万4,000円の減額です。子育て支援センターや放課後子どもプラン事業の実施、外出支援事業や在宅高齢者配食サービス等の福祉サービスの充実により、安心して子どもを育てられる福祉の環境づくりに努めます。

第4款衛生費は、6億979万8,000円です。前年度と比べ1,874万8,000円の減額です。インフルエンザ予防接種の負担軽減として、高校生相当年齢までは自己負担なしとし、他の年齢

層でも負担を軽減しております。また、町単独分を含んだ子宮頸がんワクチン接種助成、各種予防接種助成費、町内診療機関の施設整備により、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

第5款労働費は、191万4,000円です。

第6款農林水産業費は、4億3,856万3,000円です。前年度と比べ309万6,000円の減額となりました。複合作物やお茶の商品研究・調査等への補助の追加、有害鳥獣対策、林道整備により、茶業・林業の振興を図ります。

第7款商工費は、2億8,639万7,000円です。前年度と比べ2,519万円の減額です。経済対策として、引き続き住宅リフォーム推進事業を計上するとともに、特色ある店づくりによる消費活性化を目指し、店舗等の改修等への支援として、おもてなしの店づくり事業費補助金の創設を盛り込んでいます。また、町の観光振興計画を策定し、効果的な施策の展開により、交流人口の増加を目指します。

第8款土木費は、2億1,032万円です。前年度と比べ6万2,000円の減額です。昨年の大井川の洪水を踏まえ、ハザードマップの作成費を計上しております。国道・県道整備促進とあわせ、町道や急傾斜対策等の推進により、快適で安全な社会資本整備に努めます。

第9款消防費は、4億4,250万円です。前年度と比べ7,130万5,000円の増額です。昨年の町内外の災害を踏まえ、防災ラジオの配備、地区備蓄倉庫の設置等の災害対策の充実により、災害に強いまちづくりを目指します。

第10款教育費は、5億7,032万6,000円です。前年度と比べ5,579万3,000円の増額です。小中学校の施設整備や南部小学校複式学級対応のための講師配置、特別支援員の増員など、学校教育環境の充実や生涯学習の推進、海洋センタープール改修など社会体育施設の充実により、町の教育環境の向上に努めます。

第11款災害復旧費は、2,227万3,000円です。前年度と比べ590万円の増額です。災害が発生した場合の応急的な復旧経費を計上し、迅速な対応に努めます。

第12款公債費は、7億7,876万円です。前年度と比べ4,214万9,000円の減額です。これは、過去の過疎対策事業債等の償還完了によるものです。

第13款予備費は、1,500万円です。前年度と同額を計上しました。

次に、歳入でございます。

第1款町税は、12億1,808万7,000円です。前年度と比べ4,969万3,000円の減額です。景気低迷により、法人の法人税割が大きく減少しています。

第2款地方譲与税は、5,000万円です。

第3款利子割交付金は、100万円です。

第4款配当割交付金は、100万円です。

第5款株式等譲渡所得割交付金は、20万円です。

第6款地方消費税交付金は、7,500万円です。

第7款自動車取得税交付金は、1,800万円です。

第8款地方特例交付金は、200万円です。住宅借入金等特別控除による減収分のみの計上となり、大きく減少しています。

第9款地方交付税は、22億5,000万円です。平成23年度から22年度国勢調査人口の算定となりました。人口減少の影響もありましたが、単位費用などの改正等により大きな減額はありませんでした。23年度の実績を踏まえ、普通交付税は22億円、特別交付税を5,000万円計上させていただきました。

第10款交通安全対策特別交付金は、100万円で、前年度と同額です。

第11款分担金及び負担金は、3,225万円です。前年度対比1,560万4,000円の減額です。平成23年度で地域自治会振興事業交付金が終了したため、集会所等大規模修繕費負担金が大きく減額となっています。

第12款使用料及び手数料は、5,999万4,000円です。前年度対比198万7,000円の減額です。

第13款国庫支出金は、1億9,915万5,000円です。前年度対比2,035万1,000円の減額です。子どものための手当負担金、総務費の共聴施設整備事業費補助金、教育費の本川根中学校耐震工事に係る安心・安全な学校づくり補助金が減となっていますが、耐震性貯水槽建設に係る消防費補助金が増額となっています。

第14款県支出金は、3億6,355万9,000円です。前年度対比5,178万7,000円の減額です。後期高齢者医療保険基盤安定負担金が増額となっていますが、農林水産業費補助金において、道整備交付金、森林環境保全整備事業費補助金、商工費補助金では、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金が大きく減額となっています。

第15款財産収入は、3,516万2,000円です。前年度対比78万円の減額です。

第16款寄付金は、2,000円の科目設置です。

第17款繰入金は、5億2,916万1,000円です。前年度対比7,747万1,000円の減額です。特別会計繰入金が科目設置の3万6,000円で、基金繰入金が5億2,912万5,000円です。それぞれ事業目的に沿った基金の繰り入れをしております。24年度は、通常事業に加え、災害対策事業の強化のための事業経費として政調整基金を2億6,000万円と、昨年度よりは減額となっておりますが、例年以上に繰り入れて、事業の展開をしていきます。

第18款繰越金は、1億円で、前年度と同額です。

第19款諸収入は、1億1,433万円です。前年度対比1,377万3,000円の増額です。

第20款町債は、4億6,310万円です。前年度対比1,210万円の減額です。過疎対策事業債が9,570万円、公共事業等事業債が1,740万円、臨時財政対策債は3億5,000万円です。

以上が平成24年度一般会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第26号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算の概要について説明いたします。国民健康保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ9億3,270万

円で、前年度と比べ4,580万円の減額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

それでは、項目ごとに歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、2,691万5,000円です。主な内容としては、職員人件費、共同処理業務委託料、賦課徴収に要する費用などです。

第2款保険給付費は、6億895万7,000円です。療養給付費、高額療養費のほか、出産育児一時金などの計上があります。

第3款後期高齢者支援金は、1億1,788万7,000円です。

第4款前期高齢者納付金は、医療費及び事務費の拠出金として23万7,000円です。

第5款老人保健拠出金は、1万1,000円です。

第6款介護納付金は、5,311万3,000円です。

第7款共同事業拠出金は、9,957万5,000円です。高額医療費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金を計上しています。

第8款保健事業費は、1,443万4,000円です。第1項特定健康診査等事業費は、特定検診及び特定保健指導費用等を計上しています。第2項保健事業活動費は、人間ドック費用助成事業などを計上しております。

第9款基金積立金は、42万円です。

第10款公債費は、2,000円です。

第11款諸支出金は、114万9,000円です。

第12款予備費は、1,000万円です。

次に、歳入でございます。

第1款国民健康保健税は、2億1,370万4,000円です。

第2款使用料及び手数料は、2,000円です。

第3款国庫支出金は、1億8,695万4,000円です。

第4款療養給付費交付金は、5,942万4,000円です。

第5款前期高齢者交付金は、2億4,433万円です。

第6款県支出金は、2,865万1,000円です。

第7款共同事業交付金は、8,989万6,000円です。

第8款財産収入は、42万円です。

第9款繰入金は、5,929万8,000円です。一般会計繰入金が5,929万5,000円で、基金繰入金は、3,000円です。

第10款繰越金は、5,000万1,000円です。

第11款諸収入は、2万円です。

以上が平成24年度国民健康保険事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

次に、議案第27号、平成24年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算の概要について説明いたします。

後期高齢者医療事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,810万円で、前年度と比べ1,100万円の増額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款後期高齢者医療広域連合納付金は、1億1,794万5,000円です。医療保険料と保険基盤安定負担金です。

第2款諸支出金は、15万5,000円です。

次に、歳入でございます。

第1款後期高齢者医療保険料は、8,566万2,000円です。

第2款使用料及び手数料は、2万4,000円です。督促手数料です。

第3款繰入金は、3,228万1,000円です。一般会計繰入金です。

第4款諸収入は、13万2,000円です。

第5款繰越金は、1,000円の科目設置です。

以上が平成24年度後期高齢者医療事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします

続きまして、議案第28号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計予算の概要について説明いたします。

介護保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ10億9,190万円で、前年度と比べ2,910万円の増額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

平成24年度から第5期介護保険事業計画の開始となります。

地域密着型介護サービス等の伸びにより、対前年2.7%の伸びとなっています。

それでは、歳出から説明させていただきます。

資料の58ページをごらんください。

第1款総務費は、3,645万5,000円です。職員人件費、介護認定審査会、賦課徴収などの経費が主なものです。

第2款保険給付費は、10億2,247万7,000円です。

第3款財政安定化基金拠出金は、1,000円の科目設置です。

第4款基金積立金は、616万6,000円です。

第5款地域支援事業費は、2,675万1,000円です。介護予防事業や二次予防事業対象者把握事業を実施する経費、福祉介護手当などを計上させていただきました。

第6款公債費は、1,000円です。一時借入金利子の科目設置です。

第7款諸支出金は、4万9,000円です。

次に、歳入でございます。

第1款保険料は、1億7,218万8,000円です。

第2款使用料及び手数料は、1万6,000円です。

第3款国庫支出金は、2億8,693万5,000円です。

第4款支払基金交付金は、2億9,852万6,000円です。

第5款県支出金は、1億6,507万1,000円です。

第6款財産収入は、5万円です。

第7款繰入金は、1億6,903万3,000円です。一般会計繰入金で、積立基金繰入金は皆減となっております。

第8款繰越金は、1,000円で、科目設置です。

第9款諸収入は、8万円です。

以上が平成24年度介護保険事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第29号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計予算の概要について説明いたします。

簡易水道事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,600万円で、前年度と比べて1億2,350万円の減額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

大規模事業である地名簡易水道施設整備事業の完了により、大きな減額となっております。地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表のとおりであります。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、3,158万1,000円です。職員人件費と事務費です。

第2款水道事業費は、7,834万9,000円です。第1項水道管理費には富沢地区配水管災害復旧工事を計上しております。大規模事業の完了により大幅な減額となっております。

第3款公債費は、1億3,507万円です。過疎債、水道債の元金及び利子の支払いです。

第4款予備費は、100万円です。

次に、歳入でございます。

第1款分担金及び負担金は、9万円です。

第2款使用料及び手数料は、1億1,063万8,000円です。給水使用料が主なものです。

第3款財産収入は、115万円です。

第4款繰入金は、1億3,254万7,000円です。一般会計繰入金は1億1,254万7,000円で、施設建設と公債費への支援が主なものです。基金繰入金は2,000万円です。

第5款繰越金は、156万3,000円です。

第6款諸収入は、1万2,000円です。大規模事業の完了により国庫支出金、県支出金、町

債の計上はありません。

以上が平成24年度簡易水道事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第30号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計予算の概要について説明いたします。

温泉事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,910万円で、前年度と比べ360万円の減額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

温泉を町内温泉施設へ良好に供給するための経費を計上するものです。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、916万6,000円です。職員人件費、事務費等の管理経費です。

第2款温泉事業費は、1,978万6,000円です。寸又峡温泉引湯管布設替事業、接岨峡温泉ポンプ改修工事など、施設を良好に維持管理するための経費を計上するものです。

第3款基金管理費は、5万円です。

第4款予備費は、10万円です。

次に、歳入でございます。

第1款使用料及び手数料は、455万1,000円です。

第2款財産収入は、5万円です。

第3款繰入金は、2,439万5,000円です。一般会計繰入金です。

第4款繰越金は、10万円です。

第5款諸収入は、4,000円です。

以上が平成24年度温泉事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

最後になります。議案第31号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算の概要について説明いたします。

いやしの里診療所事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,640万円で、前年度と比べ410万円の増額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

現在、医師は募集中であります。4月からも継続した診療ができるよう関係機関と協議し、9月までは現在の体制、10月から医師の採用による予算措置としております。

第1款総務費は、3,868万円です。医師の報酬、職員人件費等診療所の運営経費です。

第2款医業費は、756万9,000円です。医薬材料費、検査手数料です。

第3款諸支出金は、1,000円です。

第4款予備費は15万円です。

次に、歳入でございます。

第1款診療収入は、2,842万6,000円です。

第2款使用料及び手数料は、12万1,000円です。

第3款繰入金は、1,785万円です。一般会計繰入金です。

第4款繰越金は、1,000円です。

第5款諸収入は、2,000円です。

以上が平成24年度いやしの里診療所事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

それからですね、議案第30号温泉事業特別会計について、数字の間違いがあったようです。

第2款でございますけども、温泉事業費は、1,978万6,000円と申し上げたようですが1,978万4,000円と訂正させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 予算の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は、議案第25号から議案第31号までのすべてについて総括的な質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 全協でも、今の大体同じような説明がされまして、委員会審査の前に述べたことを、紙に書いたものをコピーしてくださるということでしたけれども、また同じ説明がされました。それで、私たちは、町長の提案理由の説明をずっと聞いていても、どこを見ていいのか全く指示をしてくださらないですね。何々をごらんください。何ページをごらんくださいというふうな指示は全くありません。たくさんせっかく担当の方でも、このように当初予算説明資料、それから当初予算事業説明資料とかつくって来てあるし、本予算も厚いのをいただいていますし、ずっと何を聞いていいかわからずに聞いていたわけですよ。

最後の予算の中身については、多分予算説明資料という、この縦長のを見ればわかるんだろうということ、ずっと追っていきましても、前半のは本当に全くわからない、聞いているだけという、私はハトになって豆鉄砲を食らったような気持ちでいました。本当にもう少しわかるような説明をしていただきたいと思うんです。

どうせ予算特別委員会で審査するんだからということでしょうけれども、やはりこれだけ短い期間の中にこれだけたくさんの資料をいただいて、私たちも真剣にやらなければいけないときに、町長の説明というのは非常に重要だと思うんですよ。なぜ全協でああいうことを言ったかといえば、わからないから欲しいと言ったわけで、何を言っているかメモもできないし、それで今回もまた同じことをされているというのは、ちょっとわかってもらおうという努力が私は気持ちが欠けていらっしゃるのではないかなと思ったんですけども、町長は何枚かのものを読み上げているだけですよね。そういう説明をされていて、どういう気持ちだったんですか。議員の人たちはそれを読めばわかるかなと、大体つかんでくれるというふうに思われたんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 提案理由ということで、概要を申し上げたわけでありましてけれども、本来、この限られた時間の中で、概要説明の中で、すべて皆様方に十分御理解がいただけるような説明にはなっていなかったかもしれませんが、とりあえずこの場所では、こういう内容で提案しますということで、個々の課ごとの説明は、特別委員会の中で十分説明させていただくということで考えておりますので、そういうことで御了解をいただけたらというふうに思います。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 私は、聞いていてわからなかったというふうに申し上げたんです。提案理由の説明を議員が聞いていてわからないものでいいということではないと思うんですよ。やはりこれから委員会審査をするにしても、もう少し改善をしていただきたいという気持ちで、もう済んでしまったことはしようがないんですけれども、今後もありますし、議会が新しく編成されるかもしれない、新人の議員さんたちがもしかしたら入られるのかもしれない。確実にありますよね、4人の議員さんが辞表を出したんだから。

そういう中で、議会というものをもっと重くみていただきたいなど、審議する機関だということで、重く見ていただきたいな、時間をただ費やしているのだけではなくて、町長の提案理由の説明というのは、私は議員にとっては物すごく重要だと思っているんです。本当に町長が読み上げるんだったら、正直言って、事前にいただきたいぐらいです。それで審議をしたいというも思います。聞いていただけでは、本当に一生懸命聞いても、なかなかそれを何て言ったか言ってみろといわれても、概要さえ私はなかなか言えません。

そういう状況ですので、もう少しこの予算とか決算の説明については、たとえ概要であっても、町長が何を思って説明をされているのか、何か根拠を示していただきたいと思うんですよ。数字と何々でどうなった、どこでどうなったと言われるよりは、例えば、この説明資料の何ページをごらんくださいと言ってくださって、ある程度最小の説明をする。それで、事業の町が今度の予算で力を入れようとしていることについては、事業説明資料をごらんくださいと言って説明をしてくださる。そういう、何ページとか示していただける、そういうわかっただけのための配慮を今後していただけるかどうか、再度お聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 説明するに当たって、例えば、一般会計予算については何ページのどこというような提示をしなかったものですから、そういう意味で、早口で申し上げましたので、余計追跡していきにくかったという部分が、鈴木議員の御不満の点かなというふうに思っています。そういう意味では、いずれにしても、この中で十分な説明というのはできかねると思いますけれども、できるだけわかりやすく、町の姿勢が訴えられるような形の御説明ができるように、今後配慮していきたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わりますが、その前に、いま議会の方から強い意志があった、表明があったあとでちょっと言いにくいんですけども、私の方で間違えまして。議案第26号から31号まで一括議題と言いましたけども、議案第25号に直させてください。

それでは、ほかに質疑がなければ、これで質疑を終わりたいと思います。

それでは、お諮りします。

ただいま議題となっております議案第25号から議案第31号までは、7名の委員で構成する予算特別委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号から議案第31号までは、予算特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長を除く7名の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会は、議長を除く7名の議員を選任することに決定しました。

————— ◆ —————

◎散 会

○議長（板谷 信君） お諮りします。

予算特別委員会開催等の都合によって、3月3日から3月14日までの12日間、休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、3月3日から3月14日までの12日間、休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時04分

平成24年第1回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成24年3月15日(木) 午前9時開議

諸般の報告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 2 号 第1次川根本町総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定について
- 日程第 3 議案第 9 号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第25号 平成24年度川根本町一般会計予算
- 日程第 5 議案第26号 平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第27号 平成24年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第28号 平成24年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第29号 平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第30号 平成24年度川根本町温泉事業特別会計予算
- 日程第10 議案第31号 平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算
- 日程第11 議案第32号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第12 議案第33号 工事請負契約の締結について
- 日程第13 議案第34号 平成23年度川根本町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第14 議会運営委員会委員の選任
- 日程第15 駿遠学園管理組合議会議員の選挙
- 日程第16 川根地区広域施設組合議会議員の選挙
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第18 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員（8名）

1番	中野暉君	3番	山本信之君
6番	高畑雅一君	7番	森照信君
8番	中澤智義君	10番	鈴木多津枝君
11番	中田隆幸君	12番	板谷信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤公敏君	副町長	小坂泰夫君
総務課長	柴田光章君	企画課長	羽倉範行君
税務課長	渡邊清君	福祉課長	西村一君
生活健康課長	栗原卓君	産業課長	澤本勝美君
建設課長	大石守廣君	商工観光課長	筒井佳仙君
教育総務課長	中澤莊也君	生涯学習課長	藤森敦君
会計管理者兼 出納室長	鈴木一男君		

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏正

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、説明員は3月2日の日と同様ですので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（板谷 信君） 諸般の報告を行います。

3月7日に第2常任委員会を開催し、正副委員長の互選を行いました。

委員長に中野暉君、副委員長に高畑雅一君が選任されましたので、御報告いたします。

3月9日午後1時からと3月13日午前9時10分から第1常任委員会を開催し、介護保険条例改正案についてと総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定について熱心に御審議していただきました。また、3月5日、6日、7日、8日、9日の5日間、平成24年度予算審議のため予算特別委員会を開催し、終日熱心に御審議をいただきました。

なお、12日には平成24年度事業実施予定箇所の現場視察も行っていただきました。ありがとうございました。

次に、3月2日の議事日程第1号と議長の発言について、訂正をいたします。

内容は、日程第3、議案第2号の「基本構想の見直しを」を「基本構想の変更」に改めます。

以上で諸般の報告を終わります。



◎日程第1 一般質問

○議長（板谷 信君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により、通告された質問者は、中野暉君、鈴木多津枝君、中田隆幸君、高畑雅一君、森照信君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁するようにお願いします。

1番、中野暉君、発言を許します。

○1番（中野 暉君） おはようございます。1番、中野でございます。通告に従いまして質

問をさせていただきます。

台風12号の被害により孤立した富沢地区、今後の対策についてお伺いをいたします。

現在、富沢地区の生活道路は、大井川にかかる工事用道路でございます。時間規制はあるものの、シルバー人材センターに管理を委託し、不自由はあるわけではありますが、まずまずの対応がなされているものと思っておりました。それでも大井川が増水になれば大井川の仮設道は通行どめになり、仮橋は何度か水に流されたことも事実でございます。そのときの対応も、雨が降れば増水を予想し、ダムの放流情報を入手し、朝早くから地元の方々と連絡をやりとりし、車を対岸へ移動手配をした実績に職員を褒めてやりたく思いました。さらに、すぐやる課があるかのように、水が引けば早速通行復帰対応をさせていただいたことは、副町長を筆頭に担当職員の対応は大変感謝をいたしております。また、町営住宅の無償あっせん、家電製品の対応等々、また高齢者の健康管理の保健師さんの訪問など、多くの支援対策をしていただきました。富沢の方々も、役場の対応、そして工事請負業者の対応等については大変感謝をしております。

ところが、3月10日、突然の仮設道撤去の説明が富沢地区の方々にされ、大変驚きました。翌3月12日、富沢地区より文書にて要望書を役場に届けられたところでございます。それを受け、町長がじかに島田土木事務所へ交渉に行ったわけではありますが、その回答が13日の夕方、その日でありますけれども、富沢地区へ文書にて届けられたことによりまして、富沢地区の方々が大変がっかりというよりも大変驚き、どうにかならないかということで、いろんな形で対応をさせていただいたことが事実でございます。

次の日、地区役員3名が島田土木事務所長と面談し、3月19日まで使用延期許可を約束したことが今までの経緯でございます。大変な経緯だったなど、こんなふうに考えます。もちろん、議員の我々もいろいろな角度から仮設道の使用延期対策を図ってきましたけれども、河川法に對しいかんともしがたい状況であったのは事実でございます。

したがいまして、3月20日から崩落現場へ車が通行可能になるまでの対応、さらに富沢地区の今後の対策を伺います。

次に、青部吊橋の撤去についてでございますが、青部吊橋は昭和9年に設置され、長年青部地区住民の生活道路と位置づけをされてきておりました。また近年は、健康増進とか、人々の散歩コースとかハイキングコースとしても意義あるものとなっているのも事実でございます。さらに、青部バイパス建設に伴い青部を挙げてワークショップに取り組み、ハイキングの目玉に吊り橋を挙げていること、資料の中には吊り橋にイルミネーションなどというものも見受けられました。協賛、そして指導者の中には町役場職員、土木事務所職員も名を連ねておりました。確かに、従前における吊り橋利用は、当時は100人を超す職員が行き来をしていたようではありますが、現在はほとんど利用がなされていないことは理解をいたします。

みんなでバイパス建設に伴い盛り上げたことも事実でありまして、河川法を盾に突然撤去

ということは住民には納得できないことでもあります。これらのことを踏まえ、何とか吊り橋の継続対応ができないか、お伺いをいたします。

以上2点について、よろしく願いをいたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの中野君の質問に対し、町長の答弁を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは、中野議員の御質問にお答えいたします。

林道崩落に伴い孤立した富沢地区の今後の対策についてという、まず御質問でございます。まず最初に、大井川にかかる仮設橋についてお答えいたします。

大井川にかかる仮設橋は、大井川の護岸工事のための仮設道路として静岡県が設置したもので、川根本町が河川占用の許可を受け、護岸工事が終了するまでの間の期限つきで使用させていただいてきたものでありますが、工事が終了したため、使用できるのは15日限りとなっております。しかし、地元の皆様の強い要望もあって19日まで延長されることになりました。

これから雨の多い時期を迎え、大井川の増水が予想されることから、通行する車両や身の安全の確保ができないおそれがあるため、大井川河川敷内への生活道路の仮設は認められないという状況でございます。富沢地区の皆様には、当分の間御不便をおかけしますが、御理解をお願い申し上げるものであります。

次に、道路崩落現場の早期復旧工事についてお答えします。

現在、復旧工事は順調に進んでおり、当初7月末の完成を目指しておりましたが、作業工程の見直し等を行い、6月末には完成する見込みでございます。現在、現場には歩行者用の仮設道路を設置してありますが、一番茶開始までには車両が通行可能な仮設道路を設置したいと思っております。

次に、迂回路の計画についてお答えします。

富沢地区への迂回路の建設につきましては、12月の定例議会におきまして測量設計委託費の補正予算を承認していただきました。関係者から測量のための土地への立ち入り承諾書も最近になっていただくことができましたので、3月下旬には全体計画の調査測量業務委託を発注したいと考えております。工事につきましては本年度から着手していきたいと考えております。事業期間は、予算の状況にもよりますが、3年間を予定しております。

2番目の青部吊橋の撤去についての御質問であります。

青部吊橋は、昭和9年に国営の発電事業用として建設され、その後、中部電力株式会社に移管され、以後、中部電力が維持管理してきた吊り橋です。平成20年になって、中部電力の社内調査で河川法第24条の占用許可及び第26条第1項の工作物の新築許可の未申請が確認されたため、平成21年から土木事務所と協議を行い、河川法の追認許可申請書を提出するよう指導を受け、平成23年12月9日、河川法許可申請書を島田土木事務所に提出しました。

島田土木事務所では、受理した申請書類を審査する中で、計画高水位に対して吊り橋の設置位置が低く、吊り橋の一部が計画高水位以下に設置されており基準に適合しないこと、ま

た、平成23年7月の台風6号による出水の際、流木がワイヤーにかかっていることを確認しており、実際に流水阻害している施設に許可を与えることはできないと判断されました。これにより、中部電力は島田土木事務所から、平成24年1月20日付で河川法の追認許可申請について、申請については許可しない、あわせて、吊り橋を撤去し原状回復するよう指示するとの処分を受け、中部電力は吊り橋を撤去することとしたのがこれまでの経過です。

このように、吊り橋の現状のままでの存続は難しい状況となっておりますが、町としましては存続に向けた要望を今後も続けていきたいと考えております。

次に、青部地区のワークショップにつきましては、青部バイパス工事に関連し、県が主催し実施したもので、平成22年から始まり合計10回開催され、平成23年1月に終了をいたしました。ワークショップ参加者には、青部バイパスを中心としたまちづくりについて熱心に調査検討を行っていただきました。ワークショップの中で、青部の名物となる菓子の製造、販売をしようとか、バイパス沿道や青部集落全体を花いっぱいにしていこうといったような提案がありました。既に、ループ橋周辺の道路法面等の草刈りや樹木、花の植栽などの活動をしているグループもございます。

今後、バイパス工事が進んでいき、バイパスの全体像がはっきりしてくれば、より具体的な提案が出てくるものと思っております。そんな中で、町としてもできる限りの協力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） それでは、最初の富沢地区大井川にかかる仮設道について再質問をいたします。

撤去日3月19日ということで、崎平の役員が4日延ばしてもらったわけではありますが、さらに延長交渉ができないか、お伺いをいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 3月も半ばを過ぎまして、これから雨期が近づいてまいります。それから現実的に長島ダムの水位も大変上がっておりまして、もうほとんど余裕がない状況、それから寸又川が既にダムが満杯で、入ってくる雨量をそのまま流す状況、そういう状況になっております。それと長島ダムも、雨期を迎えるということで、通常ですと3月の末ごろから少しずつ放流量を増やして行って、6月20日前後ですか、そのころに453まで下げていくという状況が一つ控えております。

それから、基本的に河川に生活道を仮設橋として通行の生活の用に供するという事は、河川法といいますか基本的にできないという状況があるそうであります。今回、護岸工事が一つあったということで、その工事の工事用道路、これを通常ですと2本橋で通すところがありますが、これを仮設の道として富沢地区の皆様方に使っていただけるよう特段の配慮があって進めてきたものでありますので、今回、工事が完了することに伴って、これは撤去せ

ざるを得ないということで伺っております。

引き続き何とかというお願いすることについてはやぶさかではありませんが、極めて難しいのではないかなというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） 我々も交渉し、またいろんな話を聞いて、そのことは本当に富沢地区の皆様もわかってはいらっしゃるけれども、しかしながら、もう流れてしまっしょうがないなどということではなく、現にそこにまだ存在をしているわけでありまして、通れる状況であれば何とか増水、まあ、水が増える、長島ダムが徐々に放流をすれば恐らくこの川も存続することは難しいんじゃないかなと思います。そのときまででも仮設道が通行可能になるまで使用できないか、特段の配慮をお願いしたい、こんなふうに思います。このことについて、再質問という形でお答えを願います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 富沢地区の皆様方の御不便というものを考えると、地域の皆様方の御要望は十分に理解できるところであります。しかしながら、河川を管理する県の立場でいきますと、自然災害でなくて、今後万一のことがあったことを考えると、それは人災ということになってくるわけでありまして、そういうこともございまして、そういう中で土木事務所長が大変な努力をする中で今回の措置をしていただいたわけでありまして。そして、私が伺った時点ではもう15日以降はどうにもならんというようなお話でございましたが、昨日ですか、地域の皆様が地域の実情を訴えることによって19日まで延長になったという経過がございます。

そういう中で、今後、極めて難しい問題だとは思いますが、再度事務所長にお願いに上がるということについてはやぶさかではありません。そういうことで御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） 本当にそのことを十分聞かされていて、いかんともしがたいなというふうな形で我々は思っておるわけでありまして、我々の本当に余り世の中を知らない考えの中では、町の単独工事というか関連工事業業にあわせて工事用道路を考えることができないか。例えば崩落現場から富沢までの水道工事、それにあわせて道路補修工事などが考えられますけれども、この工事にあわせて仮設道というものを再設置願うことができないか、お願いをいたします。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） ただいまの御質問ですけれども、大井川に仮設道をつくるというのは、4月から9月の間、この雨期になりますと、たとえ作業用の仮設道としても県の河川占用というのは認められないという状況でございます。

それと、県の土木工事につきましても、4月から9月の雨期の時期には緊急の場合を除い

て発注をしないということで聞いておりますので、町がこういう工事があるので作業用道路として占用いただきたいという申請をしても、それは認められないという状況にあったと考えております。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） そうすると、3月19日から、この間約束していただいたお茶時期には工事をストップしてでも通らせるような対応をするという返答をいただいている中で、しかしながら、この間というものは崩落現場を徒歩で交通ということになります。大変この場所というものは、現場も皆さん方もよく御存じだと思いますけれども、崩れやすい岩盤とか場所にあるために落石等大変心配されます。このことについての配慮とか対策というものは考えておるでしょうか、お聞かせを願います。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） ただいまの御質問ですが、崩落現場の仮設道、これは歩行者専用になりますけれども、ここの安全対策でございます。

今、議員がおっしゃられたように、法面、土質が非常にもろくて崩れやすい状況でございます。大きな落石等には耐えることはできませんけれども、小さな土砂の崩壊等に対してはできるだけ危険がないようにということでネットをかぶせてあります。それから、これはお願いでございますけれども、現場を歩いて渡る際には昼間に限らせていただきます。それと、大雨等の警報が出ているときには通行を控えさせていただきたいというふうに考えております。

安全対策としましては、先ほど言いましたけれども、ネットをかぶせてありますが、それと、崩落現場の上の法面になりますが、地面が動いたというときにはサイレンが鳴るようにサイレンも設置してありますので、そういったことも気をつけながら通っていただきたいというふうに考えております。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） 我々が心配するのは、あそこの現場が車が全然行き来できないということが本当にネックになるわけでありまして、火災のときにはどうするのか、そしてまた緊急時、この地区には高齢者の方もいらっしゃるで大変心配をしております。そのときの対応というものはどんなふうな対応でどんなふうにするかということは、本当に緻密に関係機関と打ち合わせをしてあるのか、また、その方法が考えられているのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（板谷 信君） 答弁。副町長。

○副町長（小坂泰夫君） ただいまの御質問でありますけれども、昨年の9月4日から現場の崩落について山道を歩いていただくというような非常な対応もさせていただいたわけでありまして、かねてよりただいま御質問のような件が非常に懸案事項というふうになってまいりました。仮設道路については昨年11月の後半からお願いしてきたわけですが、

その中でずっと、建設課長等の答弁もあったように、できる限り今の現場のところが軽自動車等通行できるまで何とか延長をしてほしいと。仮設道路を設置した当初から県とは協議をさせていただいてきたわけですけれども、県の方の工事期間が3月15日までということで、工事等も順調に県の工事が進んでいる中で、もっと早くに撤去をというようなそんな話もありましたんですけれども、とにかく3月15日までは延長してほしいと、それから、できる限りならば4月までというようなお話もさせていただき、また、それが無理であれば年度内いっぱいまでお願いしたいというような話もしてまいりました。

ただ、河川法というようなことで、町長答弁もありましたように、こういうものが大きなネックとなりまして、結果としては3月15日まで、地元の方々が窮状を訴える中で、撤去期間の最大限の延長ということで19日までというようなことになったかと思います。

この間、私どもも被災地対策会議ということで随時検討を重ねてまいりました。今回につきましても、最終的にいろんな調整をした中で、14日に今回の被災地対策会議というものを重ねまして、各課にそういう高齢者への配慮、また緊急時への対応という検討もしてまいりました。

高齢者につきましては、9月から11月まで行ってまいりましたようなそういう対応という形で、1週間に1回の各世帯への見守りというような対応、それから文建常任委員は緊急時に対してとにかく速やかに現場というんですか、仮設の道路のところまで行っていただくと。そこで、町の支援が必要であれば町の支援もあった中で、患者さん等を現場を、そこを通行するというようなことで極力確保したいということで、協議調整等も進めております。

そのほかに、ごみであるとか生活資材というものに関しても、各関係する機関と町の方を経た中でお願いしていくということで、現在、その調整にも地域支援室を窓口として対応しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） 最終的には富沢地区への回答書の中にレンタカーの配置ということがうたってありました。大変ありがたいというふうに思いますけれども、片や地元の方々は崩落場所より外へ車を置いておかなければならないわけでありまして、この富沢地区の皆様方の車をとめておく駐車場の確保というものはいかがなものでしょうか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 駐車場につきましては、地元の方がいち早く交渉していただいたというようなことで、フォレストマートというんですか、そのところの駐車場を借りるというようなことと、それと林道富沢線の入り口付近のところ、空きスペースのところと、そこを両方活用するというので、一応、話の方は防災会議の中では、対策会議の中では了解しているというふうなところがあります。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） 今までも、いろいろなところに車をとめて、富沢地区の方々は徒歩で

歩いて山道を対応してきたわけでありまして、その地主、またその近くの人、何らかの形でお礼をしているようでございました。その点についてはやはり支援もしていかなければならないんじゃないかなと、こんなふうにも思っておりますので、頭に入れておいていただきたいなど、こんなふうに思います。

崩落現場復旧というものが、先ほども返答がありましたけれども、明確にというものはまだまだわからないというふうに思いますが、工期は我々もわかっております。いつごろ軽自動車ぐらいは通行になるのか、お伺いをいたします。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 現在の進捗状況でいきますと4月の末を予定しております。一番茶が5月の連休前あたりから始まるかと思いますが、それまでには必ず現場に車両が通れる仮設道路を設置したいというふうに考えております。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） もちろんお茶には対応してくれるということは前々から約束をしていただいていたわけですが、お茶はそのときばかりではなく、その前からも準備が必要でありますので、どうしても車の往来というものは考えられるというふうに思っていますので、できるだけ早く通れることができるよう手配をお願いしたいと思います。

次に、平戸線に抜ける迂回路でございますけれども、測量について先ほど町長から答弁がありました。正確に、いつごろに山に入るのか、それでいつごろまでに路線が決定をするのか、このことについても担当課でわかることであれば正確に教えていただきたい、こんなふうに思います。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） ただいまの御質問ですけれども、先ほど町長の答弁でもございましたけれども、3月下旬ごろには発注をしたいと考えております。最初に全体計画の路線を決定いたしまして、その後、関係者の皆様に説明をさせていただきまして、それで承諾が得られれば詳細設計に入っていきたいというふうに考えております。そして設計が終わりましたら現場の方に入り、工事に着手をしていきたいというふうに考えておりますが、全体計画を終了するのが6月末ごろを予定しております。そしてその後、先ほど言いましたけれども、関係地権者、また地元の方に説明をさせていただきまして、そこで御意見等を聞きながら、また進めていきたいというふうに考えております。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） 前回は質問をいたしましたけれども、この迂回路、果たしていつごろ地区の皆さん方は通ることができるようになるのでしょうか。この点、わかる範囲でお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 迂回路の開設工事につきましては、町単独事業ということではち

よっと事業費が大きいものですから、県単補助ということで県にお願いをさせていただきます。補助率50%の事業を使っていきたいということで考えておりますが、先日、県ともヒアリングを行いました。それによると、予算のつけ方にもよりますけれども、3年間ということで現在考えております。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） 正確にということはまだわからないということですね。はい。

前々回でしたか、崩落があって、地元の皆さん方がいろんな形で要望してもらいたいということで、いろんな考えがありました。崩落現場を直してもらうことは当然でありますけれども、迂回路のことについても再三いろんな意見が出されました。やはり、いろんな角度から考えてみても富沢地区住民の方々是对岸へ抜ける永久橋というものを最終的には望んでいるところでございますので、このことが議題に上がったということを記録していただいて、事あるごとにこういうことも進めていただければうれしいというふうに思います。

もう1点、関連でありますので、これは答えられる範囲で結構でございます。崩落現場周辺の地すべり地帯の状況について、治山工事計画があるようにも聞きました。返答できる範囲で、その計画等々についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） ただいまの御質問でございますけれども、治山関係の事業につきましては静岡県の農林事務所の治山課の方で実施をしております。そして、今現在、林道平戸線から富沢地区に向かう山道がありますけれども、そこを中心としましてボーリング調査をしていただきました。その結果が最近出たということを知りましたが、詳細についてはまだ聞いてはおりませんが、かなり地層が悪くて、雨の影響によって地が動いているのではないかと聞いております。そして今、詳細設計をしているところということで聞いておりますけれども、4月中には工事を発注したいということで考えているようでございます。

地すべり関係の工事になりますので大きな工事になります。予算のつけ方にもよりますが、3年ぐらいの事業期間のかかるということで見込んでいます。これは緊急治山工事ということで実施をしていただくということになります。今現在はそういう状況でございます。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） あの辺一帯、本当に地すべり地帯でありますので、我々の八幡神社本体があるところまで多分続いているんじゃないかなというふうに思います。ぜひ、全体的な改修というか対策をお願いしたいと思います。

次に、青部吊橋の撤去について再質問をいたします。

この話も実は本当に突然降ってわいたような話でありまして、青部の方々は大変びっくりというか驚いたことだというふうに思います。果たしていつごろ撤去の予定か、お伺いをい

たします。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 青部吊橋の撤去につきましては、これからどの部分までの撤去が必要かということの中電と土木事務所で協議をするところでありまして、それから、設計に入って撤去という段取りになるかと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） この撤去の理由が、危険であるとかいろんなあの、河川を心配しているとかいろんなことがありますけれども、危険と言っても、昭和9年に建設をされ、流されたことも崩れたこともなく経過されたわけでありまして、通行ができなくなるほど老朽化になるまで延長できないか、その対応が可能か、お伺いをいたします。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 青部地区で先月26日、住民説明会を行ったわけですが、撤去するにしてもできるだけ長く残してほしいというのが、住民の大方の意見でありました。ただ、やはり撤去の指示が出た以上、余り長く放置できないというのもやはり中電さんとしても置けないと思いますので、そこら辺の時期がいつになるか、今の時点ではちょっとお答えしかねる状況でございます。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） 設置の理由の中に、台風により振れどめに流木がひっかかって危険であると、こんなふうな意味合いの言葉もありましたけれども、吊り橋の設置後に、先ほども申し上げましたけれども、本当に大きな事故もなく経過したわけでありまして、その設置より後にダムとか堤防とかいろんなものができたわけでありまして、そのことによって河床が上がり、今のような現状が起きたのではないかなど、こんなふうに考えます。この点の責任についてはないのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 河川法をちょっと読んでみて、余り詳しいものではないですけども読んでみますと、やはり計画水位を設定したとき、その中に、河川法に係る何か構築物があった場合は県が責任を持ってそれを撤去するというような条項が入っていると思います。ただし、今回の青部吊橋については占用許可等が出されていないため、設置者である中電が撤去するということでありまして、

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） 確かに許可というものを受けていないのは当然だろうなというふうに思います。あの当時は日本の国営の電力会社であり、そしてまた、あのような工事も昭和9年、戦争前でありまして、いろんな形で国が経営というよりも維持していたのではないかと

など、こんなふうに思いますので、どの橋においても申請などはなされていないのが当然だったろうなというふうに思います。

しかしながら、その後、いろんな改修工事の中で各橋、吊り橋等についても許可申請を受けていたのはこれも事実だろうというふうにと思いますが、今回、その提出されたものが却下され、いろんなところでクリアできない状況の中で撤去ということになったようでもありますけれども、いろんな角度を考えますれば、これは何か取ってつけたようなへ理屈ではないかなというふうに我々は思いますので、どうか、青部地区の皆さん方が納得できるような回答を求めることが必要じゃないかなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

先ほども触れましたけれども、まちづくりワークショップの中で目いっぱい膨らませた事業でございます。この中には吊り橋の活用が本当に大きく取り出されておりました。これは、青部バイパスをつくるために先ほども土木事務所の職員がこの中に指導者というか、入っていたという状況の中で考えますれば、こういうこと責任というんですか、どんどんと最初の説明よりも青部地区のバイパスについては変更されておりますので、青部地区の皆さん方は本当に我慢できないんじゃないかなと、こんなふうに思います。このことについての責任、また、いろんなことうそをついていたということについての追及というものは、やはり町としてもそのところへ一緒になって進めていくべきではないかなというふうに思いますので、この点についてももう一度お伺いをいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 青部地区については、バイパスの工事に伴ってワークショップ、しかも県の土木事務所が主催して行ってきた事業の中で青部吊橋の利用も考えながらあの地域の振興策を検討してきたという状況の中で今回の事態に至っているという状況の中でありますので、地域の皆様方がなかなか納得しがたい、そういうところがあるのではないかなというふうに思っております。

ただ、現実に昨年の台風で振れどめに流木がひっかかった、そういう写真が掲示されたり、そういう状況の中で調べてみたらそういう状況だったということの中で、本来、観光用の吊り橋の架設ということは考えられない状況の中でこういう状況に至っておりますので、土木事務所と今までの経過もお話ししながらお話し合いはしてみたいというふうに思っておりますけれども、責任を追及するということに今どうなるのかという点については、全くお話をしてみないとわかりません。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） 今後も、先ほどの富沢地区の問題、青部吊橋の問題、その他のことに対して町民と一体となった取り組みが必要であって、町長も我々議員も町民から推薦された町民の代表であります。もちろん行政の職員も町民の代行者であることを自覚して、先頭に立ってまちづくり、町民生活など町民の望むところと一緒に考えていかなければならない、このことは本当に重要なことではないでしょうか。今後もこのことを頭に入れて

我々は要望をするわけでありますので、この大きなというよりも基本的な取り組みについて町長にお伺いをいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） まちづくりは、町民の皆様方が前向きに取り組んでいただくということが大前提でございます。そういう意味で、町としては町民の皆様方が将来に夢を持ってまちづくりに取り組んでいけるような、そういう環境をいかにつくっていくのか、そして意欲を持たれた方をどう支援していくのかというところにあるかというふうに思っております。

今回、台風の災害によりまして、富沢地区の皆様方は孤立状態の中で大変なご不便を強いられている。また、青部地区の皆さんにおいては土木事務所とワークショップという形でまちづくりに取り組もうということで頑張っておられた、そういう中でありますので、当然その住民の皆様方の思いが実現できるような方向で町も議会も一体となって進めていかなければいけないというふうに思っています。

ただ、河川の管理ですとか法令に係る問題、コンプライアンスということが最近よく言われるそういう状況でございますので、そういう中で法に触れるような形でのということは無理が当然あるわけであります。ですから、そういう中で地域の皆様と力を合わせて、また、今回のいろんな経過を見てみますと、町も町なりに副町長、建設課を中心に折衝もしながら進めてまいりましたし、土木事務所の対応を見ても本当に一生懸命対応してくれた、そういう状況がございます。今後、さらに上位の機関との連携もしっかりとりながら、地域の皆さんとも連携をとりながら、議会とも一体となって取り組んでいきたいというふうに思いますので、またいろんな意味でよろしく御協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） 最後に、今、町長の本当に気持ちというものを伺いました。今後、我々も本当に町民の代表として、町民の一人一人と色々なものを行動をともにして進めていきたいと、こんなふうに思っております。

先ほども話がありましたけれども、今回の富沢地区の対応等々については、先ほども述べましたけれども、職員が一生懸命やってくれました。もちろん、総体的な今年度、23年度の事業に関しましても、土木事務所をはじめいろんな関係機関からいろいろな仕事をいただいて、いまだ土木建築業者については本当に目いっぱい仕事があるんじゃないかなと、こんなふうにも思いますので、担当職員の本当に対応というものは、頭の下がる思いでございます。

このような形で、今後も町民と一体となった行政改革、行政を進行していただきたい、こんなふうに思いますので、我々も一生懸命やりますのでよろしくお願いをして、私の質問を終了いたします。

○議長（板谷 信君） これで中野君の一般質問を終わります。

続いて、10番、鈴木多津枝君の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） おはようございます。ただいまから通告に基づきまして一般質問を行います。

まず最初に、安心・安全の国保運営について伺います。

1、運営状況と今後の見通しについて、2、滞納、短期被保険者証、資格証明書発行状況について、3、もう負担の限界に来ている町民の皆さんと国保運営を守るために、ほとんどの自治体で行っている町独自の一般会計からの繰り入れを行い、値上げ撤回をされる考えはないか伺います。

2点目は、当町の最大の課題である若者に住んでもらえるまち、子供を安心して産み育てられるまちづくりの観点から質問をいたします。

1つ目は、住宅建設についてです。

空き家対策や大井川材を使った新築家の補助など予算もついています。地名の若者住宅を見てもわかるように、子供も増えて町への経済効果、活性化への効果は抜群です。徳山でも、高齢者用に建てた住宅に若い世代が入居を希望し、空きがあれば数倍の倍率で応募があると聞いています。徳山地区は町内で一番人口が多い地区で、高校や小学校をはじめ駅や商店、診療所、郵便局、農協、保育園、幼稚園、特養、小規模多機能介護施設、テクニカ、山元の工場もあり、お茶や野菜づくりも優秀で、住民の結束力もあって、だれも自分が住んでいるところが一番と言いたいでしょうが、私には都会とさほど変わらないくらい何不自由ないところに思います。それなのに、親御さんと住んでいらっしゃる独身男性が多く、子供が生まれる数も少なく、人口が半分強の藤川とほとんど変わらないと聞いています。

最近子供が少し増えているような気もしますが、結婚した若者が住みついて子供たちの声が響けば、独身男性にも刺激となって、あるいはばたばたと人口が増える可能性も内包しているところで、ぜひ若者定住住宅建設を再開していただきたいのですが、町長のお考えをお伺いします。

若者定住の2つ目は、子育て支援についてです。

子供を育てるにはお金がかかります。特に大学までとなると、財産家や高額収入者でない限り、働いたお金の大半をつぎ込まなければなりませんし、子育てに時間もとられて不自由で夫婦共働きしないと生活できない現状では、保育園が近いか親が近くにいるような人たちでなければ子供を産めないという現実があります。このような現実の中で、町はどうすれば子供を増やすことができるか、できる限りの手を尽くす必要がある。それも待ったなしだと思のですが、町長は子供が増えるまちづくりをどのように考えておられるのか、具体的に要望が多い次の点についてお聞きいたします。

1、出産祝い金の増額はどうか、2、学校給食費の無料化はどうか、3、住宅地など子供が増えている場所へ子供が遊べる広場づくりを、4、高校生の通学費支援はどうか、5、奨学金の増額はどうか、6、休園中の地名保育園の再開について、再度、町長のお考えを伺います。

若者定住策の3つ目は、地場産業への雇用確保についてです。

農業、茶業、林業など町を支えてきた地場産業が、後継者がいないことで放棄状態が増えています。それでも、ある程度収入の保障があれば残って後を継ぎたいと考える若者も少なくないはずです。そのような若者を引きとめるために、役場ギャラリーなどに緑のふるさと応援隊の受け入れ拠点を兼ねて町が行う農林業施策の行動隊として収入を保障し、組織して、森林組合や農林業センターで実習し、耕作放棄地の転作支援や高齢者のお宅の茶園管理など、頼まれたところへも出かけて行って5、6年で自立できるように若者定住を兼ねた人材育成を取り組む考えはないか伺います。

最後に、3月3日付の静岡新聞記事を見て通告したのですが、静岡市の葵区役所ロビーで、障害者施設を利用している人たちが作業所で作った陶器などの作品や石けん、パン、クッキーなどを販売するお店、わははをオープンしたそうです。議会が始まり、どういう状況かも調べる余裕もなく、きょうの一般質問を迎えてしまいました。当町でも作業所の人たちと町民の人たちのつながりを広げることができますし、生きがいを広げることにもつながるのではないかと思います。町長のお考えをお聞きします。

以上、通告後の具体的なことは今朝方ようやくまとめてメールで送りましたので、当局の方でも調べる間もなかったと思いますが、町長のお気持ちでも構いませんのでお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの10番、鈴木君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは、鈴木議員の質問にお答えいたします。

最初に、国保の運営状況と今後の見通しについてということでございます。

平成20年度の医療制度改革により、75歳以上の被保険者については後期高齢者医療制度へ移行し、その後、国民健康保険への加入世帯及び被保険者数は年々減少傾向にあり、2月末時点において当町国民健康保険には1,400世帯で全体の約46%、加入者にあつては2,422人で全体の約29%の方が加入しています。このうち、65歳以上の被保険者の割合は1,015人で、全体の41.9%を占めています。

国民健康保険の運営状況についてですが、一般被保険者分では20年度以降、保険給付費は国保会計予算全体の約6割を占める年間約5億6,000万円前後で推移しており、財源は、国・県からの負担金や交付金などのほか国民健康保険税と、不足する一部は基金の取り崩しにより賅っています。

収入の状況については、被保険者が年々減少する傾向にある中で、国民健康保険税の調定額は、20年度には一般被保険者分で約1億7,600万円あったものが23年度では1億4,400万円程度で、約18%減少してきています。これは、被保険者数の減少に加え、課税対象所得などの減少によるものと思われませんが、一般被保険者数では20年度末の被保険者数と比較して約12%の減、課税対象額の所得割にあつては約40%も減少してきています。

さらに、繰越金についても20年度以降年々減少し、国民健康保険会計の単年度収支はマイ

ナスの割合が年々増加しています。20年度への繰越金が1億3,179万円あったのに対し、23年度の決算見込みにおいては繰越金が約5,500万円前後にまで減少する見込みであり、単年度収支ではマイナスで約6,800万円程度になると見込んでいます。

基金についてですが、20年度以降、保険税率を据え置いてきたことにより、医療の給付に係る費用を賄うための財源として取り崩して対応してきております。その結果、基金の取り崩し額は、20年度で956万2,000円だったものが年々増え続け、23年度の基金取り崩し額は4,044万1,000円にまで増えており、23年度末の基金残高は1億3,346万5,000円となり、保険給付費に対する保有割合は約24%となっています。

以上のように、当町の国民健康保険事業の運営状況については、被保険者数の減少や被保険者の高齢化などによる保険税収入の減少であったり、本来保険税率等の改定が必要となる部分を保有する基金の取り崩しにより対応してきたことによる基金残高の減少などから、保険給付費に対する被保険者の保険税の負担割合も年々減少してきており、財政的に非常に厳しい状況になってきています。

現在、新たな高齢者医療制度構築のための医療制度改革についてや、国民健康保険の財政的な運営について県単位とすることなどが協議検討されている中で、今後、財政運営などの広域化などに伴い、県内でも小規模で保険税率等も低くなってきている当町は、さらに負担が増えてくることも予測されます。小規模保険者としての現状なども県などに積極的に訴えていかなければなりません。町としては、被保険者の疾病予防、健康維持などの施策について積極的に取り組んでいき、町民の生活安定に努めていかなければなりません。さらに、制度の維持継続のためには、国民健康保険に加入する被保険者の方には今後、経済状況や制度改正などへの対応などを考慮し、今後3年間の保険給付費と保険税の負担のバランス調整のためのシミュレーションを立てた中で、一定の負担水準にまで改善することをお願いしていかなければなりません。

次に、2番目の滞納、短期被保険者証、資格証明書発行状況についてであります。

平成23年度10月の保険証更新時における短期被保険者証の交付対象世帯は27世帯としていましたが、保険証の更新前に保険税を完納していただいたことにより1世帯減り、26世帯に対して短期保険証を交付しました。その後、他の健康保険への加入などにより2件減り、2月末現在24世帯55人に短期保険証を交付しています。資格証明書は3世帯に交付しており、対象被保険者は3人です。

なお、平成23年度において、新たに資格証明書の交付対象とした世帯はありません。

国保税の滞納状況ですが、平成23年度における滞納保険税の調定額は全体で3,418万9,538円となっています。世帯数では、平成22年度分の国保税を滞納している世帯は87世帯、平成21年度以前の分の国保税を滞納している世帯と合わせて、滞納実世帯数は146世帯となっています。1世帯当たりの滞納額は23万4,174円となります。

3番、一般会計繰り入れで値上げ回避をとという点についてでございます。

一般会計からの法定外の繰り入れについてですが、実際に法定外の繰り入れを行っている保険者は、保険給付費等に占める基金の保有割合が低くなっている保険者が多いという状況であると思います。当町では、平成20年度の医療制度改革以降、不足する財源については、基金を取り崩し、繰り入れることにより不足分を補ってきました。現在、自主財源である基金は、平成22年度末で約1億7,347万円、平成23年度において4,044万1,000円の取り崩しを予定しており、預金利子等による積み立てを加えて平成23年度末における基金保有額の見込みは約1億3,340万円、23年度と直前の2年度の保険給付費に対する基金保有割合は約24%となっております。

現時点では、現在の基金保有状況などから見ても、国民健康保険に加入していない人からの負担という一般会計の法定外の繰り入れについて行う予定はありませんが、長引く不況の影響や地域経済の冷え込み、加入する被保険者の高齢化などによる所得の減少などの影響を受けやすい国民健康保険の構造上、基金の保有割合も減少していくことが見込まれることにより、今後はそういった対応も考えていかなければならないような運営の状況になってくることが想定されます。

このためには、今後、加入状況や収入状況等にも配慮し、3カ年程度のシミュレーションを立てた中で、計画的に保険税率等の改善を図っていきたいと思います。そういった対応をしていく中で、年々減少してきている基金残高の取り扱いや、いずれは一般会計からの法定外繰り入れなども、国民健康保険制度維持のためには検討をしていかなければならない課題であると考えております。

次に、若者定住対策についてであります。

まず、住宅建設についてお答えします。

若者定住住宅の建設につきましては、現時点では新たに建設するといった具体的な構想はありませんが、当面は、地名地区の若者定住住宅を基本としながら、民間住宅の空き家の活用など町営住宅建設によらない環境整備を進めていきたいと思っています。

また、現在実施しております定住促進住宅建設事業費補助制度の拡充や、子育て世帯が賃貸住宅に居住する場合に家賃の一部を補助する若者定住促進家賃補助といったものについても検討をしております。

次に、子育て支援につきましては、もとの藤川保育園を活用した地域子育て支援施設を運営し、親子で過ごせる場所の提供、子育て相談や保護者間の交流促進等の支援を実施しています。また、就学児童につきましても、放課後児童クラブや放課後子ども教室を実施し、小学生の保護者の皆さんの支援に努めています。

健康関係では、乳児から中学生までの入院や通院の保険診療分全額医療費助成や、乳幼児定期健康診査、ことばの相談、小児科医による個別相談など、乳幼児とその保護者への細やかなサービス提供を行うとともに、小児用肺炎球菌ワクチンやヒブワクチン接種費用助成など、他の自治体に先駆けて実施しております。また、結婚祝い金、出産祝い金、出生児記念

品贈呈なども行い、保護者の皆さんの支援に努めております。

次に、地場産業への雇用確保をという点でございます。

農林業関係では、現在のところ特徴的なものとしては、平成18年度から林業振興基金の担い手育成事業があります。これは、町民を雇用した場合に補助金を交付する制度であります。毎年、延べ人数で2人程度の雇用を実現しております。1人の者が5年間交付対象になります。林業は、特殊な技術が必要なこともあり、個人林家の新規就業はほとんどないのが実情です。森林組合の住民の雇用を促すものであります。そのほか、集約化施業や林業生産が拡大していくことが見込まれておりますことから、森林組合の作業員の雇用は今後拡大していくと考えております。

平成21年に開業した農事組合法人川根美味しいたけでは、現在、町内7名の組合員と菌床しいたけの栽培農家14軒及びしいたけ菌床製造部門と販売部門で16人のパート雇用が実現しており、そのうち4名が今年の4月から正規雇用になると聞いております。また、町では新たな作物のネギ栽培など、農業経営の多角化への支援を行ってまいります。

そのような中でも、個人や企業を中心に、生産、加工、販売を展開する第6次産業化を積極的に進めてまいりたいと考えております。それが単体の者では難しい場合は地域ぐるみで対応をしていく、あるいは一部分は町外との連携体制を構築して、産業が成り立っていく地域をつくっていききたいと思っております。そのためには交流人口を増加させる必要がある。交流人口を増加させるためには、人々の期待感を高める方策、川根茶ブランド力を高める方策を実行していくこととしております。

いずれにしましても、町民の皆様のそれぞれの取り組みがかぎとなります。町はそれを支援していく、あるいは先導させていただく、茶園喫茶やエコツーリズムはまさにその種まきの行動でございます。先行して行動を起こしている町民もいらっしゃいます。それに共感し始めている町民も出始めております。本町の雇用や農業の所得の向上として進めていきたいと思っております。

次に、地名保育園の再開をということであります。

現在休園としている地名保育園の再開に関するご質問にお答えいたします。

本町における保育園は、公立2園、私立1園の3園体制で、定員総数140名に対し通園児は130名という状況にあります。いわゆる定員割れの状態であり、都市部で問題となっている待機児童問題も発生しておりません。

地名地区における乳幼児数は、若者定住促進住宅が建設されたことに伴い増加していることは事実であります。町全体の出生数や保育園の状況をはじめ、施設の適正配置や規模、管理運営などの財政面を含め、町として総合的に判断したとき、地名保育園の再開は難しいと言わざるを得ない状況にあると考えております。

次に、庁舎に障害者による定期販売所の設置ということですが、みどりの丘の自主事業として、陶芸品をはじめ木工品、布製品、手芸品など様々な製品をつくっております。

そして、それらの多くを町内の地場産業販売所である四季の里、音戯の郷、その他民間の協力店、町外ではお茶の郷や県内の福祉施設販売所などで販売するとともに、町産業文化祭やふれあいまつりなど、町内でのイベントにも積極的に参加し、販売を行っています。

庁舎に定期販売所の設置をということですが、庁舎内町民ギャラリーなどより、多くの人が入り出す施設での展示販売は、より効果的であると考えられます。また、みどりの丘の皆さんが地域の様々なイベントに積極的に参加し、製品の販売を通して住民の皆さんと接することにより、障害者に対する理解を深めていただくことがこれからも、より進めていくべきことではないかと考えております。

庁舎等の行政財産の管理及び処分につきましては、地方自治法第238条の4第7項により、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができることと規定されており、本町ではその規定を受け、川根本町財務規則第216条及び川根本町行政財産の目的外使用に関する条例で定めております。販売所の設置につきましては、財務規則第216条第1号で、職員及び当該行政財産を利用する者のため、食堂、売店その他厚生施設の用に供する場合と規定されています。

庁舎におきましては、スペース及び来庁者の現状による効果を考えると、常設的な販売所の設置は難しいと考えます。ただし、町民ギャラリーへの販売品等の展示は可能であり、町民ギャラリーの訪問者へのPRができると考えます。関係団体等の要望を踏まえ、障害者の方の就労意欲の高揚への支援をしていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 訂正するところはあるですか。そうじゃない……いいですか。

○町長（佐藤公敏君） あと、いろんな施設のことがほかにありますけれども、最初のあれで……。

○議長（板谷 信君） それでは続けます。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 本当に具体的な通告は今朝やって、概要しかやっていなかったんですけれども、詳しく答えていただいて、多分、町長の部下という職員の皆さんが一生懸命調べて渡してくださったんだと思いますけれども、本当に心から感謝いたします。

それで、再質問ですけれども、まず国保の運営について、この前、予算特別委員会の席でも、町長が前回と同じように一般会計からの繰り入れは考えられないみたいな答えをされたときに、議長ももうそういう状況じゃないよというふうなことも言われて、きょうは少し答弁の方向が変わったんだなど、さすが議長の力は大きいなと思いつつ聞いておりました。本当にうちの町の国保税が低いということが、やはり一般会計からの繰り入れをしないというところにつながっているんだと思うんです。でも、国保財政は本当に緊迫している。上げなければどこからかお金を持ってこない運営できない、どっちかなんですね、今の状態は。

そういう中で、基金ももう大分、24%ぐらいになっているということですので、取り崩しをそうやたらできないだろうというふうに思いますけれども、そういう中で、やっぱり町民

の人たちの生活の状況を考えていただきたいんです。国保税が県下で低い方だということよりも、一番1人当たりは低くなっていると思いますけれども、そのことよりも、値上げになるということが町民の人たちにとって、今の収入がどんどん増えていけばいいし、増える見込みがあればいいんですけれども、本当に年々下がっていく。年金暮らしの人も本当にいろいろなものが国の方の制度で取られていくものが出てくる。そういう中で、何か一つでも値上げがされるとということは、使う部分をどこかで絞らなきゃいけなくなってしまうわけですよ。

余裕のある収入だったら、それはちょっとここを我慢すればいいかねというふうになるけれども、そうではなくて、本当にぎりぎりの生活をしておられる人たちが多分半数ぐらいはいらっしゃるんじゃないかと思います。そういう中で、値上げがされると食べるものを控える、お医者さんに行くのを控える、そういうふうにならざるを得ないものはどんどんそこを切り詰めていかなければお金を回せなくなっていくわけですよ。

だから、それと心理的にも値上げになったということが、やはりお金を使えないという暗い気持ちになっていく、そういうことを考えると、私は、一般会計からの繰り入れで国保の値上げを完全に据え置くことはできないけれども、値上げになってもこれだけ負担を軽くすることができますよということの道筋というか、それは明らかにしなければ、方針として打ち出さなければいけないときだと思えますけれども、町長どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 議員おっしゃるように、今、日本経済が停滞する中で、国民の皆様方、とりわけ川根本町は地域産業も大変厳しい状況の中で収入が減っていく、増えない、そういう状況の中で負担をより多く強いるということについては大変忍びないものがあるわけでありましてけれども、原則論としてできるだけ一般会計からの繰り入れは避けたいというようなことを申し上げましたが、今回、基金で何とか対応をしようということでもありますけれども、将来、皆様方の負担にも限界があるわけでありまして、そういう中で被保険者の皆様方の御負担に、さらに基金ですとか法定外繰り入れ、そういうことも含めて、この制度が永続的に続くような中で、当然、よその町でもいろんな町が既に繰り入れをしている状況ということもございまして、健全な制度運営を図っていく上で一般財源の繰り入れということも当然考えていかなければならない、そういう状況になっているということでもありますので、また皆様方の御理解をいただいきたいというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 国保税の負担割合というのは所得に対して当町でどれくらいになっているか、通告していないので答えられなくても仕方ないんですけれども、もしわかれば教えてください。

○議長（板谷 信君） 税務課長。

○税務課長（渡邊 清君） ちょっと調べますので、お時間をいただきたいと思います。

(「大体で」の声あり)

○税務課長(渡邊 清君) お答えします。

所得に対して、1人当たりの平均所得は55万4,536円になります。負担割合は10.4%になります。

以上です。

○議長(板谷 信君) 10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) 多分1割を超すだろうと私も思っていました。前に一度計算したことがあるものですから、本当に1割を超えるということは大変なことなんですね。年金が所得ですから、収入はその2倍まではいかないけれども1.5倍ちょっとあると思いますけれども、それでもそこから1カ月分ぐらいの国保税で引かれていくわけです。1カ月分が消えてなくなるということをよく聞きます。

そういうことで、もう私は負担は限界だということを繰り返しているんですけども、さらに介護保険料もありますし、皆さん住んでいれば固定資産税もあるし町県民税もあるしということで、本当にうちの主人なんかよく言うのに、半分はみんな引かれてしまってるよと、年金暮らしなんですけれども、そういうことを言います。給料が終わって年金で給料の半分になって、今度はその半分になった年金から半分天引きされて、どうやってみんな生きてるんだろうねと、そういうことをよく言いますから、本当にもっともっと低い人たちもたくさんいらっしゃるわけですので、そういう点では所得が低くなる人ほど負担が重くなっていくということもありますし、ぜひ一般会計からの繰り入れをしていただきたいと思いません。

ここに、今朝慌てて持ってきたんですけども、国保税を一般会計から、群馬県の伊勢崎市というところで、3億3,000万円補てんをして1世帯当たり平均で1万5,000円引き下げたという通知が入りました。これは、やはり先ほど町長が言われたように、今の不況の中で生活が苦しいと本当に大変なわけですよ、どこも国保の運営というのは、だげど上げることはできないというトップの判断によって、こういう大きな、市だから大きい額になるんだと思いますけれども、だからこそ1世帯1万5,000円の引き下げというのは物すごく大きな財源が要ったと思うんですね。そこのところで決断をしたという事例もここだけではなくて全国にたくさんありますので、ぜひ町長も、そういう町民の暮らしを本当によく見ていただいて、施策を、国保の健全な運営を取り組んでいただきたいと思えます。

次に移ります。

若者定住策についてですけども、若者住宅をもう計画をしていないと、現時点では計画はないということですけども、先ほど私は徳山の状況を最初に述べました。それを聞いて徳山にもつくってみてもいいなというふうに思われたかどうか、お聞きします。

○議長(板谷 信君) 町長。

○町長(佐藤公敏君) 県でも家庭菜園つき住宅というような提案を県知事は盛んにされてい

ましたけれども、今回、その事業については見送られることになりましたよね。そういうことで、そういう事業を取り入れないかというような話は県知事からじかに受けたことはあるんです。ところが、新東名が通ることによって北部にインターチェンジができるというようなことによって、今回の震災の影響もあって住宅をできるだけ山の手にとというような発想がありまして、そういう中で、地名の住宅を見てそういうことを思いついたんだそうです、知事は。そういうことで、何とか川根本町でもというようなお話はあったんですが、その件についてはそういうことで残念ながら予算化されませんので、24年度では。

そういう御希望が具体的にどのくらいあるのか、あるいは今後、定住ですとか移住してこられるような方が大勢あるというような状況、必要があれば検討していく必要があると思いますけれども、今の段階では、新しく住宅を建設するという計画はなくて、民間の住宅等もごさいますのでそういうところの活用を進めるとか、あるいは今年度、企画の方でも定住化促進のための事業を取り入れようとしておりますので、そういう中で住宅等についても今後検討していく課題ではあるかなというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） これも通告していないんですけれども、そういう若者定住策が始まったのが、原因が川根本町の職員がどんどん外に出ていって住んでいるよということで、早く住宅をつくらないと大変だよという、前土屋助役がおられたときにそういう話がありまして、本当に住宅をつくらなきゃいけないということが早急にあのとき始まりました。

小藪議員、もう辞職されたんですけれども、小藪議員も、役場の職員でよそから通っている職員がどれくらい、何人ぐらいいるんだということを質問されて、とても町民の方々はそのことを今でも心配しています。私のところにも何人も言われますし、今返ってきているアンケートにも数人そういうことが書いてあります。

住宅がないから外に住んでいるのか、それともそうではなくて個人の理由で外に住んでいるのかわかりませんが、行政はそういうことを調べたことがありますか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） まず最初に、若者定住住宅ですけれども、これは役場の職員のためにということではなくて、町内の若者というんですか、こういう方々に住居を、今までは福祉住宅とか高齢者等の住宅、特公賃とかそういうものはありますけれども、特に若い方々というんですか、そういう方々に住宅を確保するというところで行ったものですから、土屋助役が言われたのは、その中には一応、町の職員が町外に住居すると、そういうようなことの中で、その一つの要因も、まあ、そういうところも解消になるということも理由の一つではないかと思うんですけど。

確かに、町の職員、これは公務員が、基本的な権利としては、当然住居はどこへ住まわれるというのは、これは確保されなければいけないことでありますけれども、ただ、実際に役場の機能というのは、防災面であるとか住民の生活、安全を守るという中においては、いち

早く駆けつけて対応をしなければならないという、そういうものの責務があるというふうに感じます。そういう中では一つの課題というふうに当然とらえなければいけないわけでありまして、以前、筑地さんが総務課長のときに実態調査というものは行いました。そういう中でもいろいろな事情もあるわけでありまして、職員といえども家庭を守らなければならないという中にいろんな理由も抱えてもおります。

役場としては、いろんなこともまた個々話し合いもしながら、極力町の近いところに確保していただけるというようなことも進めていかなければならないというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 小藪さんみたいに人数を聞くのはやめることにしまして、やはり副町長が言われたように、何かあったときにすぐ対応していただける、力になるのがまず役場の本当に若い人たちだということがありますので、町民の方々も心配していろんな声を寄せてくれるんだと思います。ぜひ改善されるように、もちろん副町長が言われるように、事情があつてここに住めないということもあると思います。いろんな、ここでも足りないものもありますし、そういうことがあれば仕方がないことなんですけれども、それは町民の人たちだつてわかると思うんです、そういう事情は。だから、ぜひきちんと対応していただきたいなと思います。

それで、若者住宅については、今最初に言いましたけれども、徳山などでは1軒空くと2、3人が入りたいという希望をしていると聞いたんですけれども、どうでしょうか、担当。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 今ちょっと手元に資料がございませんので詳しいことはわかりませんが、徳山住宅につきましては今現在入居者がいっぱいになっております。現在、募集はしていませんが、募集をすれば、徳山は立地条件もいいし建物も新しいということもございまして、あるかと思っておりますけれども、2、3人がいつも申し込んでいるかどうかというのは今ちょっとこの場はわかりませんので、申し訳ありません。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 町営住宅、例えば1戸でもあり複数でもあり、そこに複数の方が入居希望がある場合、その場合は選定をするのに選定委員会というのを開くことになっております。その中に私も入りますし、それから地元の例えば区長さんであるとか代表の方、また議員さんも入ると。そういう中で審査をして、公平な目で見るとどなたの入居が優先されるかというものを審査して入居を決定していきます。

その中において、今言われたような1戸のところ複数若い方々がというような事実は、私が聞いて私が審査に入っている間の中では、そういう若い人たちが複数で入居希望があつたということはまだ経験ないですけれども。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 私は実際聞いたものですから言ったんですけれども、多分、それじゃ、もう入っていると決まったとかということであきらめた人の話だったのかもしれませんが、そういうことを聞きました。

それで現に、この間調べる時間がなかったんですけれども、徳山の沢脇の住宅には子供たちが7、8人集まって、小学生なんですけれども、結構遊んでいるんですよ。遊び場所もなく住宅の駐車場で遊んでいます。駐車場で遊ぶと車が入ってきたときに危ないとか大勢いると注意がいかないとかということがあって、ボールを投げたりなんかして遊んでいるんですけれども、本当に元気よく飛びはねてやっています。そういう子供たちを見ると、ああ遊び場が欲しいなとつくづく思います。

それと、以前も言ったんですけれども、梅島下のオッキーさんの住宅、あそこも広場があるものですから、広場というか駐車場なんですね。そこに子供たちが集まって遊んでいて、車を傷つけるんじゃないかととても大屋としては心配でたまらないと、子供の遊び場をちゃんと整備してほしいよということを以前言われたことがあります、去年だかおとし。それもしました。

そういうふう子供が増えているところにぜひ遊び場をつくってもらえないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 今の御質問の中で、町営住宅の中にそういうスペースをとということ、それも一つはあろうかと思えますし、もう1点はいわゆる公園化というようなこともあろうかと思えます。

確かに公園化というんですか、それは必要なことであろうかと思えます。じゃあ、どういうところにどういうという、公園というのは立派なそういう公園ではなくて、遊びのゆとりのスペースというんですか、そういうものが町の中に確保されていくということは必要ではないかなというふうに、私はそう感じますけれども、ただ、そういう施策をどういうふうに反映していくかというのは、いろいろまた詰めていかなければならないことではないかと思えます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 徳山の沢脇の住宅の上に、古い住宅を壊して解体して今、芝生みたいな形になって2カ所広いところがあります。でも、傾斜がついているものですから、子供たちはそこで遊ぶとボールが際限なく転がっていくからなかなか遊べないわけですよ。そこをネットなんかで囲めば、子供たちは狭い駐車場でどうやって遊んでいるかという、狭いから駐車場の壁にボールを当てて、それをとりっこしているんですよ。そうやっていろいろ工夫するんですね。考えていく、場所さえあれば。

芝生がせっかく上にあるのに何でかなと思ったら、結局広過ぎて、ボールをいつも追っていかなくやいけないから遊べないというような状況もあって、そういうところをちょっと金

網を張ってもらうとかそういうことを、あそこは町有地だと思うものですから、やっていただけないかなと思います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 町有地、あいている部分があれば有効活用という点もありますし、特段の施設を設けなくても、今言われたようにスペースがあって危険のない土地があれば、子供さんの発想でいろんな遊びというのも逆に生まれてくる。創造的な遊びもできるんじゃないかなというふうに思いますので、いろいろ考えていければというふうに思います。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） この場で今朝出した通告ですので、すぐに具体的にならないのはもうわかり切っていますけれども、ぜひ現地を見ていただいて、何か有効活用するまでの間だけでも、子供たちが遊べるように、走り回れるようにしていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

それから、地名保育園の再開について、本当に町長も苦しい答弁を毎回続けているんじゃないかと思います。町長の前の杉山町長のときに町内公立1園化ということで旧中川根において方針が出されて、それで4つあったのを1つにしたという経緯があります。そういう中で、地名は若者住宅の施策を行政は積極的に取り組んでいるわけで、休園にした保育園、なぜ休園にするかという、新しいからまだ廃止ができないということで休園という形をとっているということも聞きましたけれども、あけようと思えばいつでもあけられるわけですよ。人さえいればあけられる。そういうところで、地名の若者施策の中で一番若い親子さんに必要なものというのは、子供を生んでもらいたいと思ったら、保育園を、ないならともかく、あるんだから再開するというところに方針を変えるということがなぜできないのか、なぜ1園ということにこだわるのか、その点について、財政的な問題なのかどうか、その点をお聞きします。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） 地名の保育園の再開ということですがけれども、今現在、地名保育園は金曜日に職員が出向きまして開放をしております。毎週やっております。保護者や乳幼児の皆さんに御利用いただいているところですがけれども、そういう形で……。

○議長（板谷 信君） 課長、声がもっと入るように。

○福祉課長（西村 一君） 失礼しました。地名保育園に当たりましては、現在、金曜日に職員が出向いて保育園を開放しております。子育て支援の相談等も受けております。先ほどあった広場の問題につきましても、園庭につきましてもいつでも開放しております、自由に利用していただくという体制をとっております。

これからの問題につきましては、先ほど町長からもお話がありましたとおり、地名につきましても若干増加の傾向にはあるんですけれども、ほかの町全体としましては出生者数というのは余り多くないものですから、それに対応するためとか先ほどの管理面とか財政面を考

えますと、なかなか地名の保育園というのは難しいのではないかと、そういうふうに考えております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 位置の配置からいうと北、中、南、地名にあれば本当にお母さんたちにとって預けるのに助かると思うんですよ。川勝知事の名前が先ほど町長から出ましたけれども、地名の住宅を見てどうだということを考えた。そのときに川勝知事、文化会館でお話しされたんですけれども、地名の保育園、あれあるんですよね、開園したほうがいいですよということを会場で言われました。覚えていらっしゃるいませんか。本当にだれが見ても、何で閉めているんだろうと不思議で不思議ではない現象だと思うんです。子供が欲しい、子供をたくさん生んでほしい、そういう川根本町がわざわざ遠くまで保育園に連れていかなければいけないような状況をつくっている。近くにあれば、地名の人たちだけじゃなくて地名に近い人たちも瀬平の人たちも、もしかしたら石風呂や川根町の方の子供たちも連れてくるかもしれない、そういう本当に前向きに考えて取り組むべきではないかと思うんです。

西村課長が先ほど金曜日に毎週あけると、それ以外の日は園庭は使えますと言ったけれども、本当にほかの日、園庭を開放していますか。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） 特にその場に人がいるわけではないんですけれども、園庭は自由に使っていただくようにということで考えております。

（「考えている」の声あり）

○福祉課長（西村 一君） 使っていております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 私は、ついここ近い日にちは行ったことないですけれども、去年の秋ぐらいには何回か、2、3回行きました。だけど、ゲートがちゃんと閉まっていた。だから、庭は使えないんじゃないかなと思うんですけれども。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） 閉まっているというのは、安全面を考えましてそのままあけておくわけにはいかないものですから閉まっているということであって、使っていただくのは、これからは広報を通して使っていただくように考えたいと思いますけれども、今のところにおいてゲートは閉めさせていただいております。かぎはかかっています。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 私の記憶では、こういう屋根型のかぎがかかっていました。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） 失礼しました。また確認させていただきます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） それと、やはり開放しているということを町民の人たちが知らない、地元の人たちも知らない、そういう状況でやっぱり開放していますとは言えないんじゃないかと思いました、今の答弁を聞いて。

ぜひ、子供たちが本当に伸び伸びと遊べる環境、そしてお母さんたちが安心して子育てができるまちづくり、これを本気で考えていただきたいと思います。その一環が、その一つが地名の保育園を再開できないかなという私の繰り返し繰り返しのお願いです。ぜひこの点も考慮していただきたい。

もしかしたら、まだ地名は子供さんが増えるかもしれません。徳山だって若者住宅を建ててくれば子供が増えると思います。独身の男性の人も刺激されて、お嫁さんをもらってくれるかもしれません。ぜひそういう前向きなまちづくりを進めていただきたいと思います。

最後に、庁舎にみどりの丘の方たちがいろいろつくったものを置いて販売ができるようにできないでしょうかという質問に対して、調べていただいて、行政財産の目的外使用という点でもだめではないというお答えをいただきました。そしてギャラリーではどうかという提案もいただきました。でも私は、できれば、ギャラリーもいいんですけども、そういうのが始まるとギャラリーに町民の人たちが足を運ぶようになるのかなという気もしますけれども、でも、できれば町民の人たちが入ってくるロビーの一面に、毎日ではなくて、葵区の区役所も1週間に1日か2日でしたっけ、開設しているのが。ですから、そういう常設ではないんです。常設だと、やっぱりやる人たちの負担が重いんだろうと思います。だから、週に何曜日とか、金曜日だったか、曜日を決めてやっているそうです。

人口の多いところだから、それで大勢市役所に見えるから励みになっている、収入にもつながっているということかもしれませんけれども、うちの町でも、収入につながるかどうかはまだわかりませんが、そういうことを町民の人たちと一緒に、そういう状況を見れば応援してくれる人も出てくるんじゃないかと思うんです、つくる方でも一緒に販売する方でも。じゃ、こういうものがあるから売ってみたいとか、例えばもらってそのまま手をつけられないタオルなんかたくさんあると思います。花の苗なんかだったらつくっている人たちもいますし、そういうものを役場の入り口の前に並べて売るとか、いろいろできるんじゃないかと思います。

ぜひ、まだ施設の方たちにも話を私はしていません、これ読んだだけで。静岡の様子も聞いていません。行政の方でも、ぜひ施設の指導員さんたちとも話し合って、何がネックになるのか、その足りないものをまた私たちも補っていきたいと思いますので、ぜひ活用ができるように、障害を持たれた人たちが明るく元気に生活している姿、それが私たちにも大きな励ましをいただくことがたくさんあります。そういう触れ合える場所をぜひ提供していただきたいなと思います。再度お答えをお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） 先ほど言われたとおり、その関係の団体と話をいたしまして、検

討していきたいと思います。

(「前向きに、ぜひお願いします」という声あり)

○議長(板谷 信君) 副町長。

○副町長(小坂泰夫君) まず、今の御質問の前の地名保育園の再開の関係のことで、補助金的なそういう制約というのは現在はありませんので、それは誤解のないようにしていただきたい。

一部の保育園入所者にいろいろ状況等もお伺いしている中で、例えば保護者の方はお勤めの関係とかそういうところで勤務地に近いところとか、そういうような選択をされている方もおられると。そういう中では、例えば川根の方へ行かれると、いわゆる圏域外というんですか、自治体以外のところへ行かれている方もおられますし、そういうのは支援という形で行っておりますし、あと、例えば徳山の方、西部の方へ行かれている方もいるとか、それぞれの選択があるということの中で、抽出ではありまけれども、お聞きした中では、まだそこへの希望者が少ないというような状況もあります。

もう1点、障害を持たれている方の就労関連のそういうところでもありますけれども、以前、まだ就労支援事業になる前に、例えばパンとかそういうものをされるようなことはどうかというようなお話もしたこともございますが、ちょっとまだ負担が大きいというようなことでありました。そういうことの現状の中ですと、今は陶芸とかそういうようなものを中心にされているものですから、そういう場合にはギャラリーのようなところに置いていただいて、うちの方で支援をするというほうがより効果的になるんじゃないかというようなお答えの中なんですけれども、そういういろんなものを複合的に検討をされるということであれば庁舎内をお使いいただけるのも自由かなと思いますけれども。

ただ、庁舎も、例えば選挙事務をそこで行うとかいろんな制約もありますので、そういう点は御理解いただいた中でお話をいただければなと思います。

○議長(板谷 信君) 10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) ありがとうございます。

もう1点、子供、保育園のことで気になったことがあります。地名からもあちこちから三ツ星保育園に来ているわけですね。三ツ星保育園のTの字のところ、とても混雑するし危険なんです。私もおととい、議会が終わって帰りがけにちょうどお迎えの時間に出会って、本当に4台かち合ってしまったんです。直進のと曲がりたい車と出てきたい車と、私は行きたいしというのでお互い4台ぶつかったというか、かち合いました。ぶつからなかったけれども、本当に最近はワゴン車みたいな大きい車も2台いまして、そういう状況で、これは皆さん危ないから気をつけて通っているから事故がないのかなと思いましたが、できれば、待っている時間も惜しいような働いているお母さんたちが多くいますので、もう少しスムーズに行き来ができるように直していただきたいと最後に要望して、私の質問を終わります。

○議長（板谷 信君） 答弁はいいですか。

○10番（鈴木多津枝君） あれば。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 三ツ星保育園の出入り口のところですけれども、一部、民家のところが非常に見通しが悪いということで、あそこを三角のところを協力していただいて直させていただいた経緯もございます。それから、回転するのになかなか大変だということで、駐車場の方も舗装整備をさせていただきました。

ただ、以前、一方通行というような形でいろいろ御協力をいただいたんですけれども、逆に出ていって出口になるところが、例えば上長尾の三叉路ですか、あそこのところも非常に危険でありますし、ずっと保育園の方を周回して細い道、菌田電気さんのところですが、そこへ出てきてもちょっと見通しがまた悪いということで、結果的にはやはりそちらの方へ折り返すような形になったということです。ただ、安全のカーブミラーであるとか、そういうものをもう少し見直した中でいろいろ検討していければと思います。

どうしても朝方は子供さんを届けてすぐ帰りたいという方々が多いものですから、そういう状況もあろうかと思しますので、少し例えば舗装でこぼこをつけるとか、そういうものもあろうかと思しますので、いろんなちょっと検討をさせていただければと思います。

○議長（板谷 信君） これで10番、鈴木君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を行います。

11番、中田隆幸君の発言を許します。11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私の質問は2点でございます。

1点目は、平成24年度作成のハザードマップについて。大井川の増水に伴う地域のハザードマップ作成、また山間地における土砂災害、孤立集落ができない迂回路の計画等、今後身近に起こる災害に対する計画をお伺いしたいと思います。

2点目でございますが、グラウンドゴルフによる町内旅館の誘客について、支援についてお伺いしたいと思います。

昨年10月に商工会、観光協会、旅館組合、中部電力様、本川根グラウンドゴルフ協会が呼びかけまして、島田市内の愛好会と中川根グラウンドゴルフ協会との親睦大会を行いました。

翠紅苑様の協力でマイクロバスを使い、島田から送迎つきで、会場は接岨グラウンドゴルフ会場をお借りして、そのときの優勝者へ商品に接岨温泉郷の利用回数券を渡したところ、非常に喜んでいただきました。また、この利用券を使いまして別の機会に来ていただき、つまりリピーターとなっていただけをお願いを願って、少しでも誘客につながればと思います。また、グラウンドを管理する団体の方にも使用料が還元でき、少しでも管理費の上乗せになるかと思えます。

そこで、このような計画を行う中でグラウンドゴルフ場の紹介パンフレットの作成が可能となるか、何とか支援ができないかをお伺いしたいと思います。

以上2点をよろしくお願いたします。

○議長（板谷 信君） 中田君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは、中田議員の御質問にお答えいたします。

まず、ハザードマップの作成についてであります。

ハザードマップの作成につきましては、平成24年度に作成する予定で当初予算の中にも計上させていただきました。作成を予定しているものは、土砂災害に対するものと大井川の洪水に対するものの2つを予定しております。土砂災害に対するハザードマップにつきましては、平成22年度に作成し各区の集会所等に置いてありますが、見る機会も少なく住民全員に周知できていないという御指摘もございましたので、今回、地区別に1枚のマップにまとめ印刷したものを各戸に配布をする予定であります。

また、大井川の洪水ハザードマップにつきましては、全地区共通のものになりますが、県のデータと町独自のデータにより来年度新たに作成をいたします。これについても各戸配布を予定しております。

次に、土砂災害の防止につきましては、急傾斜地の崩壊防止対策、治山事業等を実施してまいりたいと思っております。

次に、孤立集落ができないための迂回路等の対策でございますが、林道、作業道の建設を計画的に進めていくことが迂回路対策につながるものとなりますので、林道、作業道の建設についても積極的に進めてまいります。

なお、来年度は富沢地区への迂回路の建設を予定しているところでございます。

次に、グラウンドゴルフによる町内旅館の誘客についての御質問であります。

現在、中部電力等の協力を得て、川根本町商工会が町内の宿泊施設のグラウンドゴルフパック宿泊プランの造成企画を行っております。内容につきましては、各宿泊施設が各自グラウンドゴルフと宿泊のパックプランを作成し、グラウンドゴルフ協会等を通じて宣伝していきます。申し込みがあった場合は、宿泊施設がグラウンドゴルフ場の管理団体に連絡し、受け入れは各管理団体が準備と片づけを行うというものです。宿泊施設はパック料金の中から協定の金額を管理費用として各管理団体に支払うため、利用客はパック料金以外の追加料金なしでグラウンドゴルフを楽しめるという内容になっております。

実施につきましては、まず希望のありました北部地域の15の宿泊施設と3つのグラウンドゴルフ場で始め、以後、段階的に町内全域に広めていく計画となっております。

御質問の紹介パンフレットにつきましては、町内のそれぞれのグラウンドゴルフ場において土地の所有者や管理方法が異なっておりますので、まず各管理団体の受け入れの意向の確認や受け入れの条件が異なってくることが予想されますので、商工会や観光協会と連携し、今後、グラウンドゴルフ協会と各管理団体との協議を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、一番先のハザードマップのことですが、昨年起きました15号台風の際に、うちの方に桑野山地区というところがございまして、そこが避難場所が対岸の沢間地区の公民館と、そこへ避難しなさいよと、こう言われたわけですが、やはり沢間の地区へ行くには大井川を渡っていくと、こういう危険な場所ございまして、まして台風のときに傘を差して渡るといのは非常に危険だと、こう思っておりますが、あの地区へ、例えば上に薬師堂がありますが、あの辺に避難するとか、こういったことを今後のマップ作成の中で入れていただけるかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 答弁をお願いします。だれですか。建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 来年度作成を予定しておりますハザードマップですけれども、このハザードマップは住民の皆様には土砂災害とか浸水区域をお知らせするもので、今のところ避難場所をその地図に落とすかどうかということは決めておりませんが、基本的には被害想定区域で考えております。そういった作業をしながら、避難所の変更とかそういうのはなかなか大変かと思っておりますけれども、避難場所の検討もまたあわせてしてまいりたいと思います。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） それこそ通告なしでいきなりこういう質問をしたのは悪かったわけですが、桑野山地区におきましては消防施設も堤防より下にあると、こういうのもありますので、やはり区の状況にあわせて、区長さんをはじめとする検討委員会みたいなのを立ち上げてやっていただけることができるかどうか。これは全町にわたってですが、例えばうちの小長井地区によりますと、道路から川側に近い方だけ公民館へ逃げなさいよと、こういうことをこの前は指示されたわけですが、ほとんど道路と平らな面があるわけでありまして、こういう点を地域地域の方と相談しながらつくっていただけるかどうかだけお伺いをしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） ただいまの御質問ですけれども、地域の方々の意見を聞くかどうかということですが、区長会等もございまして、そういった中で意見をお聞きする

こともできるかと思えます。

それと、水防委員会、水防協議会というのがございますけれども、その中では意見を聞く予定で予算もとらせていただいております。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） ぜひともそういったことをつくって、2次災害のないようなマップをつくっていただければありがたいと思っております。

なお、旧本川根地区におきましては、川合地区というところがございまして、あそこがやはり富沢地区と同じような迂回路のない地区でありまして、あそこに4軒ほどと、それと別荘住宅もありますので、今後ああいうところをどういうふうにしていくかという考えがあるかどうかだけ、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（板谷 信君） まず、場所をもう少し特定できませんか。

○11番（中田隆幸君） すみません。川合地区といいまして桑野山から奥にあるところがございます、あそこは西井戸さんをはじめあそこに5軒ほど。今、町営の水道も行ってないところでありまして、前に町の水道を引いていただきたいと言った場所です。あそこが5軒ほど、それに別荘から来ているところがありまして、言いかえてみますと寸又へ行く道路、あそこに細尾地区というのがあるんですが、その裏側になる地区で、桑野山から細尾へ抜けるところからおりた地区がそこです。

○議長（板谷 信君） 答弁をお願いします。建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 申し訳ありません。今現在、具体的計画はございませんけれども、一度早急に現場を見させていただきまして、検討をしてみたいと思います。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） ぜひお願いしたいのと、こう思っています。それこそ富沢地区みたく崩落した場合には通れなくなる可能性がかなりございますので、ぜひとも一度見ていただいて検討していただきたい。これは、前にも言ったデマンドバスの乗るところまで1km以上歩かなければならない地区ですので、やはりああいうところを見ていただければありがたいかなと思っております。

次ですが、2点目の方へ移らせていただきます。

グラウンドゴルフの誘致でございますが、これは、最初に中部電力様のグラウンドゴルフを活用した誘客が図れないかという、未来予想図検討委員会というのが発案をしていただきまして、商工会並びに旅館組合、観光協会で作ったわけでございますが、先ほども言いましたとおり非常に好評でありまして、今月の3月12日に、やはりこれはメイプルといいまして八木のグラウンドゴルフ場ですが、26人来て寸又へ泊まらせていただいて行ったと、こういうことになっているんです。あそこはこのお客さんに500円いただきまして、26人ですので1万3,000円の使用料、これが入ったわけでございます。そういうお金の積み重ねでグラウンドゴルフ場の管理がかなり楽になると、こういう目安のことと、旅館にウイークデー、この

12日は月曜日でしたので、ここへ26名泊まったと。少しでも誘客ができる、こういうことがあると。

こうした中で、今、昨年行ってくれました旅館に対する補助金とかこういうのがありましたけれども、こういうのを使いますと、今、高齢の方といいますか年金をたくさんもらっている方は喜んでここへ来て温泉に入り、グラウンドゴルフをやっていくと。

これは、島田でマラソンによるまちおこしというのをやっております。これに似た対策としてやっていただければ、桑野山地区のふれあい広場、この管理を今、地区の方がお金を出し合って管理している状態ですので、少しでもこれにお金が入ることにより、芝の管理の方が助かるんじゃないかと思っております。その点を考えまして今後やっていただきたいと思うのは、この事業は旅館が主でございますので、パンフレットの一元化といいますか一つのパンフレットをつくっていただくと、こういうものをできるかどうかをお伺いしたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 紹介パンフレットの件ですけれども、町内には20カ所程度、各町民の方がその地域内で管理とかやっておられます。ただし、そのグラウンドゴルフ場それぞれに土地の所有者ですとか団体の考え方が違ってくると思います。例えば積極的に町外の方をやってもらいたいと考える団体もあるでしょうし、自分たちだけでやっていきたいというような考えの団体もあると思いますので、今後、町長の答弁にもありましたとおり、商工会や観光協会と一緒にそういう団体との話し合いを持っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） それこそ、こういうパンフレットは中部電力様からつくっていただいたパンフレットであります。今、旅館と提携しているグラウンドが旧本川根の方で3カ所ございまして、やはりこのようなことを最初にやっていただきますと、旧中川根もグラウンドゴルフ場がたくさんございます。それこそ旅館もありますので、こういうのを持って行って県のグラウンドゴルフ協会の方へ見せましますとかなり宣伝効果になりますので、ぜひともこういうものをつくっていただいておりますか、こう思っているところでございます。

それこそ今、先ほど答弁にもございましたけれども、15軒の旅館がこれをやっております。その中の1軒が、先ほど言いましたけれども、3月12日にお客様を呼んでやって、4月にはもう1カ所やると、こう言ってだんだん人が増えてくるような、お客さんに来ていただいて、これからこの地場産業のものを売って買っていただいてお土産になるとか、こうしたことが非常に今からの誘致には一つの手段としてかなり有効ではないかと。

中部電力さんは、グラウンドゴルフの高校で言えば甲子園大会みたいなのをここでやりました。

いと、このぐらいの意気込みでありますので、ぜひともお願いして、パンフレットの作成を観光協会、商工会、また会場の方と集めて、今商工会でやっておりますが、その委員会みたいなものを継続してやっていただければうれしいと思っておりますので、ぜひ、それをしていただけるかどうかだけちょっとお伺いしたいと思えます。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 現在、商工会が計画しておりますパックプランについて、まだ外に公開は全くしていませんけれども、もうどこからか情報を聞きつけた方が、こういうのに宿泊プランで行ってみたいというような声が既に商工会の方に来ているという状況で、非常に今後、誘客には有効な手段だと思います。まず最初に、今回、3つの施設で始めましたので、それが順調にいったら、それを南部地域の管理団体の人にも協力を呼びかけて町内全域に広げていきたいと考えておりますけれども、町として協力できることはしていきたいと思えます。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） 前向きなことで、非常にうれしく思っております。私も今、グラウンドゴルフ協会の県の理事をやらせていただいておりますので、3年前から町内のパンフレットを郵送したりなんかしているんですが、グラウンドゴルフ場のパンフレットがなかったものですから、特にお願ひして誘客には努めていきたいと、こう思っております。答弁は要りませんが、ぜひともこういった新しい何か分野を広げて少しでも誘客をやっていただき、また地場産業のお茶、しいたけ、いろいろなものを販売していただき、また、それを賞品に使っていただいて拡大していくことも必要かと思えますので、その点をよろしくお願ひいたしまして私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 答弁は要らないということでございますけれども、今、中田議員から御提案のあったグラウンドゴルフ、これは高齢化が進む中で高齢者も取り組みやすい、老若男女等しく取り組めるスポーツということで、これからはますますそのプレーを楽しまれる方が増えていく状況にあるのではないかなというふうに思っております。そういうことで、大井川流域には幾つかのグラウンドゴルフ場もございますし、それを観光に使っていただくということで、大変いい試みだというふうに思っております。

そういう意味で、現在、商工会ですとか観光協会から具体的にお話を私自身はまだ伺っていないわけですが、担当とは連携もとりながら進めているのではないかなというふうに思っておりますけれども、ぜひ、そういう実施主体がしっかりしたところで旅館ですとかグラウンドゴルフ場との連携もしっかりとった中で進めて、さらにグラウンドゴルフ甲子園にまで高めていただけるといようなプランもあるということでございますので、町としてもぜひ御協力を申し上げたいというふうに思っておりますので、またぜひよろしく進めていただくようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） これで中田君の一般質問を終わります。

続いて、6番、高畑雅一君の発言を許します。6番、高畑君。

○6番（高畑雅一君） 6番、高畑雅一でございます。通告に従い質問をさせていただきます。

最近、保育園から小学校の子供たちが集まって元気に遊んでいる姿というのを見ることが少なくなりました。この子供たちが多くのことを学んで、また、いろんな体験を通して強く成長して行ってほしいと思うのは、私ばかりじゃなくて地域の皆さんもそうだと思います。子供たちが多くの児童とともに学び、集団生活の中で社会の秩序を覚え、立派な社会人になって育って行ってほしい、そんなふうに思っております。小学校、中学校での義務教育の方針をしっかりと持って川根本町全体の教育理念をつくり上げていく、将来川根本町を背負って立つ子供たちのために、よい学びの環境をつくって行ってほしいと思っております。保護者の皆さんや地域の皆さん、学校との話し合いを深め、小学校統合を考えていかなければならない、そんな時期に来ていると思っております。

最近、中川根の3小学校において、入学する児童数が減少し、この6年間を見ると2つの小学校においては入学児童が10人を下回る統計結果が出ております。今後、多くの小学校入学児童が見込めない現状の中、中川根3つの小学校の学びの環境をどのように改善していくのか、町長にお伺いをいたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの高畑君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 高畑議員の御質問にお答えいたします。

中川根南部小学校、中央小学校、中川根第一小学校の統合についてという御質問でございますけれども、近年の著しい少子高齢化の流れの中で、本町においても児童・生徒の減少は著しく、本年度の小学校入学者は4校合わせて42名、中学校2校を合わせて48名という状況であり、南部小学校においては本年度から2年生、3年生、児童数12人ですが、複式学級になり、異なる学年が同教室において学ぶという状況にあり、第一小学校においても、平成24年度においては2年、3年、児童数15人ですが、複式学級になることが懸念されました。しかし、県教育委員会による複式解消加配の教員の配置により、単学級を維持することができる見通しとなりました。さらに南部小学校においては、平成25年度には2、3年生、児童数13人、4、5年生、児童数12人が複式学級となり、学校経営、教職員の減というようなことにも支障が生じることも懸念されております。

現在、4校の状況のもとでは、小規模校のよさを最大限に生かした学校運営を継続していくのか、小規模校の児童に欠けていると言われていた切磋琢磨する気持ちや自分の考えを自分の言葉で表現する力を確かなものとするため等を理由として小学校を統廃合していくのかは、保護者の意見や地域の方々の考え方を聞くとともに、教育委員会の方針等も伺い、慎重かつ迅速に進めていかなければならないと考えております。

なお、複式学級を開設するに当たりましては、前年度から先進校である島田市立相賀小学校の授業の様子を参観したり、保護者への複式学級への説明会を開催するなどして、複式学

級が円滑に運営できるよう準備をしておきました。その結果、少人数であること、異学年集団であるというよさを最大限に生かした授業が行われ、学校の複式学級の運営方針に沿った授業が行われており、保護者からの複式学級に対しての不安や心配する声は上がってきてはおりませんが、町においても、今後とも保護者の複式学級に対する声に耳を傾けていくとともに、複式学級であることにより児童の学力が低下したり学校生活に支障を来すことのないよう、町費において講師や支援員を雇用し、児童に対してきめ細かな指導が行われるよう努めてまいりたいと考えております。

今後とも、次代を担う心豊かな児童・生徒をはぐくむため、物心両面にわたるきめ細かな支援、援助に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（板谷 信君） 6番、高畑君。

○6番（高畑雅一君） それでは、再質問をさせていただきます。

今、町長の答弁の中にごさいましたけれども、来年度、24年度の入学児童数を見ますと、中川根第一小学校は10名の予定なんです。それから中央小学校が14名、それで中川根南部小学校は7名ということで、3校合同入学児童数が24年度は31名なんです。今度は25年度につきましては、予想なんですけれども、第一小学校が6名、中央小学校が8名、南部小学校は4名なんです。そうすると、入学児童数が18名という大変少ない現状に25年度はなってきます。

確かに複式学級で今行われている学級がいいところは多々あると思いますけれども、こういう現状を踏まえて、2つの学級の合計数が県の方では16名以下ということで、町の方では特例で15名以下。15名だったら複式学級にはならないよということで認めていただいたみたいなんですけれども、二クラス合計が15名なら今後ともずっと複式学級にならないのか、そのところを1点再質問させていただきます。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（中澤荘也君） ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

国の法律に基づいて、2学級で16名の場合、複式学級に国の基準ではなりません。県におきましては、複式加配という教員の配置をしていただく中で15名までは単学級ということで認められておりますが、現在のような状況、例えば東北大震災による復興支援とかそういうもので教員の加配というのが全国的にも厳しくなっている状況もありますし、県の財政課の状況を見れば、今後、15人で複式学級に加配がつくかどうかというのは何とも言えない状況にあります。

以上であります。

○議長（板谷 信君） 6番、高畑君。

○6番（高畑雅一君） 先ほどの質問の中に県では16名ということで私は質問したわけですが、今、教育総務課の課長の方からこれは国の方の基準ですよとお伺いしましたので、その点は訂正させていただきたいと、そんなふうに思っております。

確かに今後、15名あれば認められるかどうかというのはなかなかわからないと、そういう現状の中ですので、今後とも早急に小学校の統合問題というのを検討していかなければならない時期に来ていると思うんですよ。最初の町長の答弁の中には、複式学級がいいよ、いい面もあるから、そういうことをやりながら統合というのを考えていきますよということでしたのですけれども、検討の時期を立ち上げるということを早くやっていただきたいと、そんなふうに思いますので、いま一度、町長の方に質問を向けさせていただきます。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 複式学級でよさもあるというようなことを申し上げたかもしれませんが、必ずしも、結果としていい面もあるよという部分はあろうかと思っておりますけれども、本来その、あるべき形というのは、やっぱりそれぞれの学年が1人の先生でしっかり授業時間を生かして教えていただくというのが本来あるべき姿でありますので、複式学級でよしとするものではないということをまず申し上げたいというふうに思います。

そういう中で、今後、複式学級をなくしていくためにはどうしても統合というようなことを検討していかなければならない、そういう時期が既に迫ってきているというふうに認識しておりますので、そういう検討する場所を何とか早急に設けていかなければいけないだろうというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（中澤莊也君） ただいま町長の答弁がございましたが、教育委員会におきましても、早急にやはり教育委員会としての方針というのを固める必要があるというふうに考えております。

過日、2月8日でございますが、町内のPTA連絡協議会というのがございまして、その中で、PTAの役員が参加してくださいましたので、役員の方に対して小規模校のこと、少子高齢化のこと、複式学級のことについて質問を投げかけさせていただきました。その中で、特別不安とか心配という声は上がってきておりませんが、ただ、少子化に伴い学級が2年生が女子だけ、3年生が男子だけという、南部小においてそういう状況がございますので、高学年になったときちょっと心配だよという声は上がっております。

中学の保護者からは、クラブ活動、例えばサッカーのスポーツ少年団に入っている子供たちがいますが、学校には、本川根中学校にはサッカー部がないと、やりたいけれどもサッカー部に入れないと、そういう悩みを持っていて、校長先生もなかなかクラブの運営が大変になってくる、そういう意見が出ております。ですので、教育委員会においては2月27、28日に、新しく教育委員が2名なられましたので、学校を視察いたしまして、学校の現況、特に複式学級の授業の様子等を見させていただく中で、帰って今後の教育委員会の中で教育委員会の統廃合に向けた方針というのを決めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（板谷 信君） 6番、高畑君。

○6番（高畑雅一君） 今、教育総務課長から教育委員会の中でも検討するような形をとっていただくということで答弁がございました。それこそ今回、川根本町総合計画の後期基本計画案という中の義務教育の今後をどのように進めていくというような計画が示されております。23年度1年間を通してワークショップや子供会議、それから町民アンケートなど1年間審議した計画が、本議会に議案として上程されます。その中に保護者とか、それから地域の立場とか町民ワークショップの中で出た意見として、統廃合を含めた小中学区の適正配置について町とかPTA、学校とともに検討をしていきたいと思いますよというようなことが掲げられておりますので、ぜひともそういうことに対して前向きに進んでいっていただきたいと、そんなふうに思っております。

先ほど中学校の話も出ましたけれども、中学校の適正配置についても今後検討していかなければなりませんけれども、まず第一に考えていかなければいけないことは、本川根に1つの小学校がございます。中川根にも3つの小学校がありますけれども、中川根の3つの小学校の適正配置だと、そんなふうに考えております。大きく見るには、川根本町全体に小中学校をどのように配備して、どのようなよい環境のもとで子供たちに勉強をしてもらったりいろんなことを体験してもらおうかということが一番大事だと思っておりますので、川根本町の教育方針を明確に早くつくって、川根本町の教育環境を整備していくことが一番重要だと思っております。川根本町の教育方針ということに対して、町長、どんなふうな今のところお考えを持っているのか、お伺いをいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 町長としての考えでございますけれども、学校教育、これは、人間が育っていく過程で小学校から中学校、義務教育の過程というのは、人格が形成されていく過程の中で最も大事な時期だというふうに思っております。もちろん、乳幼児期からの家庭のしつけですとか保育園あるいは幼稚園等の過程、地域と触れ合い、そして学校生活の中で人間としての基本を築いていくという時期で、最も大事な時期だろうというふうに思っておりますので、町としては、そういう人格形成の中でももちろん知的な教育水準を高めるということも大事でありますけれども、そういう期間の教育、そういう環境をどう整えていくのか、そういう中で有能な、国際的にも頑張れる人間を育成していく。そのための基礎的な期間としてとらえて町としても真剣に対処していかなければいけない、そう思っています。

○議長（板谷 信君） 6番、高畑君。

○6番（高畑雅一君） ただいま町長の答弁の中に、義務教育の中では勉強も大事だけれども、人間として人格形成をする期間だよというような答弁がございました。確かに私もそうだと思います。義務教育というのは、勉強ばかりじゃなくて、小学校6年間、中学校3年間において社会に出たときに1人で育っていくような環境をつくってあげる、それも大事なことでないかなと、そんなふうに思っております。

この教育方針、また教育理念というのは大変難しいことだと思いますけれども、川根本町

の教育方針をつくるには、また充実していくには、教育長をつくるというのが一番大事なことで、今欠かせない条件になっておると思いますがけれども、この点について町長はいかがお考えですか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） まさに我が町の教育方針を練っていく上で、その練るための体制をしっかり整えるということが今喫緊の課題だろうというふうに思っております。そういう中で、教育長が長期間にわたって不在であるという現状、これはどうしても教育を考えていく上でその体制が整っていないということのあらわれでございますので、そういう意味で早急に教育長をお願いするということを作業していかなければいけないというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 6番、高畑君。

○6番（高畑雅一君） 今、町長の言葉から一刻も早く教育長をつくるんだという提案がございました。本当にこれだけは早く議会の方へ上程していただきたいなと、そんなふうに思っております。今後の町の発展のために私たち、今尽力を尽くすことが努めでありますので、次世代を担っていく子供たちがしっかりと育っていった大きくなっていくためにも、このことは重要なことであり、欠かせないことだと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それこそ、今現在町長、それから議会解散のダブルリコールの選挙が行われようとしておりますけれども、私たち議員は今後の発展のために今何ができるのか、そして今後、町の発展のためにどんなことができるかということを審議するのが今、私たちの使命だと考えておりますので、この教育問題、大変な一つの問題であると思ひますので、町長の方でもよろしくお願ひをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 今、高畑議員からお話のございましたように、今、大変厳しい状況の中で18日を迎えようとしております。そういう中で、教育長人事についてなかなか申し上げにくいわけですが、展開が開けていくならまずは第一番にそのことを課題としてとらえていきたいというふうに思ひますので、また御理解、御協力をお願い申し上げたいというふうに思ひます。

○議長（板谷 信君） これで高畑君の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は午後1時からとします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

7番、森照信君の発言を許します。7番、森君。

○7番（森 照信君） それでは、最後になりましたけれども、一般質問を行います。

最初に、定住促進についてでありますけれども、これは主に空き家対策ということでやらせていただきます。

町内にはかなりの空き家があります。その中には、農繁期、お盆、お正月には帰ってくる家、また家具、道具などをそのままにして倉庫として使っているところなど、また所有者がどこにいるかわからないなど、いろいろあります。この空き家をどのように利活用していくかは、この町にとって大きな課題であると思われまます。都会の人たちの中には、田舎暮らしに憧れている人もかなりいるように聞いております。自分で食べられるだけの野菜をつくりながら住みたい、ただ田舎に住みたいなど人それぞれであります。定住を進めるには空き家を利用することが大きな施策であると思えます。今後どのような利活用施策を考えておられるか、お伺いをいたします。

次に、災害対策についてであります。

東海・東南海・南海の3連動の地震が想定されております。この地震の直接的な被害をとらえ、国は24年8月に人や建物の被害想定をまとめ、年度内にはその対策をまとめるということです。県は25年度をめぐりに被害想定を出していくと言われております。町として、立地条件、地盤などいろんな条件を視野に入れ、面積の広い本町を早急に各地域地域の考えられる危険性を拾い出す必要があるのではないかと思います。そのような点を踏まえて、今後の取り組みをお伺いいたします。

次に、森林施業制度が今後改正されます。それによって平成23年度から、国が定めた森林林業再生プランに基づき、保育を主とする森林施業から生産を主とする森林施業に来つつあります。そのため、木材の自給率50%、これは2020年までにしますけれども、国が施策として上げられています。それに基づいて、県は現在27万㎡を今度は45万㎡に引き上げた資材を設けようとしています。平成25年度から森林施業計画から森林経営計画に制度改正されますと、この計画を樹立できない山林は手入れができずに荒廃するおそれが出てきます。町としての対応をお伺いいたします。

以上3点についてお伺いいたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの森君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは、森議員の御質問にお答えいたします。

1番目の質問、定住促進についてでございます。

議員がおっしゃるように、当町においての重要課題であることは言うまでもございません。平成19年に策定された川根本町総合計画においても、この急速な高齢化の進行と少子化による激しい人口減少の予測数値を標準的な手法により推計していますが、平成17年の国勢調査では8,988人が、平成28年には現状のまま推移した場合7,118人と10年間で1,900人、1,870人

ですけれども、近く減少すると予測しております。また、5年後に実施された平成22年国勢調査では8,072人、5年間で992人と県下で一番の減少率を示し、早急な対策が求められていることは言うまでもありません。

この人口減少の原因は、自然減の増加のほか、若者の多様な職場環境の確保や生活する上においてのあらゆる環境に対する多様なニーズなど、本町のような他の市町と比べ条件が不利な地域として、解決できない様々な要因があると考えております。

これまでも若者定住の施策としての住宅建設等成果が上がっている事業もありますが、社会背景の大きな変化が根底にあり、本町の産業を担う後継者を残す対策を講じていくことは当然であります。直ちに効果に結びつくものではありません。

そんな中、近年、田舎のよさが見直され始め、田舎暮らしのニーズも高まってきており、本町へも空き家の問い合わせも何件か来ている状況にあり、この方たちを地域一体となって受け入れていく施策を展開し、人口減少に少しでも歯どめをかけていきたいと考えています。具体的には空き家情報登録制度のホームページを立ち上げ、空き家情報を町外からのI・Uターンを希望する方に提供しようとするものです。これにあわせ、空き家を改修する際に必要となる費用の一部を助成する事業も推進します。少しでも移住していただきやすくすること、また、改修施行業者を町内業者に限定することで地域への経済効果も図ってまいりたいと考えています。

今後、空き家の情報収集は様々な形で行ってまいります。昨年の町民の皆様との意見交換の際にも、この定住対策、人口を増やす施策の要望をたくさんちょうだいしております。今後、町が展開する定住対策について、ぜひとも町民の皆様にも同じ思いを持って協力いただきたいと思っております。

他の市町においても空き家を利用した定住対策が行われおりますが、なかなか皆さん苦勞しながら事業をやっているようです。総合計画のシンボルプロジェクトの一つに、にぎわう町、みんなのふる里づくりを掲げ進めているところですが、定住対策は重要な課題として今後も進めていく考えであります。

次に、災害対策についてお答えします。

地質調査や文献資料から、東海地震、東南海地震、南海地震はそれぞれ約90年から150年の間隔で発生していることがわかっております。ほぼ同時に発生した1707年の宝永地震、マグニチュード8.6や、32時間置いて連動した1854年の安政東海地震、安政南海地震、ともにマグニチュード8.4が確認されており、揺れと巨大地震津波により甚大な被害を受けております。

今後発生が予測されている東海・東南海・南海連動型地震のうち、最大のものはマグニチュード8.7、破壊領域は長さ700km程度となると想定され、3連動が早朝5時に発生した場合の被害予想として、建物全壊は約55万棟、死者数は2万5,000人に上り、経済被害は約81兆円と試算されています。

国は、昨年3月に発生した東北地方太平洋沖地震で従来の想定をはるかに超えた巨大な地震と津波が発生したことを踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震、津波を検討するという対策の考え方を示しました。これにより、国の中央防災会議での中間報告では、南海トラフが連動した場合のマグニチュードは9.0になるとの暫定値が発表されました。

静岡県でも、国の想定被害を踏まえ、第3次地震被害想定を早急に見直すため、本年1月にプロジェクトチームを発足させ、静岡県第4次地震被害想定の方策に向けて検討を開始しました。平成25年6月ごろには新たな被害想定が公表される予定です。

連動型地震が起きた場合、太平洋ベルト地域に被害が及び、地域相互の救援、支援は実質不可能となると見られています。定例会の初日の行政報告で、安全で安心なまちづくりを目指すための取り組みとして主な事業を報告させていただきました。想定される地震が東海地震から連動型地震になったとしても、基本的な防災対策に変更はありません。

災害を軽減するためには自助、共助、公助が重要であると言われていています。自助とは自らの命は自分で守ること、共助とは隣近所が助け合って地域の安全を守ること、公助とは行政機関や生活の基盤となるサービス提供企業が災害支援活動を実施することです。それぞれの考え方に沿った防災対策を推進していきます。

まず、自助の推進についてです。家庭内の家具転倒防止器具取り付け、木造住宅耐震補強、ブロック塀等の撤去を行う方に対し支援を行っていきます。

共助の推進については、自主防災会が防災資機材を整備することに対する支援、各地区防災委員等防災リーダーの育成を行っていきます。

公助の推進については、町内12地区集会所の耐震補強工事、戸別受信機未整備世帯へ防災ラジオの配布、備蓄用倉庫の設置、避難所となる小中学校体育館への非常用照明整備、ハザードマップの作成を行っていきます。

いずれにしましても、新たな被害想定は現在よりも大きなものとなるものと予想されます。それにより新たに必要となる対策については今後講じていきます。

現在でもそうですが、特に危惧することは、各集落単位ばかりか町全体での孤立化です。そのため、来年度予算では、県や各地区との情報伝達体制の強化や避難所の整備、自主防災会機能の充実を図る対策を予定しています。また、静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町と災害時の相互応援に関する協定を今後締結する予定ですが、この協定では、災害時の物資、救出・救助、一時収容施設等について相互に応援することを目的としています。こうした取り組みにより、安全で安心のまちづくりを目指していきます。

次に、森林施策に関しての御質問でございます。

平成21年12月に政府が表明した森林・林業再生プランに基づき、国の林業政策が大きく転換しております。一言で申せば保育から生産へということです。昨年には森林法の改正があり、町においても川根本町森林整備計画の変更作業を進めておるところです。

森林や林業現場に最も影響するのは、森林経営計画という制度ができたことでもあります。森林経営計画とは、これまで当町におきましては林家単位で経営してきた林業を、いわゆる大林班、これは小河川流域とか一定のまとまった森林と言えるわけですが、そのような面的な管理、経営にシフトするというものであります。

当町では、専門林家、農家林家による保育、素材生産による林業が営まれております。この形態としては、自伐、立木販売、個人や業者への請負発注、森林組合への委託などの形式がございます。それを、皆伐以外の施業内容について、国・県・町が事業費を補助して大部分の行為がなされているのが現状です。あくまでも森林所有者、林家の意思であります。

平成18年から森の力再生事業の実施、一昨年度からは提案型集約化施業の施行地が始め、森林組合などが森林整備を森林所有者に提案して進めてきているモデルができ始めました。町としても、森林組合あるいは森林所有者自体も理解をして対応をしていかなければならないと思っております。

森林の管理、施業、間伐、作業路などの補助事業としましては、国庫事業による森林整備加速化・林業再生事業、県単独事業でありますし、おかげで林業再生プロジェクト推進事業や森の力再生事業など、町の森林整備計画に即して林分状況や地形などに応じた事業を選択しながら実施をしていきます。これらの事業は、面的なまとまりの必要がなく、個々の事業で実施できるものであります。この事業のうち林家が独自に実施できるのは、おかげで林業再生プロジェクト推進事業だけとなっております。特に、自伐林家、個人などへの発注などでの整備が進んでいくことを期待するとともに、町も森林施業に協力、支援をしていきたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） それでは、最初に空き家対策についてお伺いいたします。

この空き家対策、いい傾向でありますけれども、この提供者というんですか、ある空き家がありますけれども、それを提供する人をどのような形で探し出すのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 空き家の提供者の募集ということですが、売買、賃貸を希望する空き家の募集につきましては、基本的には町のホームページや広報紙等によって行っております。また、県の移住、定住に関するホームページとのリンクを張りまして、より広く周知できるよう取り組んでまいります。また、お盆などの一時帰省時をねらったポスティングなど、有効な方法があれば取り入れ、物件の確保に努めていくつもりでございます。

しかし、ほかの市町の状況を見ましても、町広報だけでは十分な物件が集まらないということも予想されます。そこで、区長様をはじめとする町民の方々にも御協力をお願いしまして、地域における空き家の有無や所有者に関する情報提供をお願いしたいほか、また、ケースによっては空き家所有者との連絡調整にも御協力をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） ホームページとかそういうものでやると、やっぱり空き家を持っている人がかなり高齢の方が多いものですから、ホームページあたりは見ないといふとなかなかその辺集められないんですけれども、区長さんとか地域の人にお願ひするといふんですけれども、その方法としてはどのような形でやられるのか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 4月になりましたら区長さんも代わりますが、その席で空き家の数だとか空き家の状態ですか、家屋の建物の状態とか、そういったものをまた改めて把握していただいて、関心を持っていただければと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） それはまた次の後の話にしますけれども、町としてどのような形でかかわっていくのか、最終的に最後まで責任を持つとか、この前資料をもらった中には紹介のみにするとかといふてありますけれども、空き家バンクというの也被われておりますし、だから、その辺を見るとなかなか言っていることとちょっとずれているような感じがするんですけども、その辺、どの辺までかかわってやるのか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 町の係はどこまでといふような御質問かと思ひますが、町としましては、空き家物件の確保のほか、担当課内に相談窓口を設けまして、空き家購入希望者等の相談に応じていきたいなと思っております。実際、相談の際には、希望者との面談や物件見学等の連絡調整、それから地域の概要等の説明等を行っていくほか、契約成立後には区長さん、地元にもあいさつといふようなことも調整を行っていくいきたいなと思っております。

物件の契約業務につきましては、専門的な知識も必要となりまして、一担当課が全責任を持って行ふといふことは困難でありますので、町としましては契約の仲介業務、そこまでは行わないといふことで、宅地建物取引業者の仲介を進めるといふところでの方針であります。現在、まだ具体的な調整は図っておりませんが、静岡県宅地建物取引業協会しだはい支部や全日本不動産協会静岡県本部等との協定を結びまして、空き家所有者と購入・売買希望者の円滑な契約ができる体制を整備していきたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） ありがとうございます。

そういう言葉を聞いたものですから次に移りますけれども、先ほども町長も大変重要な政策であるといふておられましたけれども、この重要な課題は、企画課ですけれども、課内で職員配置とかどういふ形をとってやられるのか、お伺ひいたします。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 担当課としましても、重要な施策として積極的に取り組んでまいりたいと思っております。課内の従来までの業務の見直しと効率化を図るとともに、最重要課題として室が一体となって取り組めるよう配慮をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） 課内全体でやると言っているんですけども、やはりそうするとなかなか責任というものがずれちゃう形があるんですよ。だもんで、私が言うのは、やはり課でこの人が中心になってやるんだというような方向性を決めないと、計画は立てたけれどもずるずる何もなくて1年が過ぎちゃうというような形になるものですから、私、その辺を町長にでもしっかりした形でやっていくんだという、その辺のことを聞きたいと思います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 今回、定住対策として空き家バンクを立ち上げようということに至った背景には、ここ15年、20年見てみましてもこの地域に新しく入ってこられた方の数がある程度見られるという現実、それから縁結び事業として進めてきましたちゃっきり娘でございますけれども、この方々も毎年何名か希望があつて、しかも何年か、複数年にわたって参加される方がいらっしゃるということ、それから緑の協力隊を見ても、皆様今年も今いらっしゃる方がまだしばらくいたいという希望を示しておりますし、昨年帰られた方もまたこちらへ戻ってこられるということで、今までここにおられた方全員がこの地域にとどまる。ということは、この地域には外から入ってきていただくだけの魅力が大いにあるということだというふうに認識しておりますので、そういうことから、こういう事業を進める中でこの地域への理解を深めていただくとともにこの地域を発信していきたいということからスタートする事業であります。

したがいまして、当面、企画課で持っている事業はいろいろございますので、専従としていけるかどうかということはあるんですけども、進捗も見ながら何とかこの事業が功を奏するように人事配置についても考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） こういう空き家というのはやはり町がやることによって借りる人も安心するというようなところもあるものですから、ぜひとも、計画倒れにならないようにしっかりとした形でやっていただきたいと思います。

次に、災害対策についてお伺いしますけれども、災害対策というのは危険箇所がわからないとできないと思うんです。だもんで、危険箇所なんかを探し出すというんですか、そういうものはどのような形でやられるのか、お伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 危険箇所の関係でございますけれども、現在、町内を調査いたしまして危険箇所ということで指定をしている箇所がございます。町内全部で185カ所指定をしております。この内訳ですけれども、土石流の危険がある地域として指定をしてある区域が42カ所、それから急傾斜地で崩壊の危険がある区域ということで指定をしてある地域が143カ所ございます。午前中の一般質問の中でもハザードマップの関係がございましたけれども、これらについて平成24年度、ハザードマップを作成していきたいということで考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） そうすると、県・国あたりは被害想定をするというんですけれども、町としては被害想定というのは、あれが出ないとわからないかもしれませんが、ある程度のものはこれからやっていくのか、ある程度のものを持っているのか、お伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） 被害想定の関係の御質問でございますけれども、町長が先ほど申し上げましたとおり、国では平成24年度に、それから静岡県ですけれども、平成25年度に第4次の被害想定をまとめることになっております。町としましては、これを受けて町の被害想定に対する対策をどう計画に盛り込み対処するかというような運びになります。

現在の町の防災計画でございますけれども、県が平成13年5月に公表しました第3次被害想定に基づき危険度を予測し、建物などの物的被害や人的被害の試算数値に基づいて計画を立てております。これによりますと、地震の予知なく突然地震が発生した場合、夕方6時の想定でございますけれども、建物が2,602棟の被害、人的被害では死者268人という数値が示されているものでございます。

このように、県が作成する被害想定において各市町単位の被害想定が示されます。これを受けて町も平成25年度以降に防災計画を立てることになります。この計画では、平常時における自主防災活動や防災訓練の実施に関する注意事項や、警戒宣言発令時の対策、実際に災害が発生した場合の対策、災害応急対策に一定のめどがたった後の復旧復興対策などを項目別にまとめてまいります。そのような形で、町としては国・県の被害想定に基づきまして町の被害想定を樹立して、それに基づく計画を立てていくという、そういう段取りになります。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） 今回の東日本大震災においては、津波の怖さというのが私どもにも映像とかいろんなものでかなり見ましたけれども、まだまだこの地域にどのような災害が起こるかというのは、なかなか想定外のものも出るものですからわからないものです。その辺も、ちょっと想定外というものですか、そういうものも、ある程度地域地域でこういう被害、災害がありますよというのはわかりますけれども、それ以外にまた別な形で、この間、山古志

村へ行ったときでも、土砂崩れだけ心配していたら川がせきとめられて、それで埋まっちゃったというようなそういう問題もあるものですから、その辺の想定というものも今後どのように考えていただけるのか、お伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） ただいま説明しましたとおり、町の被害想定により数値的なものが示されますので、それをもとに、また町の被害というか、先ほど建設課長から申し上げましたような危険箇所、そういったものも踏まえたところで実際に町独自の判断材料を加えまして計画を充実していくという、そういう考えでございます。よろしく申し上げます。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） もう既に津波で被害といいますか津波が心配される場所は、吉田町にしる避難ビルみたいなもの、タワーというんですか、ああいうのを建てているし、西伊豆においては道路にスプレーで海拔何mだというようなことを300だか400カ所だか入れてやっているということでもありますけれども、それは金がかかるから、地面なら四、五万円のできるからというような話であります。町としても、そういうものを想定するならそれなりの目印というんですか、町民に知らせる、そういうものも、言葉だけでなく何かできるというようなものもあると思うものですから、その辺はいかがなものですか。難しいかもしれないけれども。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 津波と違って、うちの山間部にあっては土砂災害が一番大きな災害かなということでもありますけれども、とりあえず今年度でハザードマップをつくるということで、危険な地域についてはマップの上にもず落とし込むわけです。それができました時点で、場合によっては危険地域には何らかの表示をするというようなことも考えられるのではないかとこのように思います。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） ぜひとも、今までのありきたりの想定じゃなくて、やはりあらゆるものを考えたこれから想定を、いつ起こるかかわからないものですから考えていただきたいと思います。

じゃ、次に今度は森林の方に移らせていただきますけれども、平成25年度から制度が変わるものですから、今までやられた施業計画というものが大きく変わって、先ほど町長が言いましたように育てるから生産の方に変わります。それだもので、間伐材の搬出というものにおいてはかなり補助金が出るものですから、その辺はよろしいんですけれども、それに伴って逆に今度は植林とか植栽、枝打ち、造林と、そういうものの補助がなくなっていくということになるものですから、町でもいろいろ災害に対して木の重要性、森林防災機能の強化などの山地災害危険地域対策を町は進めているということであるものですから、そういうものの補助がなくなるとやはり荒廃森林というものが増えてきます。そして、今言ったこういう

対策というものが進めていてもできなくなっていくというような形になるものですから、その辺を25年ですから、まだ今年、24年1年ありますから、その辺の補助というものをちょっと考えていただきたいと思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（澤本勝美君） 森林経営計画は、平成24年度が移行期間で、平成25年度、補助金による本格的なスタートになります。育林とか植栽、保育関係の事業の補助につきましては、今後は森林所有者、また森林組合、町、県、農林事務所など関係機関と協議していきたいと思えます。事業を通して森林の適切な保全とか整備に取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） それこそ94%が森林の町でありますものですから、ぜひともそういうものの応援というんですか、支援を考えていただきたいと思えます。

以上、割かし前向きな意見をいただいたものですから、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（板谷 信君） これで森君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。



◎日程第2 議案第2号 第1次川根本町総合計画基本構想の変更及び
後期基本計画の策定について

○議長（板谷 信君） 日程第2、議案第2号、第1次川根本町総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定についてを議題とします。

本案について第1常任副委員長の報告を求めます。第1常任副委員長、山本信之君。

○第1常任副委員長（山本信之君） 日程第2、議案第2号、第1常任委員会報告。3月15日。

それでは、本定例会で第1常任委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

3月2日の本会議において、議案第2号、「第1次川根本町総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定について」付託を受け、3月13日午前9時10分から大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

「第1次川根本町総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定について」の概要について、担当課職員より説明を受けながら進めました。

平成18年度に策定された第1次総合計画は、10年後の町の将来像である「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町」、豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさとの実現に向けた取り組みを行ってきましたが、中長期を見通して施策の方向を明

らかにした前期基本計画は平成23年度をもって最終年となります。

そのため、前期基本計画の進捗度などを検証するとともに、現在の社会情勢や実態との整合性を図るため、基本構想の変更と後期基本計画を策定するものです。

担当者の説明終了後、委員から質疑が行われました。主なる抜粋しますと、P 3、川根茶と林業、ダムの町とあるが、ダムで発展したというよりは観光で発展したという方が適切。観光の町と誤りの記載して修正してほしい。行政の自主修正とさせていただく。P 12、情報通信格差の是正と行政サービスの向上について、行政サービスをどのようにとらえているのか。必要な人に必要なサービスを提供するととらえてほしい。

以上のことが確認されました。

審査の結果、採決を起立によって行いました。賛成全員で原案のとおり可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（板谷 信君） 副委員長報告が終わりました。

これから副委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありません。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

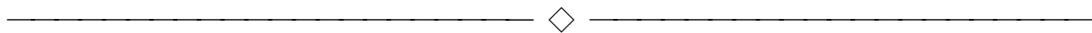
本案に対する副委員長の報告は可決です。

議案第2号、第1次川根本町総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定については、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第2号、第1次川根本町総合計画基本構想の変更及び後期基本計画の策定については、副委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第9号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例

について

○議長（板谷 信君） 日程第3、議案第9号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について第1常任副委員長の報告を求めます。第1常任副委員長、山本信之君。

○第1常任副委員長（山本信之君） 日程第3、議案第9号、第1常任委員会報告、3月15日。

それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

3月2日の本会議において、議案第9号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について付託を受け、3月9日午後1時から大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についての概要について、担当課職員より説明を受けながら進めました。

この改正は、介護保険法第117条の規定に基づき3年ごとの計画の見直しを行うもので、平成24年度から平成26年度の第5期介護保険事業計画の介護給付費等対象サービス見込み料に基づき、介護保険事業に要する費用に充てるために、平成24年度から平成26年度の第1号被保険者の保険料を定めるため一部改正するものです。

担当者の説明終了後、委員から質疑が行われました。主な内容を抜粋しますと、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、算定対象審査支払手数料の算出根拠について、平成23年度見込み額にそれぞれの年度の総給付費の伸び率をどうして算出を行った。各所得段階の割合の検討は終わったのか。全計画の割合を計画するとともに、第7段階、第8段階の所得金額の調整を行った。

以上のことが確認されました。

審査の結果、討論を行い、採決を起立によって行いました。賛成多数で原案のとおり可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（板谷 信君） 副委員長報告が終わりました。

これから副委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

議案第9号、介護保険条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。

今回の条例改正は、3年に1度の見直しが行われる24年度から26年度までの3年間の第5期介護保険事業計画で、3年間の保険料を基準額で月4,360円とすることに基づく第4条の保険料率の改定です。現在の3,530円を月額で830円引き上げ、年額では9,960円、約1万円もの値上げとなるものです。65歳以上の町民3,390名全員に大変な負担増を強いる改定です。

さらに、所得が100万円から200万円としていた第7段階を、190万円までと基準額の1.5倍となる第8段階へ引き上げる内容で、この間に入る人は基準額の引き上げに加えて所得ランクも基準額の1.37倍から1.5倍にダブルパンチで上がることになり、月1,704円、年額で2万448円もの値上げとなり、最高の9段階の値上げ額月1,344円で、年額で1万6,128円より4,000円近い値上げを強いられるものです。

値上げを抑えるための財源確保だと言いますが、かつて行った高額最高所得ランク1.5の上に300万円以上を1.62とするランクをつくったような財源確保ならともかく、高額所得者より多い値上げとなるような不公平な負担増が許されるのでしょうか。一体だれが思いついたのか、理解に苦しむものです。

介護保険制度ができたことで、家庭崩壊を起こしていた家族介護に事業者が参入し、どれだけ介護家族を助け、安心、人間らしい生活を保障しているか、その効果は十分認めますが、収入が増えることのない年金暮らしの高齢者に有無を言わさない年金天引きをするこの制度は、その後の後期高齢者医療制度や国保税でも前例となっており、何も抵抗できない制度だからこそ保険料の値上げは慎重でなければならないはずです。それなのに国は、公費50、保険料50の負担割合はそのままにして保険料の1号被保険者対2号被保険者で前回19対31を20対30に引き上げたのに続いて、今回もまた21対29に65歳以上の高齢者のところだけを上げました。

また、国が第4期で行ってきた介護職員の賃金を月1万5,000円程度引き上げる処遇改善交付金を3月で打ち切り、代わりに事業者へ支払う介護報酬を1.2%引き上げることにして国の出し分を1,400億円も減らす一方で、保険料や利用料、自治体への負担も増やしました。第5期の給付費見込み額が第4期の28億8,000万円から3億3,000万円も増えて32億1,000万円になったのは、このような国の制度改悪が根源にあるからです。

サービスを使えば保険料も上がって当然と見せかけながら、実は国の負担を減らすために、まさに年金暮らしの高齢者をターゲットにした負担増で、今回、全国的に保険料が大幅アップになっている最大の要因となっています。民主党政権は、保険料アップにつながらない方法で介護労働者の賃金を月4万円程度引き上げるという2009年の選挙公約を投げ捨てて国民と自治体への負担にした、国民への公約違反が最大の原因となっているのです。

介護報酬の引き上げは、政権交代直前の自民政権当時でも、民主党や共産党などとの野党4党が法案を提出したのを受けて、自公政権のもとでも国が直接出すことにした交付金でした。それなのに、民主党政権の公約違反の財政運用でさらに深刻になった財政危機を、国

の責任を投げ捨てて国民負担増で乗り切ろうとする税と社会保障の一体改革の一環であることは明瞭で、このような弱いものいじめの悪政に対し、防波堤となって住民を守るのが地方自治体の役目でもあるはずです。現に、いろいろと工夫をして大幅引き上げを回避している自治体も出ています。

当町は、介護給付費準備基金も底を突き、繰越金もわずかしか見込めないとのことですが、それなら、負担の限界を超えている年金暮らしの高齢者を守る方法は町独自の一般会計からの繰り入れを決断するしかないはずです。町長は、県全体から見ても当町の保険料は高くないので現段階では繰り入れは考えていないと言われましたが、先ほどの一般質問でも、国保のところで述べましたように、当町の所得水準自体が低いこの町の状況を考えれば、保険料の額の多少の比較だけで判断はできないはずです。一般会計からの繰り入れではありませんが、給付費を少なく見積もって保険料値上げを回避することを決めた自治体に対し、ほかの県でもこれで足りるのかといろいろ追求するそうですが、値上げをしない方針だと町長さんが頑張っているという話も聞きました。本当にペナルティーなどがあれば、町民を守るためにも議会も行政も一丸となって国へ抗議をするべきで、民主党政権が自らの公約を破って負担増を押しつけているのに比べれば、どちらが罪が重いかは明らかです。

また、保険料高騰を防ぐには介護予防事業や福祉事業に力を入れなければならないのは当然ですが、国は、一般会計で行わず介護保険特別会計で保険料を使って行えるように変え、このことも保険料値上げにつながっています。予防や福祉事業は町の施策として取り組むべきで、介護保険でやるなら保険料負担分は一般会計から繰り入れるのが当然ではないでしょうか。そうしなければ、担当の職員の皆さんも保険料につながることを心配して、どんどん必要な予防事業を積極的にやれなくなるのではないのでしょうか。介護保険制度は民間に営業として行わせるもので、事業者は経営を守るためには懸命に利用者を集めなければなりません。町が予防事業の手を抜けば、不安がいっぱいの高齢者は介護保険サービスを頼るしかなくなりません。

本来は、高齢になっても自立した生活を送るために、軽度のと時から上手にサービスを活用して重症にならない支援が求められ、そのための高齢者一人一人と顔を会わせた地域包括支援センターや保健指導の重要性は増える一方です。現在も24時間対応体制をしいて限界を超えた努力をされているこれらの担当の職員の皆さんが、安心して余裕を持って任務に当たることができるようにするためにも、職員を増やすことや地域のつながり、ボランティアの育成・連携、高齢者が触れ合える場所づくりや生きがいづくりなど、町の施策としてもっと力を入れ、重症化させない覚悟が必要です。

高齢者の負担は限界であることの認識が薄く、次々と高齢者負担を増やす国へ何の抵抗も示さない町では、町民の暮らしも福祉も守れなくなることを指摘して、当条例改正に反対の討論とします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、森君。

○7番（森 照信君） 7番、森です。私は、議案第9号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について賛成の立場から討論します。

これは、3年ごとに介護保険料の見直しということで、これまでの実績に基づき平成24年度から平成26年度までの介護保険料を算出したものです。

先日の9日に第1常任委員会で、主に介護給付費の推計について、介護サービスごとに詳しい説明を受けました。また、その内容については的確な数値の予測を立てているとともに、そのほかの数値につきましても算定の方法やその値は適当であり、そこから導いた介護保険料については適正なものであると考えます。

よって、私の賛成の討論といたします。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する副委員長長の報告は可決です。

議案第9号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例については、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第9号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例については、副委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第 4 議案第25号 平成24年度川根本町一般会計予算

◎日程第 5 議案第26号 平成24年度川根本町国民健康保険事業
特別会計予算

◎日程第 6 議案第27号 平成24年度川根本町後期高齢者医療事
業特別会計予算

◎日程第 7 議案第28号 平成24年度川根本町介護保険事業特別
会計予算

◎日程第 8 議案第29号 平成24年度川根本町簡易水道事業特別
会計予算

◎日程第 9 議案第30号 平成24年度川根本町温泉事業特別会計
予算

◎日程第10 議案第31号 平成24年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計予算

○議長（板谷 信君） 日程第4、議案第25号、平成24年度川根本町一般会計予算から日程第10、議案第31号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

本案について予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、山本信之君。

○予算特別委員長（山本信之君） それでは、予算特別委員会に付託された平成24年度川根本町予算について、委員会審査の経過と結果を報告します。

3月2日、3月定例会本会議終了後、特別委員会の正副委員長の選出を行い、委員長に私、山本信之、副委員長に中野暉君が選出されました。

委員会審査は、3月5日から9日までの5日間、川根本町役場3階大会議室で午前9時から行われました。

委員会では、所管課長のほか関係職員の説明を求め、平成24年度一般会計予算1件、特別会計予算6件の審査を行いました。

3月12日は、午前9時に役場本町を出発し、林道富沢線災害工事現場など町内4カ所の施設、現場を視察しました。午後1時10分から議案第25号、平成24年度一般会計予算から議案第31号、いやしの里診療所事業特別会計予算までの7つの予算について採決を行いました。

それでは、本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第25号、平成24年度川根本町一般会計予算は原案可決です。

議案第26号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は原案可決です。

議案第27号、平成24年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は原案可決です。

議案第28号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計予算は原案可決です。

議案第29号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は原案可決です。

議案第30号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計予算は原案可決です。

議案第31号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は原案どおり可決です。

審査における質問、意見、要望等、全体を報告すべきではありますが、皆様のお手元に資料をお配りしてありますので、その中から主なものを抜粋して報告をさせていただきます。

一般会計。3月5日月曜日、生涯学習課、9時から12時8分まで。これは歳出です。10款4項1目社会教育総務費、13節小学校5年生県内研修事業（平成24年は生涯学習課所管）と中学生海外英語研修事業（平成24年は教育総務課所管）の担当課が入れ替わった理由について質問があり、各事業の内容を検討し、所管課の入れ替えとなったとの回答があった。

総務課、13時から15時11分まで。9款1項1目常備消防費、13節、救急輸送について様々な意見が委員から出された。救急車の適正利用については総務省のホームページでPR等し

ているとの説明があり、救急車の利用については消防署と今後検討し、整備していきたいとの回答があった。

出納室、15時27分から15時56分まで。2款1項4目会計管理費、8節講師謝礼は、資金管理課運営委員会の講師謝礼であると説明があった。議員も参加されたいと望むとの要望が委員からあった。

議会事務局、15時56分から16時11分まで。2款7項1目監査委員費、志太榛原管内の監査委員研修会の現状について質問があり、現在は志太榛原管内の研修会はなく、県で行う研修に参加しているとの回答があった。

3月6日、生活健康課、9時から11時35分まで。3款1項9目後期高齢者医療費、13節人間ドック費用助成委託料の増額について質問があり、23年度は増額補正を行い、24年度は1泊2日コースを19人、日帰り（1日）コースを30人、脳ドック検査を26人分で計上したとの回答があった。

建設課、14時50分から16時15分まで。8款2項1目道路維持費、15節、箇所づけがない予算部分について質問があり、地区からの要望や緊急な要望箇所に備えるための予算であると回答があった。

3月7日、企画課、9時から11時10分まで。2款2項4目環境企画費、大井川の水利権更新時期について質問があり、平成30年3月に大井川、大間、湯山、12月に湯山の各発電所、平成31年に久野脇（塩郷ダム）、川口発電所、畑薙第1、第2であるとの回答があった。

商工観光課、13時から16時10分まで。7款1項3目観光費、13節、寸又峡露天風呂の改修計画について質問があり、泉質はよいが建物が古く狭いので整備して今より利用しやすいものとなるよう、24年度で計画を策定するとの回答があった。

3月8日、福祉課、9時から10時55分まで。3款2項2目児童福祉施設費、20節徳山聖母保育園運営費の増額について質問があり、23年度41人が24年度は44人に増えた。藤川保育園が廃園になり零歳児を預けることができるため、希望者が多くなったとの回答があった。

税務課、13時から14時まで。2款3項2目賦課徴収費、19節、算出根拠と実績について質問があり、移管5件、滞納額343万6,416円に対して収納は116万円との回答があった。

産業課、14時20分から16時5分まで。6款2項2目林業振興費、8節有害鳥獣捕獲報償金の1件当たりの単価は、猿が2万円、イノシシが1万円、シカが5,000円であるとの説明があった。

3月9日、教育総務課、9時から11時43分まで。10款3項2目教育振興費（中学校）、13節海外英語研修事業委託料については、英語力の一定基準を満たしている生徒については補正してでも増員を考えている。今年度は50名中18名を予算化しているとの説明があった。

特別会計、3月6日、国民健康保険事業特別会計、11時35分から12時15分まで。それで、午後1時から2時12分まで。2款2項1目一般被保険者高額療養費、高額療養費が増えていることに関して、今後一般会計からの国保特会への繰り入れを考えてほしいとの意見が委員

からあった。町長から、基本的には特別会計の中で処理できるような仕組みをまず考えていかなければならないと思うとの回答があった。

後期高齢者医療事業特別会計、14時13分から14時21分まで。1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節、対象者の人数と1人当たりの納付金額について質問があり、2,294名で1人当たり3万7,163円との回答があった。

いやしの里診療所事業特別会計、14時21分から14時40分まで。1款1項1目一般管理費、1節、医師に支払う金額は幾らかとの質問があり、2節、3節、4節は看護師を含む金額であり、医師募集時は年額報酬1,800万円から2,000万円まで提示しているとの回答があった。

簡易水道事業特別会計、16時25分から16時53分まで、2款1項1目水道維持管理費、13節、水源地の落雷の対策について質問があり、24年度に防雷対策業務委託料を新規計上し、対策を検討し計画をつくっていききたいとの回答があった。

3月7日、温泉事業特別会計、16時10分から16時28分まで。3款1項1目基金積立金、過去に基金の取り崩しがされていないように見受けられるので、今後検討をしてほしいとの要望が出された。

3月8日、介護保険事業特別会計、10時55分から11時49分まで。1款3項2目介護認定審査会運営費、1節、構成員は医師3名、歯科医師2名、その他看護師、ケアマネなど11名との説明があった。

以上、審査内容を抜粋して幾つかの報告をいたしました。

これで、予算特別委員会の審査報告を終わります。

審査を行うに当たり、各課長並びに関係職員の皆様にはわかりやすい説明をいただき、スムーズに委員会を行うことができましたこと、心より感謝申し上げます。

また、町長、副町長にも連日御出席をいただき、誠にありがとうございました。

特別委員会の委員の皆様からは、活発な意見、要望などが出され、大変有意義な委員会であったと思います。

皆様の御協力により、予定どおり委員会を終了することができましたこと、改めて深く感謝申し上げます。

以上、予算特別委員会の報告を終わります。

○議長（板谷 信君） これで予算特別委員長報告を終わります。

予算特別委員会は議長を除く全議員が所属となっておりますので、委員会審査の経過と結果に対する質疑は省略します。

（「議長、1カ所訂正を」の声あり）

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 2ページなんですけれども、真ん中辺の救急車のところなんですけれども、常備消防費の救急搬送についてという下の段、「ページでPR等しているとの説明があり」、その後「救急車の利用については」じゃなくて、予備車の配置のことを私は言

ったんですよ。「消防署と今後検討し、整備していきたいとの回答があった」ということで、救急車の配備なんです、利用ではなくて。利用の仕方じゃなくて配備。もう1台、2台目を置いてほしいということを行いました。

○議長（板谷 信君） 鈴木議員、それでは取りまとめのところで間違っていたと。

○10番（鈴木多津枝君） そうですね。

（「読み間違いじゃないんですか」の声あり）

○議長（板谷 信君） 読み間違いではなくてね。

○10番（鈴木多津枝君） はい。ということ、経過についてどうしてこういうふうになったかなというのは聞かなくてもいいけれども、一応、多分私の発言だと思いますので。

○議長（板谷 信君） 委員長、まとめる部分が勘違いしたような形でまとまっていたのか、ここに書いたとおりの確認の上でまとめたのか、そこのところだけ回答してくれれば。

○10番（鈴木多津枝君） 確認をしてからでもいいです。私はこういう記憶が。

○議長（板谷 信君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時46分

○議長（板谷 信君） 会議を再開します。

ただいま休憩前に10番議員から、委員長報告の中に若干不正確な部分があるのではないかというような意見がありました。これについて委員長より答弁をお願いします。

○予算特別委員長（山本信之君） そのままで、やっぱり、「救急車の利用については消防署と今後検討し、整備していきたい」との回答でいいです。

○議長（板谷 信君） 文面はそのままということの回答がありました。

これから議案第25号、平成24年度川根本町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番です。原案に反対の立場で討論をいたします。

昨年、町のブロードバンド整備事業で、住民投票で決めてほしいという有権者の3分の1を超える署名を添えた直接請求を議会が5対6で否決して以来、当町は町長解職、議会解散を求めるダブルリコール請求の渦に巻き込まれ、今まさに住民投票の真っ最中で、しかも、議会は解散すべきと主張されていた4議員が、解散する必要はないという議会の弁明書が可決したことで辞職され、中澤議員も体調不良で長期欠席のもと、本日は調子がいいのか出席されていますけれども、実に12人中5人が欠けるという異常な状況で、3月議会予算審査を会期も通常より1週間ほど縮めて、準備もまとめも十分な時間がとれない超特急の日程のも

とで、それでも局長の配慮で委員会審査だけは例年どおりの時間を確保して、24年度予算審査だけは7人しかいない議員の少ない質疑に支えられて実にスムーズに進みました。

重要な3月議会がこのような状況でよいのか、新しい議会で十分な審査をやるべきではないかと何回も疑問を抱きましたが、議会の早期解散請求を否定し続ける議員が多数を占める以上、私もやめるわけにはいかないと可能な限りの時間を割いて対応しましたが、準備が間に合わなくて、ただ審査に臨んだところも幾つかありました。

そういう不安定な状況で、行政の職員の皆さんは住民や議会のあらしに翻弄されながらも平静を保ち、冷静に3月議会に対応されたことに心から感謝とお礼を申し上げます。

24年度一般会計予算は、20年度から行われた政権交代に関係した国の経済対策関連や生活環境対策などのいろいろなばらまきも終わり、23年度予算より額にして1億3,200万円、率にして2.3%減の55億1,300万円の縮小予算となっていますが、消費費や教育費、災害復旧費では少し増え、それ以外ではすべての款で減額しています。昨年の東日本大震災による膨大な復興費用の必要や国勢調査による人口が5年間で900人の減少だったことなどで地方交付税の減額が心配されましたが、大きな影響はないとのことで、1億円増額して予算計上し、交付税の代わりに臨時財政対策債も8割方の3億5,000万円が計上され、基金取り崩しも5億円余の計上、繰越金も例年どおり1億円計上するなど、かなり余裕のない財源計上で、本年度のように大きな災害が幾つも起きたと何か何か緊急な支出が生じた場合、大丈夫かと少し心配になるところがあります。

それだけに、不要不急の事業になっているかが問われるわけですが、特に大きな事業はない代わりに、土木費でも農林事業費でも商工観光費でもほぼ例年どおりの事業を計上し、町長の提案理由の説明にもあるように、東日本大震災や河川災害などを教訓に災害対策や住民生活に密着した、例年以上に町民の要望にこたえた内容の予算になっているという点は評価いたします。

また、佐藤町長になって特に力を入れている中学卒業までの子供の医療費無料化や、子宮頸がんワクチンやインフルエンザ予防接種など各種予防接種の補助拡大は大いに評価できるものです。

しかし一方で、インフルエンザ予防接種が、23年度は自己負担がゼロだった60歳から64歳までの非課税世帯や65歳以上の方を自己負担500円にしているのは、70%を超す高齢者の予防接種率を引き下げ、予防に逆行するのではないのでしょうか。500円くらい大した額ではないと考えたのかもしれませんが、むしろ30万円ほど負担増で30万円ほどの収入になります、これがなければやっていけない額ではないはずです。

総務費の1款8項自治会振興費に、集会所の耐震工事を全額町費で実施する町所有15カ所で4,375万4,000円、地区所有の集会所7カ所で1,544万6,000円が計上されています。災害時には住民の避難場所となる重要な施設で、大変評価できますが、そのように行政が責任を持つべき公共施設である集会所の修理や建物保険料には相変わらず地元負担が発生しているこ

と、さらには大規模修繕で上岸集会所に1,330万円の補助が計上されていますが、3分の2の補助なので、これから計算しても地元負担は665万円にも上ります。狭過ぎて住民が入れないので増築するとのことですが、数年前に建て替えたもので、やはりそのときも1戸当たり平均して20万円ぐらい負担をするよという話を聞いております。それ以上大きくすると負担に耐えられないために規模を抑えたのではないかと想像します。

このように、町がやるべき施策には地元負担が生じない工夫をしないと、避難所さえ確保が難しいのではないのでしょうか。

2項企画費の5目情報政策費、9節旅費に先進地視察に行くための交通費18万8,000円が計上され、情報基盤整備について庁舎内職員による検討を進めるとの説明でしたが、このことで混乱を招いた今までの経過を見れば、行政が計画し決めて進めるというやり方ではもう住民が納得しないことは明らかです。町が独自で運営する光ケーブルはだめだと事業がとめられたのであり、だからといってやらなくてよいというわけでないのは、住民投票が二者択一だから住民の気持ちがわからないと否決し、広範な意見が聞けると胸を張る住民アンケートに寄せられた意見からも明らかです。

地域格差の是正も急ぐ必要があり、高速インターネットを希望する人へ情報基盤整備をどうするのかは、庁舎内職員だけで進めるのではなく、関心の高い住民を巻き込んで早急に対策委員会を立ち上げ、オープンで検討を進めるべきだと思います。

3款3項1目災害救助費で、14節に孤立した富沢地区支援ということで140万円、20節に民間住宅を借りた人への家賃補助として180万円が計上されましたが、もう半年以上も苦しい生活を、集落で力を合わせ助け合って乗り越えておられます。今一番欲しいのは何といっても車が通れる道の確保だと現地の皆さんは言われます。本当にそのとおりで、歩道が確保できても、もし火事になったらとか救急車が必要なときはとか万一亡くなる人が出たらどうするんだなどなど、地元の方々の不安は絶えません。せめて、工事中仮設橋は町が責任を持って管理するからと県に撤去を延ばしてもらおう交渉に、国会議員、県議員などにもお出まし願って取り組むべきではないのでしょうか。

6目環境衛生費、19節の細節24で猫避妊去勢手術費用助成金が昨年創設されましたが、98万円の予算から77万2,000円に今年は減額しています。対象の猫がいないわけではなく、補助制度ができてはまだまだ自己負担が高くて、やりたくてもできないのが現状です。予算が余ったとって減らすくらいなら、補助率を上げて少しでも使いやすくするべきではないでしょうか。

6款1項9目の自然休養村運営費の耐震補強計画設計業務委託料880万円も、どれだけの工事になるかは設計をやってみないとわからないとの答えは納得できません。

7款1項2目の商工業振興費、19節で、高齢者や商店に好評だったプレミアム商品券1,048万円がなくなり、商工業者の命綱である利子補給3件が計210万円で同額なのは残念です。好評な住宅リフォーム推進事業補助が1,200万円から1,500万円に増額しているのは評価

しますが、新規のおもてなしの店づくり整備事業費補助金1,000万円や継続の売れるものづくり支援事業費100万円など、商工会などから上がったことではなく、関係者との十分な協議が必要だと思えます。

9款消防費で、ようやく防災ラジオを戸別受信機未設置世帯1,400戸へ整備する予算が計上されました。避難所となっている小中学校体育館への発電機整備も大いに評価できます。デジタル移動通信システム設備設計業務委託料1,250万円は同報無線のデジタル化ですが、整備方法などもっと丁寧な説明をして、意見を酌み上げて進めるべきと思えます。

10款教育費は、前年度より5,000万円以上も予算が増えた数少ない款の一つですが、その中で、1項3目21節奨学金貸付金が60万円のまま、利用者も少なく2人だけで、1人月1万円の貸し付けではお小遣いの足しぐらいにしかならず、大学へ行く経済支援としては余にもお粗末です。もっと額を上げて、子供たちに学ぶ機会を提供できる制度とするべきです。また、中学2年生のカナダ英語研修も、英語学力アップに力を入れると目的を変えて社会教育担当から中学校の義務教育費の方へ移動になりましたが、予算は今までと同じ18人分の660万円です。義務教育の機会均等の立場からも、希望する生徒にはできる限り公平な機会を保障できるよう、子供の未来にける予算を増やしてほしいと思えます。

まとめる時間もなく、たくさんの意見や要望がある中で絞るのは本当にやっとの思いですけども、評価することの方がはるかに多い24年度予算にあえて反対するのは、今まで言い続けてきたこと中でも、どうしても直してもらいたいと言わなければいけない幾つかのことがあったからです。

その一つに、先ほど勘違いしていたんですけども、救急車の予備車が廃止されて救急車が1台になり、町民の不安が高まっているということに対して、委員長の報告では、私が発言したことは報告されなくて、その前の高畑議員が発言したことに対する課長の答弁というより、むしろ課長が私の質問に答えていなかったということで、利用については、消防署と今後検討し、整備していきたいという回答があったというふうに、これは委員長の責任ではなくて、テープを起こしたものを先ほどみんなで確認しましたがけれども、結局、私が言ったことには答えていなかった、私はぬか喜びをしたんだということで、反対討論には最初入れなかったんですけども、ここにどうしても、町民の皆さん方から救急体制が本当に不安だと、救急車をもう一台増やしてほしい、特に奥の方へ置いてほしい、そういう意見がたくさん来ていますので、つけ加えさせていただきます。

これまでも、多くの意見に耳を傾けて、行政の職員の皆さんが町民に喜ばれる行政、安心して住み続けられるまちづくりを進めてくださったことに心から感謝いたします。そしてこれからも、町の主人公は町民であることを忘れないで、温かい、夢のあるまちづくりを進めてくださることを切に要望いたしまして、私の反対討論といたします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） 11番、中田です。

議案第25号、平成24年度川根本町一般会計予算に賛成の立場から討論をします。

本年度の総額予算は55億1,300万円、前年度より1億3,200万円の減額予算ですが、今年度の予算編成を見ますと、昨年襲来した台風災害の復旧工事、今後起きかねない災害に向けての対策費、健康で過ごしやすいための保健、医療、福祉の充実、特にインフルエンザの接種費用の乳幼児から高校生は無償、19歳から高額者までの医療負担の軽減はされております。ワクチン、がん検診費用の負担など安心・安全のまちづくりの配慮があり、また町内の商工観光業、農業においては、おもてなしの店づくり整備補助金の創設、お茶の市場開発調査推進事業、茶業推進対策費等は昨年より増額しております。林業では、林道費の増額、町内産木材利用の住宅建設への補助制度の増設、また本町への定住者促進のための空き家バンクの開設、空き家改良補助制度など、減額予算の中に町の先を見込んだ予算があることを思い、私は賛成の立場から討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから議案第25号、平成24年度川根本町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第25号、平成24年度川根本町一般会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第25号、平成24年度川根本町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第26号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第26号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第26号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第27号、平成24年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。議案第27号、後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

毎回述べていることですが、反対といいますが、当会計は町に裁量の余地がほとんどないもので、あるとすれば保険料の普通徴収者に対して保険料徴収における納付相談を手厚く温かな対応をして、短期被保険者証や資格証明書の発行にならないよう努力することができるかどうかぐらいです。とはいいますが、普通徴収者は介護保険同様、年金が月額1万5,000円以下の人と75歳になった年の人だけで、それでも当町は22年度決算で滞納額が40万円余あり、不納欠損も2人で3,190円行っています。窓口で10割負担を一たん払わなくてはならなくなる資格証明書の発行は今のところないとのことで、ほっとしていますが、年金が月1万5,000円以下の人たちが保険料が払えなくて当然という状況なのに、このような資格証明や3カ月間で期限が切れ滞納していることが明らかにわかる短期被保険者証などを高齢者へ出すこと自体、受診抑制を促すもので、重症化、手遅れの実例が全国では後を絶たないという大きな社会問題として報道されています。

また、この制度は、平成20年4月より始まった75歳以上の医療費がかかる高齢者全員を後期高齢者として都道府県単位の広域連合に囲い込み、65歳から74歳までの前期高齢者と名づけた世代でも一定の障害を持っておられる医療費がかかる方も囲い込んで、かかった医療費を現役世代の医療保険料に別立てで加算して毎年負担額を引き上げて、高齢者が増えるところなのに医療費がかかるということを見せつけるだけでなく、高齢者に差別医療と際限ない負担増を持ち込んだ、世界にも類を見ない冷たい親不孝制度です。

75歳以上のいわゆる後期高齢者には医療費の1割を負担させ、県単位の広域連合で運営していますが、議員は少なく、協議の中身は全く報告されません。保険料は2年に1回見直しとされており、民主党は、政権に着く前、公約で廃止を掲げて政権交代の大きな要因となりましたが、政権に着いても廃止を先延ばしにしたまま、政権交代後の22年度に続いて24年度は2度目の見直しが行われ、全国的に負担の限界である低所得者の高齢者への保険料値上げが行われることが問題になっています。

静岡県でも、均等割が3万6,400円から3万7,900円に1,500円値上げとなり、所得割でも7.11%が7.39%に0.28%の値上げとなります。高齢者の医療費が県平均より20%以上も低い

当町では、制度開始時に激変緩和策として6年間で県平均の保険料に到達するよう低い保険料が設けられましたが、今ではそのことがあだになって、今回も均等割で県の1,500円の値上げに対して当町は2,626円の値上げ、所得割でも県の0.28%値上げに対して当町は0.51%もの値上げで、他市町より大きな値上げ額となり、24年度予算の介護保険料徴収額が683万円も増額になっています。

当町の75歳以上の1人当たりの医療費は、今でも県下で一番低い状況です。小さな町だからこそ、顔が見える保健福祉事業の取り組みが効果が上がっており、所得水準が低い高齢者が多い町にとって値上げは重大な問題なのに、議員も出せない、声も届かない広域連合でこのような重大な問題が協議されていないのは、制度そのものの欠陥としか言いようがありません。

高齢者の負担は限界を超えているというのはだれもが認める常識です。当町でも受診抑制方向と重症化による医療費の増加傾向があらわれており、少しぐらいぐあいが悪くても我慢して暮らしておられる高齢者が増えていることが想像されます。

当会計は、広域連合で決められた保険料を集めて広域連合へ納めるだけの会計とはいえ、町の担当者の努力の結果も町民の健康維持の努力も何ら反映されることなく、当町の行政も議員もだれ一人参加することのできない、高齢者本人の声も届かない広域連合で機械的に保険料が決められる冷たい制度です。一日も早く廃止して国保へ戻し、年をとっても家族の一員として、切り離すことなく、だれもが安心して早期受診、早期治療ができる制度になるよう、当町も行政、議会協力して国へ声を上げることを求めて、当会計の反対討論とします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。1番、中野君。

○1番（中野 暉君） 1番、中野でございます。私は、議案第27号、平成24年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、賛成の立場から討論をいたします。

平成20年度から開始された医療制度で、国の制度のもと、広域連合からの保険料等負担金をもとに予算化しているものであり、支払う金額は実績に基づく保険料で、保険基盤安定負担金でございます。安定した医療制度について、現行の制度のもと、後期高齢者医療事業特別会計予算は適正に予算化されているものであり、妥当なものと認め、原案に賛成といたします。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論は終わります。

これから議案第27号、平成24年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第27号、平成24年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立多数です。

したがって、議案第27号、平成24年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第28号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。議案第28号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

議案第9号の介護保険条例の改正で、国の制度改正で高齢者への負担増を求める許しがたい内容や、給付費見積もり毎年1億1,000万円も増えるという見積もりをしていること、町の保健、福祉、予防事業として取り組むべき地域支援事業に貴重な保険料を充てながら、大幅値上げとなることを回避するためには町独自の一般会計繰り入れを行わないことなどを述べて反対しました。今朝の一般会計からの繰り入れで値上げ回避をとの一般質問でも、相変わらず町長は、一般会計の繰り入れは保険制度の中で適正にやるべきだという答弁がありました。国保の質問でしたので少し違うかもしれませんが、一般会計繰り入れに対する町長の考え方というのは、やはり保険制度は保険制度の中で負担を適正に求めて運営していかなければならないという考え方だということがわかりました。

そのため、制度開始時に基準額で月2,400円だったのが、10年たった今回、基準額で県平均よりも大きい値上げ幅となり、隣の島田市に比べても2倍以上の値上げ幅となると聞いています。所得が190万円から200万円の今第7段階の人を第8段階に移すことで、月額で1,704円の値上げ、年額で2万448円もの値上げとなる、最高9段階で年額1万6,128円より4,000円近くも多い値上げとなるということを先ほども指摘しましたけれども、前回の改定では、最高所得ランクを1.5倍と決めてある基準の保険料率に当町は1.62倍を設けて財源確保を図った、その前回の改正に比べると、高額所得者より多い値上げとなるような不公平な値上げをどうして行うのか理解できないことは、先ほどの条例改正でも述べたとおりです。

24年度予算の保険料額は、特別徴収で1億3,981万円から1億6,537万円に2,556万円も増え、普通徴収でも、23年度は22年度より50万円減っているにもかかわらず24年度は80万円も増える予算が計上されています。65歳以上の町民3,394名全員に大変な負担を強いるもので、今回の大幅引き上げの原因となった介護給付費も3,000万円近く増えています。国・県支払基金の負担額は反対に減らしているというのは理解できない予算計上であり、やっぱり、本気で給付費増を考えているのではなく、過大見積もりをしているからなのかなと考えざるを得ません。

国が高齢者に負担増の照準を当てた制度改悪を進める中で、介護保険制度でも国は介護職

員の賃金を月1万5,000円程度引き上げる処遇改善交付金を3月で打ち切り、国の負担から介護報酬の1.2%の引き上げに切り替えました。このため、国の出し分が1億4,000億円も減る一方で、保険料や利用料は町の自治体の負担が増えることになりました。

また、現役世代から批判が出ないよう半分を1号被保険者と2号被保険者の保険料で見るところで、負担割合を20対30から21対29に65歳以上の高齢者のところを増やしました。給付費の増加は、サービス量の増加だけでなく、介護報酬の引き上げも大きな要因になっていることが明らかです。

このような国のお年寄りいじめの政治に抵抗するには、保険料高騰を防ぐために介護予防事業や福祉事業に力を入れなければならないのは当然ですが、国の言いなりに保険料を使って行う予算では担当職員も積極的にできないのではないのでしょうか。24年度予算でも、地域支援事業、1項の介護予防事業費は23年度より7万2,000円しか増えていないのに、保険料である一般財源は8万4,000円も増額しています。また、2項の包括的支援事業任意事業では、事業費を9万9,000円減らしているにもかかわらず、保険料である一般財源は18万円も増やしています。国が補助率を20%から21%に上げたためとの説明でしたが、ここには職員の人件費も入っており、保険料が町職員の人件費にまで使われていることは、人件費は全額町から繰り入れるという約束さえも守られていないことではないのでしょうか。

保険料を増やして充てながら、肝心のサービスである扶助費では47万1,000円減額で、福祉介護手当は657万円から618万円に39万円減額、老人生活用具給付費8万2,000円もゼロになる中で貴重な保険料を前年より多く充てるなど、これで担当の職員の方が心置きなく十分な予防活動に取り組めるか、大いに疑問があります。予防や福祉事業には一般会計繰り入れを行うか町の施策として取り組まないと、保険料を使うからと担当者の気持ちに抑制がかかり、必要な事業や新しい事業を積極的にやれなくなるのではありませんか。町が予防事業の手を抜けば、不安がいつぱいの高齢者は介護保険サービスを頼るしかなくなります。自立した生活を送るために、軽度のときから上手にサービスを活用して重症にならない取り組みが必要で、そのためには高齢者一人一人と顔を合わせた地域包括支援センターや保健指導職員の責任は重要で、これからもますます増える一方です。

現在も24時間対応体制をしいて限界を超えた努力をされているこれらの担当職員の方々が、安心して余裕を持って任務に当たることができるよう、職員を増やすことや地域のつながり、ボランティアの育成、連携、高齢者が触れ合える場所づくりや生きがいつくりなど、町の施策としてもっと力を入れ、重症化させない覚悟が必要です。先ほどの介護保険条例改正のと同じ、最後の討論の締めになりましたけれども、そのような姿勢も見えない、高齢者の負担は限界であることの認識も薄い、次々と高齢者負担を増やす国への何の抵抗も示さない、介護予防事業予算も削減している当予算には賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

○議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、森君。

○7番（森 照信君） 7番、森です。私は、議案第28号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

これは、介護給付費の推計値や保険料については、さきの条例一部改正の中で述べましたように、その方法や算定の仕方は適当であります。また、サービス等においては過去の伸び率等を参考に予算化されているものであります。

以上のことにより、私は賛成の討論といたします。

○議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから議案第28号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第28号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、委員調報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第28号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第29号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第29号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第29号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第30号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第30号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第30号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第31号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論は終わります。

これから議案第31号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第31号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は委員長報告のとおり決定をすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第31号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第32号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長(板谷 信君) 日程第11、議案第32号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第32号、工事請負契約の変更契約締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成23年度林道施設災害復旧事業林道富沢線災害復旧工事の請負契約の変更契約締結の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、昨年12月14日、平成23年度第4回議会定例会により契約締結の議決を得た工事について、その工事の内容を一部変更の上、その契約金額を384万7,200円増額し、変更後契約金額6,159万7,200円で工事変更請負契約を締結しようとするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番です。請負契約の締結の変更ではないんですけれども、この工事について、一般質問で中野議員がされて、結局19日までしか仮橋が使えない、そして5月のお茶どき前まで歩道は使えるわけですけれども、車道はできない、そういうことになって、結局、富沢の人たちはまた孤立、歩道があるだけは今までよりもましかもしれませんが、生活に必要な車で渡ることができない状況になるわけです。もう少し早くこういう工事を始めていれば、川の仮橋の撤去に間に合ったのかなと素人ながら考えます。なぜ発災して3カ月ですか、12月だから。まで手がつけられなかったのか、その点を説明を求めます。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 今回の林道富沢線の災害復旧工事でございますけれども、この工事につきましては、県・国の林道災害の補助金をいただきましてやるということで計画をさせていただきました。そのためには、現場の調査、測量設計ということで約一月から一月半ほど日数を要することになります。それからその後、国の現地査定というものを受けまして、そこで復旧工法、また復旧金額が決定をいたします。それから工事の決定をいただくこととなりますが、それが二月から三月かかるというスケジュールになります。

今回、大井川の仮設道路が20日以降使えなくなります。そして、復旧箇所の現場へ富沢の皆さんは徒歩で歩いてもらうこととなりますが、資材の運搬とか人の移動もそうですけれども、大変な面もございますので、自分の車は崎平側にあらかじめ出しておいていただきまして、被災現場から富沢集落への荷物の移動とか人の移動につきましては、町で車両をレンタルいたしまして富沢地区に貸与させていただきました。きょう富沢地区に運んでいきましたが、軽トラ2台、それから軽のワゴン車1台、これを町でレンタルして使っていただくということで、させていただいております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 先日、予算特別委員会で現地視察をさせていただきました。そし

て、何て言うのかな、鉄の脚を、足場をつくって、その上に板を敷いて、重機がその上に乗っていました、大きな重機が。そういうことを見ると、歩道のところをもう少し広げて車も通れるように、あの上に板を、要するにちょっと丈夫な板を渡すというふうなことはできないのでしょうか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） この前、現地を視察していただきましたので、現場の状況、把握をしていただいていると思いますけれども、現地ののり面でございますが、見てのとおり非常にもろい土質でございます。今の状況で歩行者についても、本来はある程度の危険がございますので通行にも十分安全を確認しながら歩いてもらうということになりますが、あのとおり土質で、現場、下で工事をやる方たちもちょっと危ないんじゃないかということも感じているようですけれども、そこを無理にといいますか、工事をやっていただいております。

ですので、あそこのり面を重機を入れて車が通れるという幅に掘削して仮設道路をつくるというのは非常に危険な面も考えられますので、それは私たち役場としては計画を控えさせていただきます。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論は終わります。

これから議案第32号、工事請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第32号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時39分

再開 午後 4時02分

○議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程第12 議案第33号 工事請負契約の締結について

○議長（板谷 信君） 日程第12、議案第33号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第33号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成23年度林道施設災害復旧事業林道寺沢線災害復旧工事の請負契約の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る3月14日に8社をもって指名競争入札を実施いたしました。その結果、株式会社梶山組が落札し、契約金額7,266万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から平成24年3月30日を予定しております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 申し訳ありません。全協で今説明していただいたことですが、記録が残った方がいいと思いますので、8社の入札結果状況、それから入札予定価格について、もう一度教えてください。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） それでは、予定価格、それから入札の状況を報告いたします。

予定価格でございます。7,272万5,625円、消費税込みの金額でございます。

入札の状況でございます。友田組、第1回7,030万円、第2回6,960万円。徳山建設、1回目7,080万円、2回目6,957万円。梶山組、1回目7,000万円、2回目6,950万円。藤原組、1回目7,065万円、2回目6,965万円。柳澤組、1回目7,100万円、2回目6,970万円。神田組、1回目7,100万円、2回目6,963万円。石切山建設、1回目7,130万円、2回目6,980万円。大庭組、1回目7,150万円、2回目6,970万円。

この結果、2回行いまして予定価格に達しませんでしたので、最低価格でありました梶山組と随意契約の方に移行しました。最終決定6,920万円ということでございます。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第33号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第34号 平成23年度川根本町一般会計補正予算
（第9号）

○議長（板谷 信君） 日程第13、議案第34号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第9号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第34号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第9号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億6,439万円としたいというものであります。

今回の補正は、町議会議員の辞職に伴う補欠選挙費をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般5ページからごらんください。

第2款総務費、第5項選挙費は58万1,000円の増額です。これは、町議会議員補欠選挙に係る報酬、手当、需用費等の経費です。選挙期日は4月15日ですが、23年度における諸準備経費をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般4ページをごらんください。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は58万1,000円の増額です。これは、選挙費の財源として財政調整基金を繰り入れるものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第34号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第9号は、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第14 議会運営委員会委員の選任

○議長（板谷 信君） 日程第14、議会運営委員会委員の選任を行います。

この選任は、議員の辞職に伴い1名を選任するものです。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって中野暉君を指名します。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は中野暉君を選任することに決定しました。

◎日程第15 駿遠学園管理組合議会議員の選挙

○議長（板谷 信君） 日程第15、駿遠学園管理組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、駿遠学園管理組合議会議員の辞職に伴う補欠選挙です。1名の議員を選挙します。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

駿遠学園管理組合議会議員に鈴木多津枝君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました鈴木多津枝君を駿遠学園管理組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました鈴木多津枝君が駿遠学園管理組合議会議員に当選されました。

ただいま駿遠学園管理組合議会議員に当選された鈴木多津枝君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。



◎日程第16 川根地区広域施設組合議会議員の選挙

○議長（板谷 信君） 日程第16、川根地区広域施設組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、川根地区広域施設組合議会議員の辞職に伴う補欠選挙です。2名の議員を選挙します。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

川根地区広域施設組合議会議員に山本信之君、高畑雅一君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました山本信之君、高畑雅一君を川根地区広域施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました山本信之君、高畑雅一君が川根地区広域施設組合議会議員に当選されました。

ただいま川根地区広域施設組合議会議員に当選された山本信之君、高畑雅一君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。



◎日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(板谷 信君) 日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◇

◎日程第18 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（板谷 信君） 日程第18、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によってお手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◇

◎閉 会

○議長（板谷 信君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成24年第1回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年 3月15日

議 長 板 谷 信

署 名 議 員 中 野 暉

署 名 議 員 山 本 信 之